2022 (令 4) 年度 点検·評価報告書

> 令 4 年 4 月 京都薬科大学

# 目 次

| 序章  | 1  |
|---|----|
| 本章<br>1. 理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3  |
| 2. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | 10 |
| 3. 教育研究組織 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   | 16 |
| 4. 教育課程・学習成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 20 |
| 5. 学生の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 41 |
| 6. 教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | 51 |
| 7. 学生支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·     | 59 |
| 8. 教育研究等環境 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·  | 71 |
| 9. 社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 85 |
| 10. 大学運営・財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 95 |
| 終章 · · · · · · · · 11                             | 15 |

#### 1. 本学の沿革

京都薬科大学(以下、「本学」と記す。)は、1884年に設立された京都私立独逸学校を 礎とし、私立京都薬学校および京都薬学専門学校を経て、1949年に京都薬科大学へと昇 格した。2006年には薬学教育6年制を中心とした新たな薬学教育制度がスタートし、本 学では6年制薬学部のみを設置することとした。また、大学院について、2010年に薬学 研究科薬科学専攻博士前期課程(2年制)を設置し、2012年に薬学研究科薬学専攻博士課 程(4年制)および薬科学専攻博士後期課程(3年制)を設置した。

「愛学躬行(Philosophia et Praktikos)」を建学の精神とした本学の薬学教育・研究活動によって、現在まで約24,000人の卒業生を社会に輩出してきた。

2034年の創立 150 周年に向けて、「先端的な研究に支えられたファーマシスト・サイエンティストの育成を追求する大学」としての地歩を固めることを目的に、2016年 12 月に「京都薬科大学 マスタープラン 創立 150 周年への飛躍」を策定した。

2. 本学の認証評価の経緯と第2期認証評価で指摘された事項への改善対応 本学は、2008年度に第1期認証評価、2015年度に第2期認証評価を受審し、いずれも 適合している旨の認定を受けた。

前回の認証評価においては、中期計画の策定によって薬学領域で力強く活躍できる幅 広い人材育成を行うための教育力を構築するという大学の方向性を明らかにしているこ と、各部署の連携体制を強化し学生の修学支援に取り組んでいること、さらに、薬学の専 門知識に加えて、科学者としての専門性や研究能力、豊かな人間性を兼ね備えた薬剤師で ある「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成に取り組んでいることに関して、評価 を得ている。

一方、大学院において、3 つの努力課題の指摘がなされた。これを受け、自己点検・評価運営委員会で状況確認を行った後、全学的に改善に向けた取り組みを実施した。その概要は以下のとおりである。

1) 大学院学則に定められた薬学研究科の目的は「薬学に関する」という部分を除き、学校教育法に定められた大学院の目的と同じ文言であり、貴研究科固有の目的を設定していないので、改善が望まれる。

大学院学則に定められた薬学研究科の目的を「本大学院は、薬学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、医療及び人類の福祉の発展に寄与できる有用な人材を養成し広く社会に貢献することを目的とする。」と一部改正し、2017年4月1日に施行した。

2) 薬学研究科の博士前期課程において、学位論文審査基準が明文化されていないので、『大学院シラバス』などに明記するよう、改善が望まれる。

「薬科学専攻における博士学位論文審査の取扱いについて」(学長裁定)を改正し、博士前期課程の学位審査体制および評価基準、審査について明記した。本学長裁定は2017年4月1日から施行し、2017年度以降の大学院シラバスにも明記している。

3) 薬学研究科の博士課程および博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し、「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

京都薬科大学大学院学位論文取扱細則を改正(「要綱」として整理)し、博士学位論文の審査を申請できる者の内、「薬学専攻博士課程に4年以上又は薬科学専攻博士課程に5年以上(博士後期課程のみの者は3年以上)在学し、所定の単位を修得した後において博士学位論文の審査を申請せずに退学した者で、退学後2年未満の者」とする条項を削除し、単位取得退学者による課程博士の学位授与申請を認めないものとした。要綱の施行後、対象の大学院生には、2016年4月にガイダンスを開催し、口頭にて説明を行った。

これらの指摘事項に対する改善に加え、自己点検・評価運営委員会の常設と中期計画を活用した自己点検の推進により、本学内部質保証システムの充実を図るとともに、教育研究活動、大学運営の改革・改善に繋げている。

上記の改善に向けた取り組みについて、2019年7月に大学基準協会へ改善報告書を提出した。その結果、再度報告を求められる事項はなく、本学の取り組みが適切であることの評価を得ている。

#### 3. 第3期認証評価に向けて

本学では、PDCA サイクルによる内部質保証を図るための方策の一つとして 2007 年度から 5 年間の中期計画を策定しており、第 1 期中期計画(2007 年度~2011 年度)、第 2 期中期計画(2012 年度~2016 年度)が終了し、2021 年度まで第 3 期中期計画(2017 年度~2021 年度)を推進してきた。2022 年度からの第 4 期中期計画(2022 年度~2026 年度)開始に向け、2021 年度には第 4 期中期計画を策定している。中期計画は、教職協働を共通理念として、単年度毎にアクションプランを策定し、主導する担当課・室を中心に、計画を推進するとともに進捗を管理している。

また、本学では、学部および大学院における教育研究水準の向上および活性化を図り、本学の教育目的および社会的使命を達成するため自己点検・評価を継続的に実施している。本学の内部質保証のための方針において、1. 内部質保証に関する基本的な考え方、2. 推進組織の権限と役割、3. 行動方針を定めるとともに、本学の自己点検・評価運営委員会を中心とした自己点検・評価サイクルを図示し公表している。

第3期認証評価の受審に向けて、点検・評価報告書の作成にあたっては、学長を委員 長とした組織体制を整えて、教員および事務職員によるワーキング・グループを設置し、 教職協働により全学を挙げて自己点検・評価を実施した。

今回の自己点検・評価は、これまでの本学の取り組みに関する活動状況を含めた現状を総括するとともに、その成果と課題を明らかにする重要な機会と位置付けており、「京都薬科大学 マスタープラン 創立 150 周年への飛躍」の実現に向けた本学のさらなる発展に繋がるものと考えている。

## 第1章 理念・目的

# (1) 現状説明

点検・評価項目①: <u>大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究</u> 科の目的を適切に設定しているか。

# 【評価の視点】

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、

研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的

の設定とその内容

評価の視点2:大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

# <1>大学全体

本学の理念・目的は、本学の建学の精神である「愛学躬行」を源泉としてそれぞれ設定されている(根拠資料1-1)。

本学は、1884(明治17)年に京都府御雇ドイツ人教師ルドルフ・レーマン先生の教えを受けた者18名が設立した京都私立独逸学校をその礎としている。彼らはドイツ語を通じて西洋の医学、薬学の知識を自ら修得しようとした愛学の徒である。その後本学は、1892(明治25)年に私立京都薬学校、1919(大正8)年に京都薬学専門学校を経て、1949(昭和24)年に京都薬科大学へと昇格したが、その建学の精神である「愛学躬行」は今に受け継がれている。「愛学躬行(Philosophia et Praktikos)」という言葉は、Philosophiaが「愛知」や「哲学」を意味し、Praktikosが「実践」や「躬行」を意味する。躬行という言葉は「言ったことを自ら実際に行うこと」で有言実行に近い。すなわち、本学の建学精神「愛学躬行」は「学問を愛すると共に、自ら実践すること」を意味しており、6年制薬学においても医療薬学教育と創薬科学研究を両輪とする本学の基本方針の礎となっている。

薬学6年制が実施されて以来、薬学を取り巻く環境も社会情勢と共に大きく変化し、近い将来の社会ニーズさえ予測が困難となっている。このような状況のもと、本学の教育理念および教育目的は、薬学の専門性を基礎として多様に変化する社会ニーズに応えることができるものとした。また、この理念・目的を実現するための具体的方策として、学部および研究科にそれぞれディプロマ・ポリシー(DP、卒業(修了)認定・学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(CP、教育課程編成・実施の方針)およびアドミッション・ポリシー(AP、入学者受け入れの方針)を設定している(根拠資料1-2)。

本学の理念・目的の特徴は、大学全体として教育面だけでなく研究面についても重視していることである。Science (科学)、Art (技術)、Humanity (人間性)のバランスの取れた人材、すなわち「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成するために、学長の強いリーダーシップの下、学部では教養科目から専門科目、実習・演習、実務実習、卒業研究まで6年間一貫した教育プログラムを実践している。このような教育を通して、薬学の

専門知識のみならず、豊かな人間性を育みながら、高度な専門的能力と研究能力を有するファーマシスト・サイエンティストの育成を掲げ、チーム医療、在宅医療等、変革が進む病院・保険薬局・ドラッグストアや、グローバル化した製薬産業界に新たな活力となる多様な人材を送り出している。

また本学では、薬学の広い分野を学んだ後、さらに特定領域のエキスパートを目指す大学院として、6年制学部を基礎とした薬学専攻博士課程(4年)および4年制学部を基礎とした薬科学専攻博士課程(前期課程2年および後期課程3年)を設置している。薬学専攻博士課程は、基礎および臨床薬学に関する高度な学識と研究能力を有した指導的な臨床薬剤師あるいは国際的に活躍できる基礎および臨床薬学研究者を養成することを、そして薬科学専攻博士課程は4年制学部を基礎とした基礎薬学の領域で国際的に活躍できる薬科学研究者を養成することを目的としている(根拠資料1-3【ウェブ】)。

以上のように、研究活動を主軸とした薬学教育を行うことによって、本学が推進する「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成が、本学の理念・目的の主旨となっている。

## <2>薬学部

薬学部では、学則で定めるほか(根拠資料1-4)、以下のように教育理念および教育目的を設定している(根拠資料1-2)。

# 【教育理念】

本学は高度の教育及び学術研究機関として、薬学の教育及び研究を推進することにより、生命の尊厳を基盤として人類の健康と福祉に貢献することを教育理念とする。

## 【教育目的】

本学における教育は、医療・創薬・生命科学に関する幅広い専門知識に基づいた思考力と行動力、さらには豊かな教養と生命の尊厳を踏まえた高い倫理観を伴う人間性を兼備した薬剤師に必要な能力を身につけ、臨床領域をはじめ、創薬科学領域、学術・教育領域、保健・衛生領域等、多様な領域において活躍できる人材を育成することを目的とする。

この教育理念および教育目的は、大学全体として教育面だけでなく研究面についても重視した本学の建学の精神に基づく人材像の輩出に対応するものである。この目的を実現するために、学部生は3年次後期の比較的早い段階から分野・センター等の研究室(以下、分野等とする)に全員が配属され研究活動を2.5年間行う。このような特徴を有する6年間一貫した教育プログラムの実践を通して、薬剤師国家試験合格のみを目指した教育に偏重することなく、研究活動を通じて幅広い領域のニーズに対応できる薬学・医療に関する高度な専門知識・技能・態度、研究能力と人間性を兼備した薬剤師である「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成を推進している。

ファーマシスト・サイエンティストの育成については、次表に示す高い薬剤師国家試験合格率【表1-1】と多様かつ偏りの少ない卒業者進路状況【表1-2】によりその成果が示されている。

【表1-1】薬学6年制実施以降の薬剤師国家試験合格率

| 項目/年度 | 2011   | 2012  | 2013  | 2014  | 2015   | 2016  | 2017  | 2018  | 2019   | 2020   |
|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 本学新卒  | 97.18  | 97.47 | 84.00 | 82.19 | 94.77  | 91.67 | 89.55 | 94.32 | 91.69  | 92.77  |
| 全国新卒  | 95. 33 | 85.09 | 70.49 | 72.65 | 86. 24 | 85.06 | 84.87 | 85.50 | 84. 78 | 85. 55 |

単位:%

【表1-2】薬学6年制実施以降の卒業者進路状況

| 項目/年度 | 2011  | 2012  | 2013  | 2014  | 2015  | 2016  | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 企業等   | 35.0  | 30.9  | 26.2  | 28.4  | 30.6  | 29.2  | 32.8  | 25.9  | 27.2  | 22.3  |
| 病院等   | 27.5  | 26. 7 | 31.1  | 30.3  | 23. 7 | 25.0  | 22. 1 | 25.3  | 25.8  | 20.8  |
| 薬局    | 28. 1 | 34.0  | 27.4  | 26.8  | 33. 1 | 31.4  | 34. 9 | 38.6  | 37.5  | 43.4  |
| 公務員   | 2.8   | 4.5   | 4. 9  | 3.8   | 5.0   | 5.8   | 2.4   | 5. 7  | 2.6   | 3. 1  |
| 進学    | 3. 1  | 2.2   | 2.8   | 2.5   | 3. 3  | 4. 2  | 2.7   | 2.8   | 4.0   | 4.7   |
| その他   | 3.5   | 1.7   | 7. 6  | 8. 2  | 4.3   | 4. 4  | 5. 1  | 1.7   | 2.9   | 5. 7  |
| 計     | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

単位:%

以上のことは、「本学が目指す薬学教育は、Science(科学)、Art(技術)、Humanity (人間性)のバランスがとれ、さらに高度の専門的能力や研究能力を有する薬剤師である ファーマシスト・サイエンティストを育成することである」という本学の建学の精神に基 づく人材像の輩出を目指す教育理念および教育目的に対応するものである。

## <3>薬学研究科

薬学研究科では、学則で定めるほか(根拠資料1-5)、以下のように教育理念および教育目的を設定している(根拠資料1-6)。

## 【教育理念】

薬学の教育及び研究をより一層推進することにより、学術研究の高度化とともに、生命の尊重を基盤として人類の健康と福祉に貢献することを教育理念とする。

# 【教育目的】

高度な薬学の知識と研究能力を身につけ、基礎薬学系及び臨床薬学系の様々な薬学の分野で自立した研究活動を行うことができ、かつ、国際的貢献ができる有用な人材を育成する。

本大学院の薬学研究科には標準修業年限を4年とする薬学専攻、ならびに同5年とする薬 科学専攻(前期2年の博士前期課程と後期3年の博士後期課程に区分)を設置している。

薬学専攻博士課程は6年制学部を基礎とする博士課程であり、薬学の様々な学術分野に おける高度な専門的学識と独創的な研究能力を有した基礎及び臨床薬学研究者並びに臨床 薬剤師の養成を目的としている(根拠資料1-5)。

また、薬科学専攻博士課程は、4年制学部を基礎とする2年制博士前期課程と3年制博士 後期課程から成り、創薬科学あるいは生命科学等の基盤的学術分野における高度な研究能 力を有する薬科学研究者の養成を目的としている。そのなかで博士前期課程は、薬学の基盤的学術分野における専門的知識と技能を修得し、かつ、豊かな教養および高い倫理観を有する薬学研究者を育成することを、また博士後期課程は、薬学の様々な学術分野における高度な専門的知識と独創的な研究能力を身につけ、かつ、豊かな教養および高い倫理観ならびに協調性を有する人材を育成することを目的としている(根拠資料1-5)。

薬学専攻博士課程では、「基礎薬学コース」および「臨床薬学コース」を設定している。いずれのコースでも、特論講義、総合薬学セミナーおよび薬学研究演習は共通であるが、「臨床薬学コース」では、臨床薬剤師としての素養を身につけるための連携病院等における臨床研修プログラムを設定しており、これらをとおして基礎薬学および臨床薬学研究を推進できる人材の養成を目指している。

薬科学専攻では、前期課程において特論講義、公開セミナー、演習、課題研究等、後期 課程において課題研究、総合薬学セミナー、薬科学研究等を設定している。

このような教育の成果は、2015~2020年度までの本大学院修了者の多様な進路状況【表 1-3】によって示されており、本大学院において、本学薬学部における教育を基盤とした「ファーマシスト・サイエンティストの育成」と連関するとともに、さらに発展させ、社会ニーズが高い博士学位を有する薬学研究者を輩出することは、本学の教育目的に対応するものである。

【表1-3】大学院修了者進路状況(薬学専攻博士課程)

|        | 企業等     | 病院等     | 薬局等    | 大学等     | 研究機関等  | その他    |
|--------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|
| 修了者43名 | 15名     | 6名      | 3名     | 13名     | 3名     | 3名     |
| (割合)   | (34.9%) | (14.0%) | (7.0%) | (30.2%) | (7.0%) | (7.0%) |

以上のように、本学の教育理念および教育目的は、建学の精神に基づく人材像と対応するとともに、高い国家試験合格率および多様な進路状況によって裏付けされるように、高度の教育機関として、また、学術文化の研究機関としてふさわしい内容を有するものと判断される。

点検・評価項目②: 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等 に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点 1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2:教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による 大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

## <1>大学全体

建学の精神、教育理念および教育目的は大学公式ウェブサイトにて周知しているほか、 学生便覧、シラバス等、各種冊子に掲載して周知している。特に愛学躬行の

「Philosophia et Praktikos」という言葉は、愛学館1階エントランスホールの正面に掲げ、本学の建学の精神として末永く伝えることとしている。

#### <2>薬学部

薬学部の教育目的は、学則にて周知しているほか、大学公式ウェブサイト、学生便覧、シラバス等に掲載して周知している(根拠資料1-4、1-7【ウェブ】、1-2、1-8【ウェブ】)。

## <3>薬学研究科

薬学研究科の教育目的は、大学院学則にて周知しているほか、大学公式ウェブサイト、シラバス等に掲載し周知している(根拠資料1-5、1-7【ウェブ】、1-6)。

なお、これら情報の公開にあたっては、多岐に亘る閲覧者への対応のために、事業報告 書、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用する等工夫している。

点検・評価項目③: 大学の理念・目的、各学部·研究科における目的等を実現していくた め、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学では、安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的(原則として5年以上)な学内外の環境の変化の予測に基づく計画(以下、中期計画)の検討・策定、ならびに公表を行っている(根拠資料1-1)。この中期計画には、「建学の精神に基づき育成する具体的な人物像とこれを実現する施策」、「科学的思考を育む教育研究活動の展開に関

すること」、「教育環境整備計画及び施設整備計画に関すること」ならびに「3つのポリシーを実現する入試・カリキュラム制度改革に関すること」が含まれており、それらの実現に必要な取り組みが策定されている。

この中期計画の策定は2007年度から5年毎に行われており、これまで「第1期中期計画 躬行プラン(2007~2011年)」(根拠資料1-9)および「第2期中期計画(2012~2016年)」(根拠資料1-10)により、目標達成のための推進項目を設定し、2期10年に亘って改革・改善を行ってきた。第1期では「組織・制度改革」に、第2期では「制度運用と施設整備」に主眼を置いて推進してきた。第3期中期計画の策定にあたっては、とりわけ研究活動を通じた教育の充実による次世代のリーダーとなる人材育成を目指し、創立150周年に向けた長期的ビジョンを描く「京都薬科大学 マスタープラン 創立150周年への飛躍」(以下、マスタープランとする)が理事長、学長および事務局長により策定された(根拠資料1-11)。このマスタープランにおいて、『先端的な研究に支えられた「ファーマシスト・サイエンティスト」育成のために(「薬学のプロフェッショナルの育成」、「先端的で高度な研究を行う大学」)』を本学の目指すべき方針として掲げている。これに基づき、第3期中期計画では、「先端的な研究の展開と教育への反映」、「医療界の各領域でリーダーとなる人材を輩出する大学へ」、「盤石な経営・財務基盤の構築」、「教職協働による大学運営」の4つの章に分類し、本学の教育研究活動、学生支援、大学運営全般に係る改善・改革を計画、実施している(根拠資料1-12)。

本学の中期計画は教職協働体制で策定・推進しており、また具体的に設定された年度毎の計画達成に向けての進捗状況は、2017年度に導入、2018年度から本格稼働した中期目標・中期計画進捗管理システムにて全職員が閲覧可能である。また2019年度からは、理事長、学長、副学長および事務局長で構成される経営推進会議において中間報告として前期終了時点での進捗状況を精査し、その結果を各推進担当部局へフィードバックすることで、PDCAサイクルを機能させている(根拠資料1-13)。2021年度からは、さらに全学内部質保証推進組織である自己点検・評価運営委員会においても中間報告と期末報告を実施することにより、PDCAサイクルがより効果的に機能するような全学的体制を整備している(根拠資料1-14、1-15)。

第3期中期計画の最終年度である2021年度はその推進とともに第4期中期計画の策定を進めてきた。第4期中期計画の策定においては、第3期中期計画策定時に示されたマスタープランを引き継ぐとともに、それに基づいて重点課題およびアクションプランを設定している(根拠資料1-16)。

本学の中期計画の達成状況の検証や見直しに関して、2015年度に受審した大学基準協会の評価において、その適切性が評価されている(根拠資料1-17【ウェブ】)。

以上のように本学の中期計画は、本学のみならず薬学を取り巻く環境の変化にも柔軟かつ迅速に対応し、教育理念および教育目的の適切性の検証を含めた教育研究体制構築の根幹をなすものである。

### (2) 長所・特色

本学の理念・目的は、建学の精神である「愛学躬行」を礎とした薬学の専門性を基礎と して多様に変化する社会ニーズに応えることができるファーマシスト・サイエンティスト の育成である。この本学の理念・目的を基軸に社会情勢等を考慮して設定した中期計画は、「全学をあげた教員と事務職員の"共同"と"協働"の意識の下、自らあるべき姿を恒常的に見直すことや長所は伸ばし短所は改善する」等、本学の魅力をより引き出すことに大きく寄与している。その結果、最上位クラスの国家試験合格率および博士課程修了者数、多様かつ偏りの少ない卒業生の進路等で表される教育効果のみならず(前述【表1-1、表1-2、表1-3】)、私立大学研究ブランディング事業をはじめとする多くの文部科学省補助事業等への採択等も含め(根拠資料1-18【ウェブ】)、薬学教育評価機構による高い評価(根拠資料1-19【ウェブ】)に裏付けされる優れた教育研究力を長所とする大学としての特色化(ブランディング)に繋がっている。

# (3)問題点

特になし。

## (4)全体のまとめ

大学全体、薬学部および研究科専攻毎に教育理念および目的が適切に設定・公表されており、それらを実現するための中・長期の計画として、2007年度以降5年毎に中期計画を策定し、推進している。この中期計画の推進にあたっては教職協働体制を構築するとともに、各種施策、取り組みに対するPDCAサイクルも十分に機能している。

# 第2章 内部質保証

## (1) 現状説明

点検・評価項目①:内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

# 【評価の視点】

評価の視点1:下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び 手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、 当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との 役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針 (PDCA サイクルの運用プロセスなど)

大学全体としての内部質保証を推進するため、本学では、「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会規程」が定められており、全学内部質保証推進組織として自己点検・評価運営委員会を設置することが本規程第1条に規定されている(根拠資料2-1)。内部質保証に対する本学の考え方については、自己点検・評価運営委員会により策定された「京都薬科大学内部質保証のための方針」のなかの「1. 内部質保証に関する基本的な考え方」において定められている(根拠資料2-2【ウェブ】)。

教育研究活動の質保証を推進するため、点検・評価する事項については「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会規程」第2条において定められている(根拠資料2-1)。また、自己点検・評価運営委員会は、改善が必要と考えられる事項について、教務部委員会、学生部委員会、入学試験委員会、大学院教育検討委員会、その他教学に関する委員会、教育研究附属施設等の運営委員会等の各種委員会へ自己点検・評価を依頼し、各種委員会は当該事項に対する自己点検・評価結果を委員会事務担当および自己点検・評価運営委員会に報告する。その報告に対して自己点検・評価運営委員会は評価フィードバックを行うことでPDCAサイクルを機能させ、全学における内部質保証の推進を行うことが、「京都薬科大学内部質保証のための方針」のなかの「2. 内部質保証推進組織の権限と役割」において定められている(根拠資料2-2【ウェブ】)。また、自己点検・評価運営委員会が、内部質保証推進に必要な各種方針を策定および検証するとともに、教育の企画・設計から運用、検証・改善のためのPDCAサイクルを明確にし、円滑に機能させることが、「京都薬科大学内部質保証のための方針」のなかの「3. 内部質保証推進組織のための行動指針」において定められている(根拠資料2-2【ウェブ】)。

上述したように、内部質保証のための全学的な方針は明確に示されていると判断できる。また、内部質保証のための全学的な方針が策定され、その内容が本学公式ウェブサイトにて公開され、全職員に周知されている(根拠資料2-3)。本方針に基づき、本学自己点検・評価スケジュール(根拠資料2-4)が策定されており、内部質保証に関する取り組みの円滑化に繋がっている。以上から、内部質保証のための全学的な方針の設定と手続の

明示が適切に行われていると判断される。

点検・評価項目②:内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

# 【評価の視点】

評価の視点1:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2:内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

1992年に教員を中心とする「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会」を設置し、その後事務部門の関係課長および外部委員も加わり、2016年度から「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会」は常置化し、内部質保証体制の構築・整備は完了している(根拠資料2-1)。

自己点検・評価運営委員会の組織については、「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会規程」第3条において、学長が委員長を務め、運営委員会委員は学長が必要と認める教員と事務職員を任命し、学外の有識者については学長が委嘱することが定められている(根拠資料2-1)。具体的には、自己点検・評価運営委員会は、学長、副学長、研究科長、教務部長、学生部長、進路支援部長、図書館長、入学試験委員会委員長、事務局長、事務局次長、企画・広報課長、外部委員等により組織されている(根拠資料2-5)。また、自己点検・評価を行う各種委員会については「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会規程」第6条(根拠資料2-1)において定められており、教務部委員会、学生部委員会、入学試験委員会、大学院教育検討委員会、図書館運営委員会等が該当し、各種委員会の長を務める部長、館長、委員長が自己点検・評価運営委員会委員を務めていることから、内部質保証を円滑に機能させることができる状態にあると判断できる。

内部質保証体制の構築・整備の実態について2021年度第1回自己点検・評価運営委員会において適切性を評価した結果、「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会規程」第3条第1項に構成員として外部委員の区分が明示されていないことが指摘され、5月に規程改正が行われた(根拠資料2-6)。また、2021年5月に管理等担当の事務局次長が新たに設置されたことを受け、自己点検・評価運営委員会委員に加え、体制を整備した(根拠資料2-1、2-5)。詳細は本章の点検・評価項目③に記すが、この自己点検・評価運営委員会は、内部質保証の中心的な責任組織として内部質保証システムを円滑に機能させるためのものとして妥当である。以上のことから、本学の内部質保証体制としての自己点検・評価運営委員会の構築・整備は適切に行われていると判断される。

点検・評価項目③:<u>方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能している</u>か。

## 【評価の視点】

評価の視点1:学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定

のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2:方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3:全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育

のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4:学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5:学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の

計画的な実施

評価の視点6:行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等

調査等)に対する適切な対応

評価の視点7:点検・評価における客観性、妥当性の確保

学部および研究科のディプロマ・ポリシー (DP) 、カリキュラム・ポリシー (CP) およびアドミッション・ポリシー (AP) は、第1章において記述したように、学部および研究科の教育理念・教育目的を基に策定されている。

2021年度第1回自己点検・評価運営委員会において、これら3ポリシーの点検について審議され、学部のポリシーについては教務部委員会と入学試験委員会に、研究科のポリシーについては大学院教育検討委員会にそれらの適切性についての点検を依頼することが決定された(根拠資料2-6)。各委員会で点検・評価が行われた結果、学部、薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士前期課程のCPについては修正案が作成され、教授会および研究科教授会において審議された(根拠資料2-7、2-8、2-9、2-10)。また、APについても点検が行われ、その結果は教授会において審議された(根拠資料2-11、2-12)。その後、自己点検・評価運営委員会に報告、審議された結果、それぞれの点検・評価結果について了承された(根拠資料2-13)。以上のことから、内部質保証の方針および手続に基づき、内部質保証活動が実施されていると判断される。

なお、PDCAサイクルの運営等に関する自己点検・評価運営委員会におけるCOVID-19への対応・対策については、COVID-19禍であっても特別に対応する必要が生じなかったことから、特段の措置を講じなかった。

全学内部質保証推進組織による学部・研究科、その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みについては、2021年度に自己点検・評価運営委員会において外部評価受審に係る点検年度以外の年度の学内自己点検・評価スケジュールについて議論され、決定された(根拠資料2-4)。また、本学の理念・目的の実現に必要な全学的取り組

みが設定されている中期計画について、進捗報告(中間・期末)を自己点検・評価運営委員会に行うことでPDCAサイクルをより有効に機能させる取り組みとすることが2021年度第3回自己点検・評価運営委員会において決定した(根拠資料2-14)。

学部・研究科、その他の組織における点検・評価の定期的な実施については、これまでの実績はないが、2022年度より学内自己点検・評価スケジュールに則って点検・評価を行い、外部評価受審に係る点検年度は、自己点検・評価報告書作成のなかで自己点検・評価を行う予定である(根拠資料2-4)。

本学は、2006年度からスタートした学部6年制薬学教育プログラムの改善を継続的に行うことを目的に、薬学教育評価機構の実施する薬学教育評価を2014年に受審した(根拠資料2-15【ウェブ】)。その結果、自己点検・評価運営委員会が一時的な組織となっていたこと、ならびに当該委員会に外部委員が含まれていなかったことについて指摘を受けた(根拠資料1-19【ウェブ】)。また本学は、学部・研究科等を含む大学全体の改善を継続的に行うことを目的に、大学基準協会の実施する機関認証評価を2015年度に受審した(根拠資料2-16【ウェブ】)。これらの自己点検・評価結果を踏まえ、2016年度から当該委員会を常設とし改善した。また、2019年度から当該委員会に外部委員を加え、自己点検・評価運営委員会規程を改訂した。これら前回の外部評価に対して適切に改善し、報告書として提出した(根拠資料2-17、2-18)。なお、設置計画履行状況等調査での指摘は特に受けていない。

以上のように、本学の自己点検・評価運営委員会は、外部委員を設けるなど薬学教育評価機構および大学基準協会の評価受審の際の指摘を改善した上で、2021年度は学部および研究科の3ポリシーの適切性に関してPDCAサイクルを機能させたことから、学部・研究科等でのその定期的な点検・評価の実施は次年度以降となるものの、本委員会による点検・評価は客観性および妥当性が確保されており、内部質保証システムが有効に機能しているものと判断される。

点検・評価項目④:<u>教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切</u>に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の

公表

評価の視点2:公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3:公表する情報の適切な更新

教育研究活動の状況については、本学公式ウェブサイトの「教育・研究ページ」において公開するとともに大学案内、大学レポート等の冊子体として社会に広く配布することで公開している(根拠資料2-19【ウェブ】、1-22、2-20【ウェブ】)。また、財務、その他の諸活動の状況等については、本学公式ウェブサイトの「情報開示ページ」(根拠資料2-21)において、事業報告書として公開している(根拠資料2-22【ウェブ】)。これらの活

動は、中期計画に基づいたPDCAサイクルに従う毎年の点検・評価により改善が図られている。

2014年度に実施し薬学教育評価機構に提出した自己点検・評価報告書ならびに薬学教育評価機構による評価結果および2015年度に実施し大学基準協会に提出した自己点検・評価報告書ならびに大学基準協会による評価結果を本学公式ウェブサイトにおいて公開している(根拠資料2-15【ウェブ】、1-19【ウェブ】、2-16【ウェブ】、1-17【ウェブ】)。また、2012年度、2014年度および2017年度に実施し文部科学省高等教育局医学教育課へ報告した大学院4年制博士課程に関する自己点検・評価の結果を本学公式ウェブサイトにおいて公開している(根拠資料2-23【ウェブ】、2-24【ウェブ】、2-25【ウェブ】)。これらの報告書および自己点検・評価は外部組織へ提出したものをPDF化して公開していることから、情報は正確であり、信頼性は保証されている。大学案内と財務・事業報告については毎年更新されており、その他の情報については適宜更新されている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況、 自己点検・評価結果等を適切に公開し、社会に対する説明責任を十分に果たしていると判 断される。

点検・評価項目⑤: 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2:適切な根拠(資料、情報)に基づく内部質保証システムの点検・

評価

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性に関する定期的な点検・評価については、外部の認証評価機関である大学基準協会および薬学教育評価機構の外部評価を定期的に受審し、第三者による評価を受けている。また、その評価結果における助言および改善すべき項目については、自己点検・評価運営委員会で点検し、適宜対応している。

今回、大学基準協会の評価受審に際し、点検・評価を行った結果、本学の内部質保証システムを適切に機能させる体制や仕組みが必要と判断したことから、「京都薬科大学内部質保証のための方針」を策定し、同方針の中で「京都薬科大学 自己点検・評価のサイクル」として、全学的な PDCA サイクルを示した(根拠資料 2-2【ウェブ】)。さらにこのPDCA サイクルを実質的に運用するための自己点検・評価スケジュールを策定することで、本学の内部質保証システムを適切に機能させる仕組みを整備した(根拠資料 2-4)。

内部質保証のための全学的な方針に基づき、教授会において学部におけるCP、DPおよびAPの修正について検討された(根拠資料2-7、2-9、2-12)。研究科教授会においても大学院3ポリシーの修正について検討された(根拠資料2-8)。これらのことから、本学において内部質保証のための全学的な方針の策定は、内部質保証に関わる取り組みを有効に機能

させ、その円滑化に繋がっていると判断できる。

今後、内部質保証システムの全学的なPDCAサイクルの適切性については、策定された自己点検・評価スケジュールに基づき、自己点検・評価運営委員会において点検・評価を行う予定である。

以上のことから、本学の内部質保証システムの適切性についての点検・評価と、その結果を基にした改善・向上に向けた取り組みについては、今後、定期的に実施していく仕組みを整備したことにより適切に機能しているものと判断される。

# (2) 長所・特色

本学ではこれまで、教育研究活動を推進するための中期計画の進捗状況についての点検・評価結果およびそれを基にした改善・向上への取り組み状況は、経営推進会議、法人監事監査および理事会で報告・審議されてきた。2021年度からは、自己点検・評価運営委員会においても、中期計画の進捗状況を精査するために、中間報告や年度初めには前年度末報告を受ける仕組みを整備し、本学の教育研究活動を全学的に点検・評価できる体制としている。

## (3)問題点

学部、研究科、その他の組織における点検・評価の定期的な実施については、これまでの実績はない。しかし、2021年度に外部評価受審に係る点検年度以外の年度に実施する学内自己点検・評価スケジュールが策定され、外部評価受審に係る点検年度は、自己点検・評価報告書作成のなかで自己点検・評価を行うこと等が決定したことから、今後はこれらのスケジュールおよび方針に則って定期的に自己点検を実施していく予定である。

#### (4)全体のまとめ

本学の内部質保証に関する取り組みとして、自己点検・評価運営委員会を設置し、内部質保証に関する方針を明示・公開するとともに、具体的な自己点検・評価スケジュールを設定し、実質的に自己点検・評価を行うシステムを整備してきた。上述のとおり、毎年度の自己点検・評価運営委員会から各種委員会等への点検依頼、報告、評価フィードバックおよび中期計画の進捗報告による全学的なPDCAサイクルについては、一部2021年度に実施しているものの、本格的な運用は2022年度から開始する予定である。今後は、2022年度以降の運用後の機能状況を検証し、必要に応じてさらなる内部質保証の機能強化を図っていくことが重要である。

# 第3章 教育研究組織

## (1) 現状説明

点検・評価項目①: <u>大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター、その</u>他の組織の設置状況は適切であるか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究

科または専攻)構成との適合性

評価の視点2:大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3:教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境

等への配慮

本学は6年制の薬系単科大学であり、教育研究の基本組織は、学部(薬学部薬学科)および研究科(薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士前期課程・博士後期課程)から構成される。本学の理念・目的の特徴は、第1章に記述したように、大学全体として教育面だけでなく研究面についても重視していることであり、それを基に学部では、薬学の専門知識のみならず、豊かな人間性を育みながら、高度な専門的能力と研究能力を有するファーマシスト・サイエンティストの育成、そして研究科では学部での学修をさらに発展させることで特定領域のエキスパートの育成を目指している。これら理念・目的に応じて、学部では教養科目から専門科目、実習・演習、実務実習、卒業研究まで6年間一貫した教育プログラムを、そして研究科では学部教育に引き続いた先端的教育研究を実践している。

このような学部教育を支援する目的で、薬学教育研究センター、臨床薬学教育研究センター、情報処理教育研究センターおよび学生実習支援センターの4つのセンターから構成される教育研究総合センターが設置されている(根拠資料3-1)。薬学教育研究センターは、初年次教育から薬学専門教育までの幅広い総括的な学部教育を先導し、臨床薬学教育研究センターは、実務実習を行うために必要な知識・態度の客観的評価である薬学共用試験のOSCE(客観的臨床能力試験)に係る事前学習・実習および実務実習等の臨床薬学教育に関わる事項を統括している。また情報処理教育研究センターは、薬学共用試験のCBT

(主に知識を評価する客観試験)、ICT教育および情報システム管理の円滑な実施に大き く貢献している。さらに学生実習支援センターは、学部学生の実験実習カリキュラムを統 括することで効率的かつ円滑な実験実習の実施を支援し、専門技能の修得や課題解決能力 の育成に貢献している。

本学では、分野、センター等の研究室をその専門性に基づいて、創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系、医療薬科学系、統合薬科学系、基礎科学系および薬学教育系の8つの科学系に分けることで、学部生ならびに大学院生の教育研究を分野横断的に支える体制をとっている(根拠資料3-2、3-3【ウェブ】)。さらにこのような先端的研究のより円滑な推進を図る目的で、創薬科学に関連する研究教育を展開する創薬科学フロンティア研究センター(根拠資料3-4)、実験動物を用いた研究を行うための共同利用

施設であるバイオサイエンス研究センター(根拠資料3-5)、放射性同位元素を用いた研究を行うための共同利用施設である放射性同位元素研究センター(根拠資料3-6)ならびに先端的各種分析機器の有効活用と共同利用を目的とした共同利用機器センター(根拠資料3-7)がそれぞれ設置されている。

医療の高度化や医薬分業の急速な進展に伴い、臨床上の課題の解決のための根拠を自ら研究し創出できる人材が社会から強く求められている。医療薬学研究の推進のためには基礎薬学研究領域との有機的連携に基づく研究展開が重要であるため、本学では、分野横断型研究のためのプラットフォームの構築と学内外共同研究の促進を図ることを目的に、2018年に統合薬科学系を新たに設置した。さらに本学では、大学の国際化および国際的に活躍できる人材の育成を目的として「京都薬科大学国際化ビジョン」(根拠資料3-8)を掲げており、その遂行のために国際交流センター(根拠資料3-9)および事務組織として国際交流推進室を設置して、グローバルに活躍する「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成を支援している。

以上のように、本学の理念・目的の主旨、さらには大学を取り巻く環境等の変化に基づいた学部・研究科の構成や附属施設、センター等の組織は適切であり、社会的要請や大学を取り巻く国際的環境等へも配慮できていると判断される。

点検・評価項目②:<u>教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。ま</u>た、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究環境の向上や大学の機能強化に向けて、第3期中期計画(根拠資料1-12)の「第1章1(2)京薬発の共同研究プロジェクトの推進」、「第1章2(1)多様化する社会に応じた教育研究体制の構築」、「第1章2(3)先端的研究者養成コースと先端的研究施設の構想化」、「第2章1(2)ファーマシスト・サイエンティストを育む教育研究体制の整備」のなかで具体的な施策が掲げられ、各項目のアクションプランに従って個々の取り組みが遂行されてきた。各取り組みはPDCAサイクルに従う毎年の点検・評価により改善が図られており、このなかで教育研究組織の適切性についても検証・改善が図られている。

学部、研究科ならびに附属施設の適切性に関しては、学長ならびに副学長、研究科長、教務部長、学生部長、進路支援部長および図書館長で構成する幹事会(根拠資料3-10)が毎月開催され、そこで定期的に検証している。また、学部の状況に関する点検・評価およびその結果に基づいた改善への取り組みは、教授会(根拠資料3-11)、教務部委員会(根拠資料3-12)、学生部委員会(根拠資料3-13)および進路支援部委員会(根拠資料3-14)が中心となって継続的に行っている。研究科に関しては、大学院教育検討委員会(根拠資料3-15)が中心となって、本学の教育理念・目的に基づいた教育プログラムについて定期的に点検・評価を行い、それに基づいた教育研究組織の変更・追加等が研究科教授会(根

拠資料3-16)において検討・決定される。こうした手続きを経て、常に大学院教育研究組織の適切性について検証を行っている。

附属施設である創薬科学フロンティア研究センター、バイオサイエンス研究センター、放射性同位元素研究センターおよび共同利用機器センターに関しては、それぞれ創薬科学フロンティア研究センター運営委員会(根拠資料3-17)、バイオサイエンス研究センター運営委員会(根拠資料3-5)、放射性同位元素委員会(根拠資料3-18)および共同利用機器運営委員会(根拠資料3-19)が設置されており、各委員会においてセンターの推進・運営状況に基づき組織の適切性について定期的に点検・評価を行うことで、改善・向上に向けた取り組みを継続的に行っている。

以上のような点検・評価に基づいた教育研究組織の改善・向上の実例として、点検・評価項目①に記した統合薬科学系(分野横断型研究のためのプラットフォーム構築)および国際交流センター(国際化対応)の設置が挙げられる。

また、第3期中期計画における「第1章 2 (3) 先端的研究者養成コースと先端的研究施設の構想化」に関して、共同研究施設としての「シナジーラボ」構想をまとめ、統合薬科学系を核としたシナジーラボの具現化を継続して進めている(根拠資料1-12)。

なお、本学の教育研究組織に関する自己点検・評価運営委員会による点検・評価の定期 的な実施については、これまでの実績はないが、2022年度より学内自己点検・評価スケジ ュールに則って点検・評価を行い、外部評価受審に係る点検年度は、自己点検・評価報告 書作成のなかで自己点検・評価を行う予定である(根拠資料2-4)。

本学の教育研究組織におけるCOVID-19への対応・対策については、COVID-19禍であっても特別に対応する必要が生じなかったことから、特段の措置を講じなかった。

## (2) 長所・特色

学部教育を支援する各センターが教育研究総合センターとして組織統合されており、副学長がセンター長として運営を統括している(根拠資料3-1、3-2)。本センターは6年間一貫した教育プログラムの展開を支えるとともに、6年制薬学教育において重要な位置づけである薬学共用試験(OSCE・CBT)に関して、薬学教育研究センター、情報処理教育研究センターおよび臨床薬学教育研究センターが連携することで、そのスムーズな実施に繋がっている。また、学部の学生実習に関して、学生実習支援センターが統括し中心的な役割を果たすことで円滑かつ効率的な学生実習が実施され、高い学修効果が得られている。このように、教育研究総合センターが有効に機能することは、学生に対する一貫した高度な教育研究を展開することに加え、教員が教育研究に専念できる環境の構築に繋がっている。

# (3)問題点

特になし。

# (4) 全体のまとめ

本学は6年制の薬系単科大学であり、学部では教養科目から専門科目、実習・演習、実

務実習、卒業研究まで6年間一貫した教育プログラムを、そして研究科では学部教育に引き続いた先端的教育研究を実践している。この教育研究活動を適切かつ有効に展開するために、本学は学部(薬学部薬学科)および研究科(薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士前期課程・博士後期課程)に加え、これら教育研究を支援する教育研究総合センターおよび附置施設を設置している。このような教育研究組織は本学の教育の理念・目的を実現するために適したものであると判断される。

# 第4章 教育課程・学習成果

# (1) 現状説明

点検・評価項目①:授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

# 【評価の視点】

評価の視点1:課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、

態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適

切な設定及び公表

## <大学全体>

本学の教育理念および教育目的に基づき、学部および研究科の学位授与方針(ディプロマポリシー(DP))を定めている。また、学位授与に関しては、「京都薬科大学学則」第5条、「京都薬科大学大学院学則」第39条および第40条、「京都薬科大学学位規程」および「京都薬科大学大学院学位論文取扱要綱」に定めている(根拠資料1-4、1-5、4-1、4-2)。

#### <学部>

学部では、教育研究上の目的を「京都薬科大学学則」第1条にて、「薬学を基盤とした 学術的探究心と実践意欲を伴う思考力及び行動力、さらには多様性に対応できる人間性を 兼備した薬剤師の素養を身につける教育研究をとおして、医療、福祉及び社会の発展に貢献しうる有用な人材を養成することを目的とする」と定めている(根拠資料1-4)。この 学則に定められた目的と第1章に記載した本学の教育理念および教育目的に基づき、次の ようなDPを定め、学生便覧、学部シラバス、大学案内、大学公式ウェブサイト等に、理解 しやすさに配慮した上で明示し、学内外に広く公表している(根拠資料1-2、1-8【ウェ ブ】、1-22、4-3【ウェブ】)。

京都薬科大学は、教育理念および教育目的に基づき、また、「薬剤師として求められる基本的な資質」を踏まえ、Science(科学)、Art(技術)、Humanity(人間性)のバランスが取れた薬剤師である「ファーマシスト・サイエンティスト」の基本的な素養を身につける教育を行う。本学のカリキュラムにより所定の単位を修得し、ファーマシスト・サイエンティストとしての次の5つの素養を身につけた学生に学士(薬学)の学位を授与する。

- DP1. 多様な医療関連分野において、基礎薬学および臨床薬学の知識・技術を統合的に活用できる。(科学・技術)
- DP2. 問題発見・解決において、基礎薬学および臨床薬学の知識・技術を基に思考・実証できる。(科学・技術)
- DP3. 社会での薬学的知識・技術の活用において、生命を尊重する倫理観および幅広い教

養を基に他者の多様性に対応できる。 (人間性)

- DP4. 薬学的知識・技術を基に多職種連携を担ううえで、他職種との協働に対応できる。 (人間性)
- DP5. 自己研鑽し続け、医療の進歩への対応と後進の育成に臨む意欲と行動力を有している。(科学・技術・人間性)

薬剤師免許を取得した本学卒業生は、ファーマシスト・サイエンティストの基本的な素養を身につけた薬剤師として、臨床領域をはじめ、創薬科学産業領域、学術・教育領域、保健・衛生行政領域等、医療に関連する多様な領域において、新たな活力となることが期待される。

#### <研究科>

大学院では、教育研究上の目的を「京都薬科大学大学院学則」第2条にて、「薬学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、医療及び人類の福祉の発展に寄与できる有用な人材を養成し広く社会に貢献することを目的とする」と定めている(根拠資料1-5)。この学則に定められた大学院での目的と、第1章に記載した本学大学院薬学研究科の教育理念と教育目的に基づき、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程および薬科学専攻博士後期課程において次のようなDPを定め、大学院シラバス、大学公式ウェブサイト等に明示し、学内外に広く公表している(根拠資料1-6、4-4【ウェブ】)。

# 【薬学専攻博士課程】

本課程のカリキュラムにより、基礎薬学あるいは臨床薬学における高度な学識と研究能力を身につけ、所定の単位を修得し、かつ、独創的研究に基づく博士論文を提出し、研究科教授会が実施する最終試験に合格した学生に学位(博士(薬学))を授与する。学位授与の基準は下記のとおりである。

- 1. 薬学の様々な学術分野における高度な専門的知識と独創的な研究能力を有すること (基礎薬学研究者)。
- 2. 医療に関する高度な専門的知識と臨床薬学研究能力を有すること (臨床薬学研究 者、臨床薬剤師)。
- 3. 高度な研究能力を有する医療人としての豊かな教養及び高い倫理観並びに協調性を 有すること。
- 4. 国際的に活躍できる専門性と語学力を有すること。

なお、博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を 修了した者と同等以上の学力を有することを確認した者にも授与する。

## 【 薬科学専攻博士前期課程 】

本課程のカリキュラムにより、様々な薬学の分野で高度な学識と研究能力を身につけ、 所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出し、研究科教授会が実施する最終試験に合格 した学生に学位(修士(薬科学))を授与する。学位授与の基準は下記のとおりである。

- 1. 創薬科学や生命科学などの基盤的学術分野における専門的知識と技能を修得していること。
- 2. 薬学研究者としての豊かな教養及び高い倫理観を有すること。

## 【 薬科学専攻博士後期課程 】

本課程のカリキュラムにより、様々な薬学の分野で高度な学識と研究能力を身につけ、 所定の単位を修得し、かつ、独創的研究に基づく博士論文を提出し、研究科教授会が実施 する最終試験に合格した学生に学位(博士(薬科学))を授与する。学位授与の基準は下 記のとおりである。

- 1. 創薬科学や生命科学などの基盤的学術分野における高度な専門的知識と独創的な研究能力を有すること。
- 2. 高度な研究能力を有する薬科学研究者としての豊かな教養及び高い倫理観並びに協調性を有すること。
- 3. 国際的に活躍できる専門性と語学力を有すること。

なお、博士の学位は、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認した者にも授与する。

以上のように、本学の学部および研究科のDPは、大学全体として教育面だけでなく研究面についても重視している本学の教育理念と教育目的と連関し、大学としての一貫性が担保されており、それらがそれぞれの学位にふさわしい学修成果とともに、理解しやすさに配慮し適切に公表されていると判断される。

点検・評価項目②:<u>授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表してい</u>るか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

教育課程の体系、教育内容

教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2:教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

#### <大学全体>

本学の教育理念および教育目的に基づいた学部および研究科のDPを基に、それぞれの教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー(CP))を定めている。また、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、「京都薬科大学学則」、「京都薬科大学履修規程」、「京都薬科大学大学院学則」および「京都薬科大学大学院履修規程」に定めている(根拠資料1-4、4-5、1-5、4-6)。

#### <学部>

京都薬科大学は、ファーマシスト・サイエンティストとしての素養を身につける教育を 行うため、次の方針を基に体系的なカリキュラムを編成・実施する。

カリキュラムの編成においては、学生がディプロマ・ポリシーに掲げた5つの素養を修得するために、基礎的な知識・技術・態度の修得にはじまり、これらを統合して思考・表現する能力、さらには、活用して行動する実践力の順に、年次進行的に身につける系統的なカリキュラムの編成を基本方針とする。

この編成方針に基づいたカリキュラムにおける学修内容は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)」に準拠し、「薬学準備教育ガイドライン」、「薬学アドバンスト教育ガイドライン」、「薬学実務実習に関するガイドライン(平成27年2月)」を踏まえて設定することを基本とする。これらに本学独自の学修内容を加え、5つの各素養を身につけるための学修内容を以下の各方針に基づいて授業科目群として順次性をもって編成し、各授業科目に応じた到達目標・内容・評価方法を設定することによってカリキュラムを実施する。

# CP1. 専門的実践力の養成(科学・技術)

初年次における薬学準備教育の充実により、高等学校と大学との知識を連結させ、 薬学への関心を高める。「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を基本とした、本 学独自の学修内容で体系的に薬学を学ぶことにより、高度な知識、統合的な思考 力、技術、態度を身につけ、医療を通じて人に奉仕し、社会に貢献できる能力を育 む。

# CP2. 研究的思考・実践力の養成(科学・技術)

総合薬学研究(卒業論文研究)において、最先端の科学に接することにより、4年次までに培った統合的思考力と技術をさらに高め、これらを基盤とした問題発見・解

決能力を養成する。さらに5年次より探求薬学コースあるいは実践薬学コースへのコース選択により、専門性を深化させその領域において創造性を発揮できる能力を育む。

CP3. 教養と倫理観を伴う人間性の醸成 (人間性)

初年次から教養教育および語学教育を充実させ、幅広い教養と視野を身につけ、医療に関わる専門家として、より深く他人を思いやる心と生命を尊重する倫理観を育む。

CP4. 社会における協働力の養成(人間性)

初年次におけるアクティブラーニング的な学習形態を取り入れた少人数教育(早期体験学習、基礎演習)等を発端とし、総合薬学研究における分野等での他者との協働活動や実務実習において様々なニーズをもつ人々と接することで、実践的コミュニケーション能力を高め、医療機関や地域におけるチーム医療を始めとする様々な環境や職域において活躍できる能力を育む。

CP5. 自己研鑽意欲と教育意欲の醸成(科学・技術・人間性)

総合薬学研究における分野等での研究活動を通じて、自ら答を見つけることの大切 さを実感し、日々進歩する医療に対応するために常に自己研鑽する意欲と態度を身 につけ、他者に対し指導や議論、プレゼンテーションをすることにより、後進を育 成する意欲や行動力を育む。

この方針を基に編成したカリキュラムの全体像を示すカリキュラムマップおよび個々の授業計画(到達目標・学修内容・評価方法)をシラバスに記載する。

# DPとCPの連関について

専門的実践力の養成 (CP1) および研究的思考・実践力の養成 (CP2) により、DP1およびDP2にある素養が身につく。教養と倫理観を伴う人間性の醸成 (CP3) により、DP3にある素養が身につく。社会における協働力の養成 (CP4) により、DP4にある素養が身につく。自己研鑽意欲と教育意欲の醸成 (CP5) により、DP5にある素養が身につく。

このようにDPと連関した学部のCPについては、学生便覧、学部シラバス、大学案内、大学公式ウェブサイト等に、理解しやすさに配慮した上で明示し、学内外に広く公表している(根拠資料1-2、1-8【ウェブ】、1-22、4-7【ウェブ】)。またこの方針を基に編成したカリキュラムの全体像を示すカリキュラム・マップおよび個々の授業計画(到達目標・学修内容・評価方法)を学部シラバスに記載している(根拠資料4-8【ウェブ】、4-9【ウェブ】)。

## <研究科>

## 【 薬学専攻博士課程 】

基礎薬学及び臨床薬学研究を推進できる人材の養成を目指す。本課程は「基礎薬学コース」と「臨床薬学コース」から成っており、特論講義、総合薬学セミナー及び薬学研究演

習を通じて、医療及び薬学の様々な学術分野における高度な専門知識と独創的な研究能力を身につけ、国際的に活躍できる臨床薬剤師並びに創薬及び臨床医薬品開発などの場で活躍できる基礎薬学研究者・臨床薬学研究者を養成する教育課程となっている。

- 1. 特論講義、総合薬学セミナー、薬学研究演習などにより、研究倫理観、プレゼンテーション能力、討論能力、実践的英語力などを向上させ、各自の課題を進めながら博士学位論文作成により薬学研究者としての自立を目指す。
- 2. 特論科目については、学部科目との連携を図ることにより、6年制薬学部を基盤とする博士課程にふさわしい様々な薬学領域における高度な学識を効果的に養うことができるよう、オムニバス形式による学術分野横断的な科目を設定した。また、他分野の基礎的及び応用的知識の修得が必要となった場合などを考慮し、基礎薬学に関する科目では、基礎的特論と応用的特論として科目を設定し、1年次から4年次まで履修可能となるように設定している。
- 3. 「基礎薬学コース」は、様々な薬学領域において高度の専門的な学識及び研究能力を 有した国際的に活躍できる人材の育成を目指すものであり、原則として研究室内で課 題研究を進め、高度な問題発見と解決能力及び研究能力を養う。
- 4. 「臨床薬学コース」は、臨床薬剤師及び臨床薬学研究者の育成を最重要課題と位置付けるものであり、病院薬剤部などと連携し医療現場での実践的な教育研究を行う。学生は特論講義で博士課程の学生が身につけるべき専門知識を修得しながら、病院薬剤部を拠点として診療科病棟などで薬剤師としてチーム医療を実践する。また、病院の薬剤部及び医局並びに学生が所属する研究室は、特定の症例に関する臨床薬学的な研究及び臨床と基礎の橋渡しとなるトランスレーショナル研究を共同で実施することにより、臨床薬学研究能力を養う。
- 5. 課題研究については、創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系、医療薬科学系、統合薬科学系、薬学教育系及び附属施設に属する研究室による指導体制を整えているが、学生の希望を尊重し研究室ごとに受け入れる。また、薬科学専攻博士後期課程を担当する研究室は、研究の円滑な遂行のための指導において協力体制を構築している。
- 6. 研究室内において、各自の研究課題に関する報告・討論、英文雑誌の論文紹介、輪読会などを行うことにより、研究能力の育成、研究マインドの養成、プレゼンテーション能力、討論能力及び英語力の強化を行う。これらセミナー、研究報告会などについては、薬学研究演習として必修化(4単位)している。
- 7. 総合薬学セミナー(必修 2 単位)は、原則として 3 年次の夏季休暇中に研究科全研 究室合同で開催し、各自が作成した「総説」を基に発表と質疑応答を行うことによ り、プレゼンテーション能力、討論能力及び論文作成能力の向上を目指す。

## 【 薬科学専攻博士前期課程 】

4年制学部を基礎とする薬科学専攻修士課程であり、創薬科学及び生命科学などの基礎薬学の基盤的・先端的な専門知識と技能を修得し、独創的な創薬研究を担うための能力を養い、後続する博士後期課程において独創的な研究を実施するための訓練期間も兼ねてい

る。

教育内容は、特論講義、公開セミナー、演習及び課題研究により構成される。

- 1. 特論科目として、研究倫理観を育成し、薬学領域における実践的英語力を含めた基礎 的素養の涵養を図るとともに、幅広い学識を培うために、専門領域横断的な基礎的科 目を設定している。
- 2. 1年次後期からは研究活動に重点をおき、課題研究を進めるなかで、公開セミナー、 演習などによりプレゼンテーション能力、討論能力などの向上を目指し、さらには修士学位論文作成により研究者としての基盤的能力を養う。
- 3. 課題研究は、創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系、医療薬科学系、統合薬科学系及び附属施設に属する研究室による薬学の幅広い分野で指導体制を整えている。
- 4. 研究室内において、各自の研究課題に関する報告・討論、英文雑誌の論文紹介、輪読会などを行うことにより、研究能力の育成、研究マインドの養成、プレゼンテーション能力、討論能力及び英語力の強化を行う。これらセミナー、研究報告会などについては、演習として必修化(4単位)している。
- 5. 公開セミナー(必修2単位)は、2年次の夏季休暇中に研究科全研究室合同で開催し、 各自が作成した「総説」に基づき発表と質疑応答を行うことにより、プレゼンテーション能力、討論能力及び論文作成能力の向上を目指す。

## 【 薬科学専攻博士後期課程 】

創薬科学や生命科学などの基礎薬学領域における研究を推進できる独創的な研究能力と 学識を有し、国際的に活躍できる高度な研究者の養成を目指すとともに、課題研究、総合 薬学セミナー及び薬科学研究演習などを通して、薬科学研究者を養成する。

- 1. 入学直後から研究活動に重点をおき、薬科学研究を進めるなかで総合薬学セミナー、 薬科学研究演習などによりプレゼンテーション能力、討論能力などを養成するととも に、必修の特論講義により、研究倫理観の向上を図り、さらに、博士学位論文作成に より研究者としての自立を目指す。
- 2. 薬科学研究については、薬化学、薬品化学、生薬学、薬品物理化学、公衆衛生学及び 附属施設に属する各研究室による研究指導体制を整えている。また、薬学専攻博士課 程担当研究室についても、協力研究室として、薬学の幅広い分野で研究指導を行う体 制を整えている。
- 3. 研究室内において、各自の研究課題に関する報告・討論、英文雑誌の論文紹介、輪読会などを行うことにより、研究能力の育成、研究マインドの養成、プレゼンテーション能力、討論能力及び英語力の強化を行う。これらセミナー、研究報告会などについては、薬科学研究演習として必修化(4単位)している。
- 4. 総合薬学セミナー(必修2単位)は、原則として 2 年次の夏季休暇中に研究科全研究室合同で開催し、各自が作成した「総説」に基づき発表と質疑応答を行うことによ

# り、プレゼンテーション能力、討論能力及び論文作成能力の向上を目指す

## DPとCPの連関について

薬学専攻博士課程において、基礎薬学あるいは臨床薬学における高度な学識と研究能力を身につけることがDPに明記されており、そのためのカリキュラムの内容がCPに記載されている。また、薬科学専攻博士前期課程および博士後期課程において、様々な薬学の分野における高度な学識と研究能力を身につけることがDPに明記されており、そのためのカリキュラムの内容がCPに記載されている。

これら研究科のCPは、それぞれのDPと連関したものであり、これらは大学院シラバス、大学公式ウェブサイト等に、理解しやすさに配慮した上で明示し、学内外に広く公表している(根拠資料1-6、4-10【ウェブ】)。なお、第2章に記述したとおり、3ポリシーの自己点検・評価の結果、2022年度から薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士前期課程の教育課程の編成・実施方針について、一部修正を行っている(根拠資料2-8)。

以上のように、本学の学部および研究科のCPの内容はそれぞれのDPと連関しており、大学としての一貫性が担保されているとともに、それらが適切に公表されていると判断される。

点検・評価項目③:<u>教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を</u> 開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 <学士課程>

年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等 <修士課程、博士課程>

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮 等

評価の視点2:学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する 教育の適切な実施

#### <大学全体>

本学の学部および研究科のCPに基づき、それぞれに必要かつ十分な授業科目を開設し、 教育課程を体系的に編成している。

## <学部>

学部では、下表に示す8つの科目群に分類される計156科目を開講している(根拠資料4-5 別表1-1)。なお、以下の科目数には自由科目、外国語検定による単位認定科目および特別講義は含まない。

| 科目群          | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 5年次 | 6年次 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 薬学教養         | 3   | 1   | 1   |     |     |     |
| 人と文化         | 10  | 10  | 4   |     |     |     |
| 外国語          | 10  | 12  | 2   | 2   |     |     |
| 体育           | 2   |     |     |     |     |     |
| 専門基礎         | 8   | 1   |     |     |     |     |
| 薬学専門教育 (講義)  | 8   | 16  | 16  | 12  |     | 17  |
| 薬学専門教育 (実習等) |     | 6   | 7   | 3   | 1   | 1   |
| 薬学専門教育 (研究等) |     |     | 1*  |     | 1*  |     |
|              |     |     |     |     |     | 1   |

<sup>\* 「</sup>総合薬学研究A、B」は、各々、3年次後期~4年次前期、5年次前期~6年次前期に開講されている。

これら科目は、1・2年次を基礎力養成期間、3・4年次を思考力養成期間、5・6年次を実践力養成期間と位置づけ、薬学教養、人と文化、外国語、体育、専門基礎の5つの科目群は比較的低学年次に、そして薬学専門教育は比較的高学年次に配当し、体系性と順次性を確保している。なお、各科目群、CP、DPの関係をカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーとして明示している(根拠資料4-8【ウェブ】、4-11)。カリキュラム・マップで示されているように、本カリキュラムはDPに掲げたファーマシスト・サイエンティストとしての基本的な素養を身につけることを目指しており、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成になっていない。

科目区分、必修・選択の別、単位数等は「京都薬科大学学則」第32条および「京都薬科大学履修規程」に定めており(根拠資料1-4、4-5)、6年間を通じて修得しなければならない最少単位数は、科目群ごとに、薬学教養(必修 7.5 単位)、人と文化(選択 7.5 単位)、外国語(必修 15.0 単位、選択 6.0 単位)、体育(必修 2.5 単位)、専門基礎(必修 12.5 単位)および薬学専門教育(必修 130.5単位、選択 9.5 単位)の計 191.0単位である。各科目群の詳細は下記のとおりである。

# 1. 薬学教養

薬学教養は、教養と倫理観を伴う人間性の醸成 (CP3) ならびに社会における協働力の 養成 (CP4) を目的として、全て必修の講義3科目、実習1科目および演習1科目で構成され、実習および演習科目は1年次に配当されている。実習科目である「早期体験学習」では、薬害被害者の講演のレポートを作成し、また病院/薬局および企業見学等の経験を少人数のグループ単位で発表を行うことで、医療人としての自覚を醸成する(根拠資料4-12 【ウェブ】)。演習科目である「基礎演習」では、個人または少人数のグループ単位で医療に関する課題を見出し、調査し、解決策等についてのプレゼンテーションを行い、問題発見・解決能力およびプレゼンテーション能力の基礎を養っている(根拠資料4-13【ウェブ】)。また、高大接続を念頭に、アカデミック・スキルの修得も目指す。

## 2. 人と文化

人と文化は、全て選択の講義24科目からなる。教養と倫理観を伴う人間性の醸成 (CP3) を目的としている

## 3. 外国語

必修10科目と選択16科目からなり、全て講義科目である。これらは教養と倫理観を伴う 人間性の醸成(CP3)を目的としている。なお、授業開講科目とは別に、外国語検定によ り能力を測り、選択外国語の科目として単位認定される制度を別途設定している。

## 4. 体育

必修の実技1科目と講義1科目で構成され、教養と倫理観を伴う人間性の醸成(CP3)、 社会における協働力の養成(CP4)を目的としている。

## 5. 専門基礎

全て必修とする講義8科目と実習1科目が1~2年次に配当されており、専門的実践力の養成 (CP1) を目的とした高学年次における薬学専門教育の準備教育となっている。なお、薬学の基礎となる物理、化学および生物は、学生が高校で一部履修していない場合もあるため、高大接続も十分に考慮した授業内容としている。また、数学、物理および生物の3科目については補講を開講し、スムーズに薬学を学ぶためのサポートを強化している。この補講対象者は、入学時の実力確認試験の結果を基に選抜するが、対象者以外の学生でも希望者は担当教員が認めれば受講可能としている(根拠資料4-14【ウェブ】)。

## 6. 薬学専門教育(講義)

薬学専門教育(講義)は、専門的実践力の養成(CP1)を目的として、必修54科目および選択15科目からなる講義科目である。必修科目については、化学系・生薬学系、分析・物理化学系、生物化学系および医療薬学系に分類し、それぞれの科目の連関をカリキュラム・ツリーに示している(根拠資料4-11)。なお、薬学専門教育(講義)の選択科目は全て6年次前期に開講されており、1~5年次で学修した知識・技能・態度をさらに発展させることを目的としている。

# 7. 薬学専門教育(実習等)

薬学専門教育(実習等)は、全て必修科目であり、実習15科目と実習/演習1科目、演習2科目からなり、専門的実践力の養成(CP1)および社会における協働力の養成(CP4)を目的としている。このうち「実務実習」は6年制薬学教育の象徴であり、薬学教育モデ

ル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)に従って、4年次後期の「実務事前実習」 (実習/演習科目)を受講した後の5年次に薬局実習・病院実習の順でそれぞれ11週間の 参加型実務実習を受講する(根拠資料4-15【ウェブ】)。また、「薬学総合演習」(演習 科目)は1~4年次までの基礎知識を分野横断的に利活用することを目的として4年次後期 に、そして「アドバンスト薬学」(演習科目)は6年間の学修の総括を目的として、6年次 後期に開講されている(根拠資料4-16【ウェブ】、4-17【ウェブ】)。

# 8. 薬学専門教育(研究等)

本学の高度な専門的能力や研究能力を有する薬剤師であるファーマシスト・サイエンティストの育成において、重要かつ特徴的な研究活動は、「総合薬学研究A」および「総合薬学研究B」からなり、それぞれ3年次後期~4年次前期および5年次前期~6年次前期に開講されている。分野等における卒業研究活動を通して、研究的思考・実践力の養成(CP2)、教養と倫理観を伴う人間性の醸成(CP3)、社会における協働力の養成(CP4)および自己研鑽意欲と教育意欲の醸成(CP5)を行う。この総合薬学研究の成果として、6年次前期に卒業論文発表会を実施しており、学生一人一人が英語でのプレゼンテーションと質疑応答を行っている。なお、「総合薬学研究B」は探求薬学コースと実践薬学コース(医療開発ユニット、地域医療ユニットおよび薬物治療ユニット)からなり、学生はいずれかのコースを選択する。また、「総合薬学研究B」と併せて、6年次前期に「薬学演習」が開講されており、大学が指定した学生に限り選択できる(根拠資料4-14【ウェブ】)。

以上のように、本学の薬学教育課程は、その約7割を薬学教育モデル・コアカリキュラム (平成25年度改訂版) に示された薬学部に求められる教育内容とし、それらに本学独自の特徴的な内容も含めた本学の学位課程にふさわしい教育課程としている。

#### <研究科>

研究科では、開講科目に関する科目区分、必修・選択の別、単位数等を「京都薬科大学大学院学則」第28条および「京都薬科大学大学院履修規程」第2条に定めている(根拠資料1-5、4-6)。

## 【薬学専攻博士課程】

選択科目である特論講義12科目のうち5科目(5単位)以上、ならびに「研究倫理特論」(必修、1単位)、「総合薬学セミナー」(必修、2単位)、「薬学研究演習」(必修、4単位)および「課題研究」(必修、20単位)の合計32単位以上を修得することとしている。これらのほかに、自由科目として「薬学英語特論」を開講している(根拠資料1-6)。

#### 【 薬科学専攻博士前期課程 】

選択科目である特論講義6科目のうち5科目(5単位)以上、「研究倫理特論」(必修、1 単位)、「公開セミナー」(必修、2単位)、「演習」(必修、4単位)および「課題研 究」(必修、18単位)の合計30単位以上を修得することとしている。これらのほかに、自 由科目として「薬学英語特論」を開講している(根拠資料1-6)。

# 【薬科学専攻博士後期課程】

「研究倫理特論」(必修、1単位)、「総合薬学セミナー」(必修、2単位)、「薬科学研究演習」(必修、4単位)および「薬科学研究」(必修、4単位)の合計11単位以上を修得することとしている。これらのほかに、自由科目として「薬学英語特論」を開講している(根拠資料1-6)。

いずれの課程においても、所属する分野等で各自の課題研究についての報告・討論、英文雑誌の論文紹介、輪読会等を行うこと、さらに、原則、薬学専攻博士課程の3年次、薬科学専攻博士後期課程2年次に実施される「総合薬学セミナー」および原則、薬科学専攻博士前期課程2年次に実施される「公開セミナー」において、総説の発表と質疑応答を行うことにより、研究能力の育成、プレゼンテーション能力、討論能力および実践的語学力の強化を行っている。特に薬学専攻博士課程では、「臨床薬学コース」の原則1年次において、大学と病院薬剤部等とが連携し、医療現場での実践的な教育研究を行う大学院・病院連携プログラムの実施により、臨床薬学研究能力を養う(根拠資料1-6)。さらに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)と連携することにより、医薬品等の適正使用および医薬品・医療機器の評価に関わる教育研究の向上を図り、これらの専門性を有する人材養成を目指した「レギュラトリーサイエンスプログラム」も実施している(根拠資料1-6)。

これらのことから、本研究科における教育課程は、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、DPに連関した薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士課程に求められる教育内容を十分含むとともに、学修成果を学生に修得させる上でそれぞれの学位課程にふさわしい内容であると判断される。

なお、本学の学部および研究科における教育課程に関する自己点検・評価運営委員会による点検・評価の定期的な実施に関しては、これまでの実績はないが、2022年度より学内自己点検・評価スケジュールに則って点検・評価を行い、外部評価受審に係る点検年度は点検・評価報告書作成のなかで自己点検・評価を行う予定である(根拠資料2-4)。

以上のように、本学の学部および研究科の教育課程は、それぞれのCPに基づき学位課程にふさわしい内容であるものと判断される。

点検・評価項目④: <u>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じて</u>いるか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

#### <学士課程>

- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- 適切な履修指導の実施

## <修士課程、博士課程>

研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施

# <大学全体>

学部および研究科は、それぞれのCPに基づいて編成された教育課程を適正に実施し、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を以下のように講じている。

#### <学部>

学部では、個々の科目に関してシラバスが作成されており、開講期、概要、一般目標、準備学習、計15回の学習項目と個々の学習項目における到達目標、「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)」におけるSBOコード、教科書・参考書、成績評価方法・基準、評価のフィードバック方法、オフィスアワー等、学生が当該科目を学修するにあたって必要な事項がもれなく記載されている(根拠資料4-9【ウェブ】)。

#### 学生の主体的参加を促す授業形態

1年次に配当されている「基礎演習」、4年次に配当されている「薬学総合演習」および「実務事前実習」、6年次に配当されている「薬学演習」および「アドバンスト薬学」等において、アクティブラーニングを行っている。例えば、「薬学総合演習」では、1グループ5~6名の構成とし、small group discussion (SGD) 形式のグループワークを取り入れて、演習を実施している(根拠資料4-16【ウェブ】)。

# 授業形態に基づく1授業あたりの学生数

学部の講義は、その到達目標や内容に応じて、1講義あたり10名程度から360名の学生数で実施している。具体的には、1年次の「基礎演習」では、SGD、グループワーク等を行うことから、1学年を10名程度の36グループに分け、1グループあたり教員1~2名で担当し演習を実施している。また、外国語の講義は、その授業方法等を考慮して1クラス30名程度とし、3名の教員で1クラスずつ担当している。このように1科目を複数の教員で担当し、

クラスに分かれて講義を行う場合には、教員間でその内容や進め方等を予め打ち合わせし、担当教員間で同様の講義となるようにしている。その他の講義科目に関しては、1学年360名を二分して1講義あたり180名としている。また、「アドバンスト薬学」は1学年360名で大講義室にて行っている(根拠資料4-18)。なお、180名および360名を収容可能な中および大講義室には、適宜、黒板やプロジェクターの画像を映写するモニターを設置し、学生の講義受講に関して公平性を保つようにしている。

## 学習を活性化させるためのプログラム

点検・評価項目③において1年次の補講について記述したとおり、入学直後に数学、物理および生物の3科目について実力確認試験(各20分)を実施し、その結果を基に補講対象者を決定し、1年次前期に数学補講、物理学補講Aおよび生命科学補講を、1年次後期に物理学補講Bを実施している。これらの補講については、単位認定はしていない。なお、対象者以外の希望者も担当教員が認めれば受講可能である(根拠資料4-14【ウェブ】)。また、2017年度より、学生一人ひとりに割り当てられている学生相談員(学生相談員制度については第7章にて詳述)に対して、担当学生の実力確認試験結果を通知し、基礎学力の充実の一助としている。さらに、入学時点でのICTの知識・技能に相当な個人差があることから、希望者を対象に情報科学補講も開講している(根拠資料4-14【ウェブ】)。

また、大学における学修に困難を抱える学生においては、講義の聞き方、ノートの取り方、レポートの書き方等、いわゆるアカデミック・スキルの初歩段階を修得していないことが原因となっているケースが散見される。学生の学修の質向上にはアカデミック・スキルを備えていることが必須であり、本学では、教員グループが編んだ「京薬生のためのアカデミック・スキル」(2020年)と「理系薬学版アカデミック・スキル」(2021年)を刊行し、アカデミック・スキルの拠り所としている(根拠資料4-19、4-20)。また、1年次科目である「基礎演習」において、これらの教則本を活用している(根拠資料4-13【ウェブ】)。

# 履修指導の実施

学生に対する履修指導には、入学者に対する導入オリエンテーション、前期開始時に2~6年次生に対して、また、後期開始時に1年次および2年次に対して行う学年進行に応じた履修ガイダンス、前期開始時に留年生を対象として実施する留年生ガイダンス、実務実習に係る指導として実施する4年次ガイダンスおよび実務実習直前講義、卒業留年生指導等を行っている(根拠資料4-21、4-22、4-23、4-24、4-25、4-26、4-27)。

#### <研究科>

研究科においては、個々の科目に関してシラバスが作成されている。シラバスには、概要、準備学習の内容、計8回の学習項目と個々の学習項目における到達目標、成績評価方法・基準等が明記されており、学生が当該科目を学修するにあたって必要な事項がもれなく記載されている。また、各分野等における研究指導の内容・方法、年間スケジュール等もシラバスに明記されている(根拠資料1-6)。

本学での教育の実施にあたり、各講義・演習・実習等の進め方や内容等に関して受講学生を対象とした授業評価アンケートを行うとともに(詳細は点検・評価項目⑥に記述)、それら内容の重複、連関性、教授法等に関して、関連領域の教員によるシラバス・チェック(必須)や領域にとらわれずに教員による授業参観(任意)を行う等、教学マネジメントに取り組んでいる(根拠資料4-28、4-29)。

以上のように、本学の学部および研究科のいずれにおいても、それぞれの科目の到達目標に応じてSGD等のアクティブラーニングを導入することがシラバスに明記されており、これは全受講学生を対象とした授業評価アンケートでの高い評価で裏付けされるように(根拠資料4-30)、学生の学修を活性化し、学修成果を学生が修得できるよう効果的に教育を行うために有効な措置を講じていると判断される。

## 点検・評価項目⑤:成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

単位制度の趣旨に基づく単位認定

・既修得単位の適切な認定

・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

・卒業・修了要件の明示

評価の視点2:学位授与を適切に行うための措置

・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示

・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

・学位授与に係る責任体制及び手続の明示

・適切な学位授与

## <大学全体>

成績評価および単位認定に係る基準について、学部は「京都薬科大学学則」第34条・第35条および「京都薬科大学履修規程」第12条に、研究科は「京都薬科大学大学院学則」第34条・第35条に定めている(根拠資料1-4、4-5、1-5)。

本学では学士(薬学)、修士(薬科学)、博士(薬学)および博士(薬科学)の学位の授与を行っている。本学の学位授与に係る基準について、学部は「京都薬科大学学則」第32条・第40条、研究科は「京都薬科大学大学院学則」第32条・第33条・第33条の2・第39条・第40条・第41条に基づき、その具体的な授与基準を「京都薬科大学学位規程」に定めている(根拠資料1-4、1-5、4-1)。

## <学部>

学部における各授業科目に対する単位数は、「京都薬科大学学則」第28条に定めるとおり、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義・演習科目は15~30時間、実習・実技科目は30~45時間の授業時間を基準としている(根拠資料1-4)。成績評価は、「京都薬科大学履修規程」第12条に定めるとお

り、試験(筆記試験、口述試験、電磁的方法による試験および日常の学修状況を考慮)により評価している(根拠資料4-5)。成績評価方法は、科目を担当する教員の裁量により、授業の一般目標の達成を評価できる方法を定めている。成績評価方法については、シラバスの「成績評価方法・基準」に明記し、広く周知している。試験の成績は「京都薬科大学学則」第35条に定めるとおり、100点を満点とし、90点以上を秀、89点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可、59点以下を不可としている。またこの場合において、秀、優、良および可を合格とし、不可を不合格としている(根拠資料1-4)。筆記試験は定期試験、臨時試験、追試験および再試験に分けて行っており、定期試験は前期および後期の各学期末に行っている(根拠資料4-5)。学生の成績分布については根拠資料のとおりであり(根拠資料4-31)、学生の学習到達度を科目担当教員が適正に評価し、厳格な成績評価を行っていると判断される。

学生が他の大学の指定する授業科目を履修し、または他の大学の学生が本学の指定する授業科目を履修する場合の実施方法等について必要な事項は「京都薬科大学における単位互換の実施に関する規程」に定めている(根拠資料4-32)。本学学生は本規程に基づき、大学コンソーシアム京都の単位互換制度により開講されている科目を履修することができる。

外国語科目の単位認定に関し必要な事項は「京都薬科大学外国語科目単位認定取扱要綱」に定めている(根拠資料4-33)。同規程第2条に定める資格を満たした学生には選択科目「語学検定(3単位)」を認定している。また、同規程第2条第2項に定める資格を満たした学生に対しては自由科目「海外語学研修(3単位)」を認定している。

他の大学または短期大学を卒業もしくは退学し、本学の1年次に入学した者の既修得単位(科目等履修生により修得した単位を含む)は、「京都薬科大学学則」第37条第2項に基づき、合計30単位を超えない範囲において、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定することがある(根拠資料1-4)。この場合において、認定した単位数と関連させた修業年限の短縮は行わない。

単位認定については前述の試験結果に基づいて行っており、講師以上の専任教員が出席する進級査定会および卒業査定会を経て認定されている。加えて、進級査定会においては「京都薬科大学履修規程」第13条に定める進級要件を満たしていることの確認を行っており、進級の条件を満たしていない場合は進級不可となる(根拠資料4-5)。卒業査定会においては「京都薬科大学学則」第40条に定めるとおり、同第32条に定める卒業の要件を満たしていることの確認を行っており、満たしていない場合は卒業不可となる。卒業の要件を満たす学生に対しては学長の決定をもって学士(薬学)の学位を授与している(根拠資料1-4)。

#### <研究科>

研究科における成績評価は、「京都薬科大学大学院学則」第34条に基づき、試験(または研究報告等)により担当教員が行っている(根拠資料1-5)。また、研究科長が必要と認めた場合は、追試験および再試験を行うことができることとしている。成績評価方法については、シラバスの「成績評価方法・基準」に明記し、広く周知している。試験の成績は「京都薬科大学大学院学則」第35条に定めるとおり、学業の成績は100点を満点とし、

90点以上を秀、89点から80点を優、79点から70点を良、69点から60点を可、59点以下を不可とする。この場合において、秀、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする(根拠資料1-5)。学位論文の審査は、学長が大学院適合教員のうちから任命した3名以上で構成する審査委員会で行う(根拠資料4-1、4-2)。学位論文審査の詳細については「薬学専攻における学位論文審査の取扱いについて(学長裁定)」(根拠資料4-34)および「薬科学専攻における学位論文審査の取扱いについて(学長裁定)」(根拠資料4-35)に定めており、その内容を大学院シラバスに明示している(根拠資料1-6)。

単位認定については前述の試験結果に基づいて行っており、大学院適合教員(教授)で構成される研究科教授会において認定が行われている。学位授与の可否決定についても研究科教授会において構成員による可否投票をもって審査がなされ、学位授与が可と判断された学生に対しては学長の決定をもって修士(薬科学)、博士(薬学)または博士(薬科学)の学位をそれぞれ授与している(根拠資料1-5)。

博士(薬学)および博士(薬科学)の学位を授与した場合、「学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)」に基づき、当該学位を授与した日から3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出している。また学位論文については印刷製本を行うとともに、京都薬科大学学術情報リポジトリで論文内容・審査結果の要旨ならびに論文全文を公表している(根拠資料4-36【ウェブ】)。

なお、成績評価等に関して、学部および研究科のいずれにおいても、受講生を対象とした授業評価アンケート(詳細は点検・評価項目⑥に記述)の結果に基づき、適宜、学長および授業評価委員会委員長が教員に対して面談を実施し、成績評価等の質の担保を図っている。

以上のように、本学の学部および研究科の成績評価、単位認定および学位授与は、明確な手続と体制によって、授業科目の性質等にふさわしい方法・基準を用いて、厳正かつ適正に行われているものと判断される。

点検・評価項目⑥:<u>学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価してい</u>るか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための

指標の適切な設定

評価の視点2:学習成果を把握及び評価するための方法の開発

≪学習成果の測定方法例≫

・アセスメント・テスト

・ルーブリックを活用した測定

・学習成果の測定を目的とした学生調査

・卒業生、就職先への意見聴取

#### <大学全体>

学部および研究科は、それぞれのCPに基づいて編成された教育課程を適正に実施し、DP に明示した学生の学修成果を、点検・評価項目⑤に記述した「成績評価および単位認定に係る基準」に基づき、適切に把握・評価している。その詳細は以下のとおりである。

## <学部>

講義および実習科目については、原則として、試験により評価を行っている。課題を与え、その課題に対するレポートの提出を課し、レポートの内容の評価を行うレポート試験により評価を行うこともある。「実務事前実習」については、2018年度から評価表を導入し、学生自身が各学習項目の修得段階を自己評価できるようにしている(根拠資料4-37)。

「基礎演習」、「総合薬学研究A」および「総合薬学研究B」については、予め設定し、学生に対して公開されているルーブリックを用いて評価を行う(根拠資料4-38)。例えば、「総合薬学研究」における「科学的、技術的な能力」については、1)研究課題に対する理解度、2)研究課題に関連する情報の収集、整理、評価、3)研究方法に対する理解度、4)研究成果の記録、整理、考察、5)研究成果のプレゼンテーション、ならびに 6)卒業論文および卒業論文発表、また、「人間性」については、1)自己研鑽に関する姿勢、2)良好な人間関係を構築する姿勢、3)倫理観を形成する姿勢、であり、これら計9つの評価細目について、それぞれ4段階の評価基準を定めている。

学修成果の把握および評価の点検にあたっては、各学年、前期および後期終了時において、全受講学生に対する授業評価アンケートを全科目において実施し、その結果は授業評価委員会において点検・評価される。この授業評価アンケートに基づいて、各教員が授業方法、方針等についての指摘に対する回答、改善策等を「リフレクション・ペーパー」として開示し、学生との意思疎通を図っている(根拠資料4-30)。また適宜、学長および授業評価委員会委員長が教員に対して面談を実施し、教育の質の担保を図っている。

なお、DPに明示した学生の学修成果の把握および評価にあたっては、卒業時においても アンケート調査を実施しており、一部課題はあるものの、多くの項目について十分に学修 成果を得られたことが確認できる結果となっている(根拠資料4-39)。

#### <研究科>

講義科目については、原則として、試験により評価を行う。課題を与え、その課題に対するレポートの提出を課し、レポートの内容の評価を行うレポート試験により評価を行う こともある。

「総合薬学セミナー」および「公開セミナー」については、予めそれぞれ総合薬学セミナーおよび公開セミナー実施委員会にて実施要領を設定し、シラバスに明示している評価項目に基づいて評価を行う(根拠資料1-6、4-40)。課題研究については、点検・評価項目⑤において記したように、学位論文の審査をもって評価を行う。

学修成果の把握および評価の点検にあたっては、各講義科目終了時に学生に対する授業評価アンケートを実施しており(根拠資料4-41)、そのフィードバックを受けた各教員が授業方法、方針等について改善を行っている。

以上のように、本学の学部および研究科の学修成果の測定は、DPに示した学修成果の内容に沿った指標を用いて、またその把握・評価は、学生および卒業生を対象とした調査等に基づき、いずれも客観的かつ適切に実施されているものと判断される。

点検・評価項目⑦:<u>教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っ</u>ているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

#### <大学全体>

学部および研究科は、それぞれのCPに基づいて編成された教育課程およびその内容、方法の適切性について、それぞれ教授会および研究科教授会において定期的に点検・評価を行っている。自己点検・評価運営委員会による点検・評価の定期的な実施については、これまでの実績はないが、2022年度より学内自己点検・評価スケジュールに則って点検・評価を行い、外部評価受審に係る点検年度は、自己点検・評価報告書作成のなかで自己点検・評価を行う予定である(根拠資料2-4)。

#### <学部>

教育課程およびその内容、方法の適切性に関しては、教授会での定期的な点検・評価に加え、必要に応じて教務部委員会(定期開催)において検討を行っている。また、教務部委員会とは別途、入学前教育を扱う「入学前教育運営委員会」、教養教育および初年次教育を扱う「教養教育及び初年次教育等検討委員会」(根拠資料4-42)、1年次早期体験を扱う「早期体験学習検討委員会」、実習科目を扱う「学生実習支援センター運営委員

会」、4年次薬学共用試験を扱う「薬学共用試験CBT/OSCE委員会」、5年次における長期 実務実習を扱う「長期実務実習委員会」(根拠資料4-43)、FDを扱う「FD委員会」(根拠 資料4-44)、6年次における学習を扱う「アドバンスト薬学委員会」、学生による授業評 価を扱う「授業評価委員会」ならびにカリキュラムの改訂を扱う「カリキュラム検討コア 委員会」により、それぞれの委員会が担う教育課程およびその内容について重点的な検討 が行われ、教務部委員会における検討、幹事会、教授会における審議を経て、決定してい る。

点検・評価の結果、改善を講じている事例としては、多職種連携に関する自由科目の設置検討が挙げられる。これは、前述した卒業時アンケートで多くの卒業生が多職種連携に関する能力獲得を低く評価していたことから、教務部委員会で科目の設置について検討したものである(根拠資料4-39、4-45)。このように、各委員会において教育課程の適切性を評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを実施することができている。

## <研究科>

研究科における教育課程およびその内容、方法の適切性に関しては、研究科教授会での定期的な点検・評価に加え、必要に応じて、大学院教育検討委員会(不定期開催)(根拠資料3-15)において検討し、幹事会および研究科教授会における審議を経て、決定している。

以上より、本学の学部および研究科の教育課程およびその内容、方法の適切性、ならびにそれに基づいた改善・向上の取り組みは、客観的かつ適切に実施されているものと判断される。

# (2) 長所・特色

本学における学部教育の大きな特徴は、3年次後期から6年次前期まで2.5年間におよぶ分野等における総合薬学研究での研究活動である。科学的および技術的な能力の修得に加え、集団における活動を介して、人間性の醸成を図っている。また、この総合薬学研究の成果は、全学的に実施する卒業論文発表会において学生一人一人が英語での示説を行い、評価者である教員とのディスカッションも英語で行っている。これは学生の国際化対応への意識の醸成に有用な方策である。

研究科に関しては、特徴的な特論科目として、「研究倫理特論」と「薬学英語特論」を 挙げることができる。「研究倫理特論」は責任ある研究活動を行うために必要な特論科目 であり、「薬学英語特論」は英語科学論文の読解と執筆、英語でのプレゼンテーションに 必要な特論科目である。「研究倫理特論」および「薬学英語特論」はともに、高度な学識 と研究能力を身につけるにあたって普遍的に必要な内容を含んでいる。

また、6年制薬学部を基礎とした薬学専攻博士課程では、大学と病院薬剤部等とが連携し医療現場での実践的な教育研究を行う大学院・病院連携プログラムや、PMDAと連携し医薬品等の適正使用および医薬品・医療機器の評価に関わる教育研究の向上を図るレギュラトリーサイエンスプログラムを設けている。また、博士課程の大学院生の海外留学も支援しており、国際的に活躍できる薬学研究者の輩出に大きく貢献している。

## (3)問題点

「薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)」に記載されている到達目標は非常に多岐に亘っており、その学修の未到達者が少なからず存在する。具体的には、6年間で卒業し、薬剤師国家試験に合格できる学生は全体の約75%(2014年度入学生実績)であり、全国私立大学で57大学中6位であるものの、100%には遠く及ばないため、学生個々の学修能力に応じた教育システムの構築が急務である。

学生の学修成果の把握および評価に関して、それら方法の妥当性の検証が一部の演習科目において十分でないこと、またアンケート調査が客観的でないことが挙げられる。そのなかで、多職種連携に関する学習項目に対する学生の評価は相対的に低いため、多職種連携教育をさらに強化する必要がある。

## (4)全体のまとめ

第1章において記載した学部および研究科の教育理念および教育目的、さらに本学における薬学教育の特徴と指針に基づき、それぞれのDPを作成している。また、DPを踏まえ、学部および研究科それぞれのCPを定め、それに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成して、適正に実施するとともに、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。成績評価、単位認定および学位授与に係る基準を定めるとともに、DPに明示した学生の学修成果を適切に把握および評価している。一方で、教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。いくつかの課題は存在しているが、現状、本学の教育は適切に実施されていると判断される。大学における教育、特に薬学教育を取り巻く環境は絶えず変化しているが、継続してその変化をとらえ、教育の質の担保に反映させていきたい。

#### (5) COVID-19への対応・対策

2020年度前期においては、休校措置を受け、全ての講義科目をオンデマンド配信とし、試験をオンラインで実施した。当該年度後期では、教室内に入室する学生数を定員の半数とし、さらに感染対策を講じながら、講義科目については一部対面形式を取り入れて実施し、試験についても対面形式で実施した。

2021年度においては、前後期とも、教室内に入室する学生数を収容定員の半数とし、 さらに感染対策を講じながら、講義科目については対面形式とオンライン・オンデマン ド配信を組み合わせ、試験については対面形式で実施した。

なお、前述した教員による授業参観(任意)については、COVID-19禍においては実施を見合わせている。

## 第5章 学生の受入れ

## (1) 現状説明

点検・評価項目①:学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入

れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2:下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法

## <大学全体>

本学の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー(AP))は、第1章に記載した 学部ならびに研究科の教育理念および教育目的に基づいた、学位授与方針(ディプロマ・ ポリシー(DP)) および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー(CP))と の整合性を踏まえ、学部および研究科のそれぞれにおいて設定しており、いずれにも求め る学生像を明示している。これらの方針は、シラバスに掲載しているほか(根拠使用1-8 【ウェブ】、1-6)、大学公式ウェブサイト(根拠資料5-1【ウェブ】、5-2【ウェ ブ】)、大学案内(根拠資料1-22)、入学者選抜要項(根拠資料5-3)、学生募集要項 (根拠資料5-4、5-5)等で公開し、入学志願者および一般社会に広く周知している。

## <学部>

本学の薬学部には、薬学科の1学科を設置しており、DPおよびCPを踏まえて、以下のと おり、APに求める学生像を明記している。また、APは、大学案内、入学者選抜要項、大学 公式ウェブサイト等で公表していることに加えて、オープンキャンパス(年4日実施)や 進学説明会等においても、受験生およびその保証人の理解を深めるよう努めている。

京都薬科大学は、「愛学躬行」を建学の精神とし、Science(科学)、Art(技術)、 Humanity(人間性)を兼ね備え、医療・創薬・生命科学の発展に貢献できる薬剤師の養成 を目指している。入学者は本学の建学精神や教育理念・教育目的をよく理解し、薬学を学 ぶことに強い熱意をもって学士(薬学)に求められる素養を身につけることが要求され る。そのために以下の能力を備えた者を、各種選抜試験を通して入学させる。

- 理科や数学などの基礎科学に加え、英語力など、薬学を学ぶ上で必要な、幅広く バランスの取れた知識や技能を有している。 (知識・技能)
- AP2. 論理的に思考・表現し、自らの考えを的確に他者に伝えることができる。(思考 カ・判断力・表現力)
- AP3. 自ら進んで物事の課題や問題点を考え、解決するために努力できる。(主体性)
- AP4. 思いやりと協調性を持ち、他者と円滑にコミュニケーションをとることができ

#### る。(協働態度)

参考:カッコ内の語句は以下の「学力の3要素」である。

- 1. 知識•技能
- 2. 思考力・判断力・表現力等の能力
- 3. 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

このようにAPには、薬学を学ぶ学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力等として、理科や数学等の基礎科学や、英語に関連した能力等をバランスよく身につけており、論理的に思考・表現して自らの考えを的確に伝えることができることと明記している。これらの入学志願者に求める水準等の判定方法として、AP1およびAP2に対応する学力(知識・技能・思考力・判断力・表現力)の評価に関しては、本学独自の入学試験問題や、大学入学共通テスト、調査書の成績を利用している。一方、AP3およびAP4に対応する主体性等の態度の評価には、調査書、面接、志望理由書を活用している。なお、これらの判定方法は、入学試験方式ごとに入学者選抜要項(根拠資料5-3)に記載している。

入学試験方式には、学校推薦型選抜の指定校制と一般公募制、ならびに一般選抜のA方式(大学入学共通テスト利用前期)、B方式(本学独自の入学試験)およびC方式(大学入学共通テスト利用後期)の5つがある(詳細は点検・評価項目②の項に記載)。例えば、学校推薦型選抜指定校制では、本学が指定する高等学校長から、学業成績が一定以上である生徒の推薦を受け、調査書の成績や、調査書・推薦書・志望理由書を資料とした面接から総合的に評価・判定している。一方、学校推薦型選抜一般公募制では、学力および態度を、本学独自の入学試験問題および面接にて多面的かつ総合的に評価・判定している。本学独自の入学試験問題は、学校推薦型選抜一般公募制に加えて一般選抜B方式においても適用しており、知識・技能のみならず、高等学校の教科書における単元の横断的な出題や問題文の熟読を要する出題形式の工夫等により、思考力・判断力や読解力を主に記述式にて評価・判定している。しかしながら、一般選抜のA方式およびB方式においては、AP3およびAP4に掲げた態度に関しては評価できているとはいえない。これを踏まえ、2022年度が開始年度となる本学の第4期中期計画において、入学者選抜に関連する事項についての点検・評価・見直しの計画を策定している(根拠資料1-16)。

一方、入学時の4月に、入学者全員を対象に高等学校での学習レベルの数学、物理および生物を試験科目とした実力確認試験を実施している(根拠資料5-6)。この試験では、異なる入学試験方式での入学者の学力を同一の試験問題で評価しており、その成績から、入学者の大半は一定の学力を有していることを確認している(根拠資料5-7)。したがって、いずれの入学試験方式においても、APに基づいた一定の学力を有する入学生を選抜していると判断しており、各入学試験方式における学力の判定方法は適切であると考える。一方、入学者の主体性等の態度に関しては、入学後に検証できてはいない。1年次での「早期体験学習」(実習科目)等の医療人を目指す者を含めた薬学学修者としての心得・態度を育む科目の履修でもって、6年間の薬学の学びの準備ができたとみなしている。

#### <研究科>

本学の研究科を構成する薬学専攻および薬科学専攻のAPは、DPおよびCPを踏まえて、以

下のとおり、専攻ごとに定めている。

## 【薬学専攻博士課程】

本専攻は6年制学部を基礎とする博士課程であり、薬学の様々な学術分野における高度な専門的学識と独創的な研究能力を有した基礎及び臨床薬学研究者並びに臨床薬剤師の養成を目的としています。また、医薬品開発全般を統括できる人材の養成や専門薬剤師の育成も支援します。このため、薬学関連の学術分野への研究志向をもち、知的好奇心に満ち柔軟な思考能力を有する創造力あふれる学生を求めます。

本専攻は、薬学専攻の特性と社会的要請を考慮し6年制薬学卒業者を主な募集対象としますが、薬剤師資格を有する24歳以上の旧4年制薬学卒業者及び海外の薬学系又は理科系修士課程修了者も対象として国内外に人材を募ります。

## 【 薬科学専攻博士前期課程・博士後期課程 】

本専攻は、4年制学部を基礎とする2年制博士前期課程と3年制博士後期課程からなり、 創薬科学あるいは生命科学などの基盤的学術分野における高度な研究能力を有する薬科学 研究者の養成を目的としています。また、医薬品開発全般を統括できる人材の育成も支援 します。このため、薬科学関連の学術分野への研究志向をもち、知的好奇心に満ち柔軟な 思考を有する創造力あふれる学生を求めます。

本専攻は、薬科学専攻の特性と社会的要請を考慮し、前期課程は他大学・他学部の卒業 生あるいは社会人や留学生を主な募集対象とし、後期課程は薬学系又は理科系博士前期課程・修士課程修了生及び社会人や留学生も対象として国内外に人材を募ります。

このようにAPでは、薬学や薬科学関連の学術分野への研究志向や知的好奇心に満ちた柔軟な思考能力を求めており、このような能力を面接試問(主に卒業論文や修士論文、または、それらに相当する研究業績に基づいたプレゼンテーション)にて評価・判定する。研究科におけるAPや判定方法については、学生募集要項(根拠資料5-4、5-5)や大学公式ウェブサイト(根拠資料5-2【ウェブ】)等で公表している。特に薬学専攻博士課程に関しては、本学学部5年次生を対象とした進路に関する学内合同説明会においてブースを設けて相談を受け付けており、6年次生に対しては、ガイダンス等を行っている。2020年度以降はCOVID-19禍によりガイダンスの開催が困難になったため、その内容を動画として配信し周知している。

以上、学部および研究科におけるAPは、本学で学んでいくための基礎的な学力や、学修や研究活動を進めていくための態度等を定めている。これらは、DPやAPと連関した求める学生像である。また、本学の学部卒業生は、ファーマシスト・サイエンティストの基本的な素養を身につけた薬剤師であり、医療に関連する多様な領域において、新たな活力となることが期待されている。これを踏まえ、研究科(薬学専攻博士課程)へと進学すれば、各領域においてリーダーとなることや専門性を深めることが期待される。このように、研究科での学びを学部からの一貫した教育課程としても位置付けており、それを踏まえ、研究科のAPを定めている。

以上のことから、本学は学部および研究科におけるAPを、いずれも適切に定め、かつ、 入学志願者を含め社会に対して理解しやすさに配慮した上で広く公表しているものと判断 される。

点検・評価項目②: <u>学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制</u>を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度

の適切な設定

評価の視点2:入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制

の適切な整備

評価の視点3:公正な入学者選抜の実施

評価の視点4:入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜

の実施

## <大学全体>

本学のAPに基づいて、公正かつ適切で厳正な学生募集および入学者選抜を実施している。学部学生の募集および入学者選抜の実施に関しては、入学試験委員会および入試課が、研究科においては研究科教授会および入試課が、それぞれの責任部署として、その任を遂行している(根拠資料5-8、5-9)。

入学を希望する者への合理的な配慮として、障がいのある学生の入学試験に関しては、 志願者からの申出があれば、健康診断書の確認および本人や保証人等からの聴き取りを行い、入学者選抜において、他の受験生との公平性を確保するように対応している(根拠資料5-3)。なお、就学にあたり、特別な措置(座席の位置、その他必要な特別措置等)が必要な場合は、入学決定後に個別に対応しており、その内容については第7章に詳述する。

#### <学部>

学部のAPに基づいた入学者選抜に関して、入学試験方式としては、学校推薦型選抜の指定校制および一般公募制があり、また、一般選抜のA方式(大学入学共通テスト利用前期)、B方式(本学独自の入学試験)およびC方式(大学入学共通テスト利用後期)がある。これらの周知に関しては、入学者選抜要項を配布するとともに、入学試験案内を本学公式ウェブサイト上で行い、各試験方式の概要、過去の入学試験問題、入学手続方法、試験結果等、本学受験に必要な情報を公開している(根拠資料5-10【ウェブ】)。以下に、5つの試験方式の概要を記す。

## 1. 学校推薦型選抜指定校制

過去の本学への受験実績や入学後の学業成績に基づき、生徒の推薦を依頼する高等学校

を指定する。指定校とした高等学校長から、一定の出願資格を満たした生徒の推薦を受け、学習意欲の高い優秀な学生の獲得を狙いとするものである。志願者には面接および推薦書、調査書、志望理由書の提出を課す。

#### 2. 学校推薦型選抜一般公募制

適性検査(英語および化学)、面接、推薦書、調査書、志望理由書を基に、人物および 学力を総合的に評価する。専願であり、本学を第一志望とする薬学への高い関心をもった 受験生を対象としている。

## 3. 一般選抜A方式 (大学入学共通テスト利用前期)

大学入学共通テストを利用する試験である。数学、英語、国語および理科の点数を基に 合否を判定し、より幅広い学力を備えた学生の獲得を目指している。

#### 4. 一般選抜B方式

本学が独自に実施する入学試験であり、数学、化学および英語の学力試験を課すことにより、本学にふさわしい能力や資質を持った人物を選抜する。

## 5. 一般選抜C方式 (大学入学共通テスト利用後期)

大学入学共通テストを利用する試験である。数学および理科の点数、ならびに調査書および志望理由書を基に合否を判定する。

これら5つの入学試験方式において、APに基づき、知識・技能や、思考力・判断力・表現力等の能力をそれぞれの方式に応じた検査科目や提出書類から評価している。特に学校推薦型選抜の一般公募制では、複数の測定方法で多面的・総合的に評価している。一般選抜B方式においても、単なる知識の評価にとどまらず、出題形式の工夫から、思考力・判断力に加えて読解力も評価している。主体性に関しては、学校推薦型選抜においては、調査書、推薦書および志望理由書を、一般選抜C方式においては、志望理由書を評価対象とし、判定の材料としている。このような入学試験方式により、多様な学生を適切に獲得できている。しかしながら、一般選抜A方式およびB方式での主体性の評価が課題となっている。

入学試験の実施体制としては、いずれの方式においても、学長の下、入学試験委員会委員長、入学試験委員会副委員長および入試課を中心に入学試験業務を適切に実施している。特に一般選抜B方式においては、全職員が協力する全学体制で実施している(根拠資料5-11)。本学独自の入学試験の問題作成をはじめ、面接試問担当や入学試験監督業務等の従事者の選定にあたっては、公平公正の観点から、大学入学志願者を血縁者にもつ者は除外する等の配慮をしている。また、入学者選抜の結果を踏まえた入学者の決定は、「教授会規程」第2条第2項に基づき、教授会構成員に准教授および講師を加えた入学査定会において審議し、公正な手続きに基づいて学長が決定している(根拠資料3-11)。このように、入学者の決定プロセスを、責任ある体制の下で適切に実施している。なお、入学試験受験者本人からの請求があれば、一般選抜B方式については成績開示を行っている。

また、障がいのある学生の受け入れに関しては、大学全体の項に記載したとおり、公平かつ柔軟に対応している。今般のCOVID-19への対応・対策としては、試験室への入室前の検温の実施や、試験室での受験者間の距離や換気等に配慮し、適切な環境を整備した(根拠資料5-11)。さらに、一般選抜B方式においては、本試験に対する追試験を予め設定

し、追試験対象者に対して適切に実施した。

#### <研究科>

本学研究科の2専攻におけるAPに基づいた各入学者選抜の実施に関しては、学生募集要項を本学窓口ないしは郵送で配布するとともに、本学公式ウェブサイト上で、各入学者選抜方式の試験概要、過去の入学試験問題、試験結果等、入学試験に関する各種情報を公開し、学内外を問わず誰でも正確な情報が得られるようにしている(根拠資料5-12【ウェブ】)。入学者選抜は夏季および冬季の年2回実施しており、実施方法については以下のとおりである。

## 1. 薬学専攻博士課程〈一般·社会人入試〉

薬学専攻博士課程の合否判定は、APである薬学関連の学術分野への研究志向や想像力を評価するための面接および卒業論文またはそれに相当する研究業績のプレゼンテーションの結果に基づき行われる。本学との学術交流協定に基づく留学生および日本政府奨学金留学生については、面接・試問を行わず、書類選考のみとする。

## 2. 薬科学専攻博士前期課程〈一般·社会人入試〉

4年制学部を基礎とする2年制博士前期課程であり、他大学、他学部の卒業生、社会人、外国人留学生等を対象にしている。一般入試の場合は学力試験と面接、社会人入試の場合は学力試験(小論文)、面接および成績証明書を基に、APである薬科学関連の学術分野への研究志向や想像力の総合的評価により合否を決定する。

## 3. 薬科学専攻博士後期課程〈一般·社会人入試〉

4年制学部を基礎とする3年制博士後期課程であり、博士前期課程・修士課程修了生、社会人、外国人留学生等を対象としている。合否判定は、APである薬科学関連の学術分野への研究志向や想像力を評価するための面接および修士論文またはそれに相当する研究業績のプレゼンテーションの結果に基づき行われる。本学との学術交流協定に基づく留学生および日本政府奨学金留学生については、面接・試問を行わず、書類選考のみとする。

いずれの方式においても、学長の下、研究科長および入試課が中心となり、入学試験業務を適切に実施し、合否判定は研究科教授会構成員による評価によって公正に行われている。COVID-19への対応・対策として、会場を従来の会議室から比較的広い講義室へと変更して実施したが、入学試験の公平性・公正性の観点から特に問題はなかった。このように研究科についても、公正かつ適切に入学者選抜が行われている。なお、障がいのある学生の受け入れに関しては、大学全体の項で記載したとおり、その都度個別に対応することとしているが、研究科における受け入れ実績はない。

以上より、APに基づく学生募集および入学者選抜の制度や運営体制については、適切に整備されており、入学者選抜は公正に実施されていると判断される。しかしながら、一般選抜A方式およびB方式においては、特に主体性の評価に課題がある。主体性の評価については、大学入学後の学びに深くかかわる事項であり、今後検討を進めていく。

点検・評価項目③:<u>適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収</u>容定員に基づき適正に管理しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- 入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
- <修士課程、博士課程>
- ・収容定員に対する在籍学生数比率

## <大学全体>

本学の入学定員は、本学が掲げるファーマシスト・サイエンティストの育成に必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮し、教育・研究の質と財務のバランスに十分配慮した上で決定している。入学定員の設定は毎年度、学部では入学試験委員会および教授会、研究科では研究科教授会において審議した上で、学長が決定している。なお、教育・研究の質と財務バランス双方が担保されているため、2017~2021年度の入学試験においては、入学定員に変更はない。

#### <学部>

本学では私立薬科大学協会の入学定員遵守に関する申し合わせに則り、入学者が入学定員の1.1倍以内となるよう管理している。2017~2021年度入学試験の入学定員に対する入学者数比率は、2018年度入学試験においては1.13倍であったが、1.01から1.05倍の間で推移しており、目標とする1.1倍以内をほぼ達成できている(大学基礎データ表2)。また、収容定員に対する在籍学生数比率も、2017~2021年度においては、1.03から1.05倍の間で推移しており、一定である(大学基礎データ表2)。このように、直近5年間で入学者数および在籍者数について、ともに入学定員および収容定員を充足し、2018年度入学試験を除けば、私立薬科大学協会で遵守を申し合わせている上限(1.1倍)も超えていない。

# <研究科>

2017~2021年度入学試験の入学定員に対する入学者数比率は、薬学専攻博士課程が1.04倍(平均10.4名/定員10名)、薬科学専攻博士前期課程が0.08倍(平均0.4名/定員5名)、薬科学専攻博士後期課程が0.20倍(平均0.4名/定員2名)となっており、大学院全体では0.66倍(平均11.2名/定員17名)であった(大学基礎データ表2)。6年制薬学部を基礎とする薬学専攻博士課程では入学定員充足率が100%を超えているが、薬科学専攻博士前期・後期課程では入学定員を大きく下回っている状況である。一方、2017~2021年度の収容定員に対する在籍学生数比率(大学基礎データ表2)は、薬学専攻博士課程では1.25から1.10倍へと経年的に減少傾向にあるものの、1倍以上である。しかしながら、薬科学専攻博士前期課程では、0.1倍のままであり、収容定員を全く充足できていない。また、薬

科学専攻博士後期課程に関しては、2017~2018年度では1倍以上であったが、2019~2021年度では0.5から0.33倍へと大きく減少に転じた。このように薬科学専攻では収容定員が充足されていないのが現状であるが、現時点でその対策はとれていない。

以上のように、学部の入学定員を適切に設定し、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているものと判断される。ただし、志願者の減少傾向が見られ、学生の受け入れ方針に適う学生の確保が今後困難になることが予想される。一方、研究科においては、特に薬科学専攻博士前期課程において入学定員を充足していないため、現在、大学院教育検討委員会において定員数等を含め課程の在り方や広報活動などについて議論を進めているところである(根拠資料5-13)。

点検・評価項目④:<u>学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。</u> また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

# 【評価の視点】

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

## <大学全体>

学生の受け入れの適切性について、学部では入学試験委員会において、研究科では研究 科教授会において、それぞれ毎年点検・評価を行っている。自己点検・評価運営委員会に おける学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価の実績はないが、2022年度 より学内自己点検・評価スケジュールに則って点検・評価を行い、外部評価受審に係る点 検年度は、点検・評価報告書作成のなかで自己点検・評価を行う予定である(根拠資料2-4)。

#### <学部>

学部の入学者選抜に関しては、入学試験委員会において定期的な点検・評価を行っている。毎年度、APに基づいた入学者選抜の実施について点検しており、各入学試験方式の募集人員や評価方法、さらには、学校推薦型選抜指定校制の指定校の見直しを行っている(根拠資料5-14)。この点検・評価に基づいて、学校推薦型選抜および一般選抜のC方式に関して以下の改善を行った。学校推薦型選抜の指定校制および一般公募制の面接試問について、2018年度入学試験までは、薬学をはじめ科学に関する学習意欲を主たる観点として実施していた。しかし、2019年度入学試験以降では、APに掲げる「思いやりと協調性を持ち、他者と円滑にコミュニケーションをとることができる」も面接試問の観点に加えることとした。さらに、2021年度入学試験からは、一般選抜のC方式において志望理由書を評価対象とし、そのなかで本学での薬学の学びへの意欲や医療界を目指す者としての資質・能力を評価・判定している。

#### <研究科>

研究科における学生の募集に関しては、毎年度、研究科長および入試課が中心となって、主に学生募集要項等の点検を行い、改訂案を策定している。これを踏まえ、研究科教授会においてAPを含めた学生募集要項等の点検・評価・見直しを行っている(根拠資料5-15)。

以上のように、学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価は、毎年度、適切に実施しているものと判断される。

## (2) 長所・特色

大学全体として、入学者の評価と受入れの決定が、責任ある体制の下、適切に実施されている。

学部については、5つの入学試験方式全てにおいて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力が適切に評価されている。また、入学者数は入学定員数と乖離しておらず、入学者数の適切性について、定期的に自己点検・評価が行われている。

研究科について、6年制薬学部を基礎とする薬学専攻博士課程は、入学定員が10名と国公私立薬系大学のなかで2番目に多い定員数にも関わらず、2017~2021年度入学試験での入学者数平均が10.4名とほぼ毎年定員を充足している。これは、本専攻のAPが広く周知され、薬学研究科の教育理念および教育目的、さらには社会での学位の有用性が理解されている結果と考えている。また、学内で毎年開催している大学院説明会において、大学院の魅力や経済的支援制度等について周知している点も入学者数の維持に有効に働いているものと考えられる。

#### (3)問題点

本学の学部および研究科とも、現時点では学科・研究科の統合・再編や定員削減等の大きな変更を迫られている状況には至っていないと判断していることから、入学者選抜や学生募集方法についても早急の改変は、今のところ特段必要はないと考える。ただし、今後大学進学者数が経年的に減少していくなかで、優秀な入学者の安定的な確保については、さらなる現状把握、解析、対応策の策定等の努力が必要である。

学部においては、入学者の資質・能力として、学力の3要素の1つである「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」に関する適性に関して、これらを評価する入学試験方式を設定していても、入学後には評価できていないことから、入学者選抜時の評価の適切性を完全には検証できているとはいえない。それゆえ、入学後の評価に関してもCPやDPとの連関性を考慮しながら、さらなる検討を要すると考える。

研究科においては、薬科学専攻博士前期課程(定員5名)および博士後期課程(定員2名)について、2016年度以降、毎年定員を大きく下回っている。これは、本学が4年制学部を持たないために、入学者の確保が困難であることに起因すると考えている。今後、他学部卒業者あるいは大学院修士課程修了者、外国人および社会人の入学者を増やすための制度設計や入学試験広報等の検討、さらには将来的な入学定員の再検討が必要と考えら

れ、大学院教育検討委員会が中心となり、全学的に検討を進める必要がある。

#### (4)全体のまとめ

本学の学部および研究科における各DPおよびCPを踏まえ、それぞれのAPを定め、求める学生像を明示している。この方針に基づき、多様な入学試験方式にて入学者選抜を適切に実施している。現行の入学試験方式による入学者の資質・能力の評価方法に関しては、APに照らし合わせると、いくつかの問題点は存在しているが、学部および研究科の学生の入学後の学力・態度からは、本学の入学者選抜はおおむね適切に実施されていると判断される。その一方で、医療界における薬剤師の役割のみならず、薬学部卒業生の社会での役割が変化していく状況にあっては、大学進学者数の減少率以上に、薬学部志願者が減少していく傾向にあることが危惧される。このような状況にあっても、競争倍率の低下に耐えうるように、学生の受け入れや大学広報の在り方に今一度積極的に踏み込み、入学者の質を担保できる入学者選抜へと繋げていきたい。

## 第6章 教員・教員組織

# (1) 現状説明

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部·研究 科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:大学として求める教員像の設定

各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2:各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(各教員の役割、連携

のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

## <大学全体>

本学の教員は、学部および研究科を問わず、本学の建学の精神「愛学躬行」のもとに高い人格および学識を有し、教育・研究および専門業務に対する識見・能力・熱意に優れ、それぞれの職位にふさわしい研究業績等を有していることと本学の「京都薬科大学教員選考規程」に明記されている(根拠資料6-1)。具体的には、「京都薬科大学教員選考基準」(根拠資料6-2)および教員公募に際して公表される要項(根拠資料6-3)に明記されているとおり、教授・准教授・講師・助教(以下、教授等とする)については、研究歴、研究業績、教育歴、専門業務に人物評価および熱意をあわせて総合評価し、本学の6年制薬学教育課程に基づく教育・研究を実践できる者としている(根拠資料6-2)。

研究科では、大学院博士前期課程、博士課程および博士後期課程の研究指導に対応できる高い教育・研究能力を有する大学院適合教員が連携・協力して大学院生の研究指導に従事すると「京都薬科大学教員組織規程」に定められている(根拠資料6-4)。また、学位論文の作成等に対する研究指導は、大学院適合教員が担当するものと「京都薬科大学大学院学則」に定められている(根拠資料1-5)。

#### 大学全体における編成方針

本学の教育研究活動は、原則として、基礎科学系、薬学教育系および複数の分野等からなる科学系を単位として実施している(根拠資料6-4)。このため、本学の教員組織の編成方針は、それぞれの教員が所属する科学系における教育研究活動が円滑に実施されるよう相互に協力することを前提として構築されている。各科学系には当該科学系に所属する教員から系長(薬学教育系については教育研究総合センター所長)が任命され、各科学系内における教育研究活動が円滑かつ高度に実施されるように各科学系に所属する分野等の分担を調整する責任を担う。創薬科学系、分析薬科学系、生命薬科学系、病態薬科学系および医療薬科学系(以下、創薬科学系等)の各分野における教員数および構成は、教授1名、准教授または講師1名、助教1名の合計3名を基準とするが、学長が理事長と協議のうえ、分野等の特性に応じた教員数の増減を行うことができる。一方、統合薬科学系、基礎

科学系の各分野、薬学教育系の各センターおよび附属施設の教員数・構成は、教育内容の 特性と状況に応じて学長が理事長と協議のうえ別に定めている。

分野等の主任(分野主任・センター長)は、教育研究活動をはじめとする分野等における業務が円滑に実施されるよう努める責務を負う。また、学長は大学の教育理念・教育目的に基づいて、学内外における教育環境の変化に適切に対応するため、教員組織の再編成や改廃が必要と判断した場合、その企画および実施の責務を負う(根拠資料6-4)。

#### <学部>

学部として求める教員像および教員組織の編成方針については上記「大学全体」の項に記載した内容と基本的に同一である。学部における教員の重要な責務である講義は、教授等が連携・協力して担当することと「京都薬科大学教員組織規程」に定められている(根拠資料6-4)。さらに本学では、学部3年次後期~4年次前期、5年次前期~6年次前期の期間に「総合薬学研究」をいずれかの分野等において実施し、学部生が専門研究に関わることとしている(根拠資料4-5)。このため、学部においても薬学の多様な研究領域に対応できる研究活動を円滑に行える分野等の体制を以下のとおり構築している。

本学の教育研究体制は、科学系の編成表に基づいて構築されている(根拠資料6-4)。 専門教育科目には5科学系に分かれて所属する22分野が携わっており、教養教育関連科目 には基礎科学系に属する5分野が携わっている。さらに、分野横断型連携教育研究に主に かかわる科学系として、統合薬科学系を設置している。これらの科学系における教育研究 活動を支援するために教育研究総合センターが別途設置されており、薬学教育研究センター、臨床薬学教育研究センター、情報処理教育研究センターおよび学生実習支援センター により編成している。さらに、これら以外の教育研究活動を支援する附属施設として、共 同利用機器センター、バイオサイエンス研究センター、図書館、薬用植物園および放射性 同位元素研究センターがある(根拠資料6-4)。これら各種センターにも複数の教授・准 教授・講師・助教が配置されているが、教員定数の標準数は規定されていない。各センターの業務内容により学長が定期的かつ弾力的に教員配置の見直しを行っている。

#### <研究科>

研究科においては、特論講義および研究指導が教員の主要な責務とされている。これ らの責務遂行にふさわしい教員体制を以下の方針に基づいて編成している。

薬学専攻博士課程では臨床薬学関連研究を効果的に遂行するため、医療系科目とともに有機化学、生化学、薬理学、薬剤学、衛生化学、薬品分析学等の広範囲に亘る基礎薬学系の知識を教授できる教育体制を整えることとしている(根拠資料6-4)。また、薬科学専攻博士課程では、創薬研究に関わる広範囲の知識を有機的に修得できるよう、有機化学をはじめ生化学、薬理学、薬剤学、公衆衛生学、薬品分析学等の関連知識を教授し、創薬研究者の養成を達成することとしている(根拠資料6-4)。研究科では、これらの教育活動を基盤として大学院適合教員の緊密な連携に基づく基礎および臨床薬学研究を実施し、所属大学院生が所定年限内に研究成果を学位論文にまとめることを使命としている。

以上のとおり、本学の求める教員や教員組織編制等については、本学の建学の精神

「愛学躬行」に沿った教育研究等の諸活動を遂行するため、また教育環境の変化に適切に 対応するため、学長がその権限と責任に基づき、組織再編・改廃および教員の弾力的配置 を行っており、これらの組織編制や運用が適切に行われていると判断される。

また、本学の求める教員像や教員組織の編成方針等については、教授会での議論等を 介して、教職員間で適切に情報共有されている。

点検・評価項目②:<u>教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、</u> 適切に教員組織を編制しているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2:適切な教員組織編制のための措置

- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授、准教授又は助教)の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む)
- 教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3:学士課程における教養教育の運営体制

## <大学全体>

2021年5月1日現在、大学全体の専任教員数は97名(教授38名、准教授20名、講師11名、助教28名)であり、大学設置基準に定められた必要教員数67名を上回っている(大学基礎データ表1)。学部における専任教員数は大学全体と同一である。研究科における大学院適合教員数は60名(教授22名、准教授14名、講師5名、助教19名)であり、研究科収容定員数を大幅に上回り手厚い研究指導が可能な人員配置となっている。研究科の各課程における教員数は、薬学専攻博士課程では47名(うち教授18名)、薬科学専攻博士前期課程では35名(うち教授13名)、薬科学専攻博士後期課程では13名(うち教授4名)であり、いずれも大学院設置基準で定められた専任教員数を満たしている(大学基礎データ表1)。以上の教員組織編成により、学部および研究科における教育研究活動を円滑かつ高度に展開している。

大学全体の専任教員1名当たりの学生数は24名であり、私立大学の平均的な人員を確保している。また、学部における講義・実習の担当についても、教員間で大きな差異が出ないよう科学系ごとに毎年度調整を行っている。また、女性教員の比率は約23%となっている。教員の年齢構成は、いずれの職位においてもおおむね適正であり、十分な教育経験を有する教員組織となっている(大学基礎データ表5)。

#### <学部>

学部では、薬学教育および実務実習モデル・コアカリキュラムに本学独自のカリキュラムを加えた6年制薬学教育カリキュラムを効率的に実施できる専任教員を配置し、それ

ぞれの専門領域に基づいた講義・演習・実習を実施している。各分野等には原則として3名の教員を配置しているが、教員の海外留学に伴う業務負担増を軽減するために特別教員の採用を可能としている(根拠資料6-5)。また、実務実習を効果的に実施するために、医療現場における実務経験を有する教員(14名)を配置するとともに、実務実習施設のうちの3病院に特定教授(3名)を配置している。さらに、訪問指導を主たる業務とする常勤特命教員(7名)を配置するとともに、遠隔地における「ふるさと実習」を可能にするために近畿地区以外の病院薬局の一部に非常勤特命教員(23名)を配置している(根拠資料6-6)。これにより、当該施設のみならず当該地域で実習を行う学生のきめ細かな指導が可能になるとともに、専任教員の訪問指導を近畿地区に集中させることでそれぞれの実務実習担当教員による指導の充実が可能になっている。

また教養教育を効果的に実践するために、主として初年次教育に携わる独立した基礎科学系(教授5名、准教授3名、講師2名、助教2名)を設置している。系長のもとに5つの分野(健康科学、物理学、数学、語学を含む一般教養、薬学英語)を置き、各分野に複数の専任教員を所属させている。これらの分野で開講している多くの科目は学部2年次までに履修を終えるカリキュラムとなっているが、薬学英語については4年次まで継続して学修を続けるカリキュラム構成をとっている。さらに、これらの初年次教育体制を柔軟に運用することにより、入学者が大学生活へ早期に順応できるよう支援することも初年次教育担当教員の責務となっている。

#### <研究科>

研究科では、「大学院適合教員」がそれぞれの専門領域に応じて薬学専攻あるいは薬科学専攻のいずれかに適切に配置されている。薬学専攻博士課程は6科学系19分野等、薬科学専攻博士前期課程は5科学系12分野等、同後期課程は3科学系4分野等が担当している(根拠資料6-4)。各分野等の教員は、所属する大学院生に対する研究指導および大学院授業科目を担当している(根拠資料6-4)。研究科におけるこれらの教育活動を実施するための専門知識と最近の研究業績については、毎年発行される教育研究業績録によって確認している(根拠資料6-7)。

以上のとおり、教員組織の編制実態は、学部においては6年制薬学教育カリキュラムを 効率的、かつ各教員がほぼ均等な教育活動が行えるような配慮のもとに専任教員を配置 し、それぞれの専門領域に基づいた講義・演習・実習を実施している。また研究科では、 大学院適合教員がそれぞれの専門領域に応じた学位研究指導を適切に実施している。

さらに、学部における実務実習を効果的に実施するため、学内に医療現場における実務経験を有する教員を配置するほか、遠隔地のふるさと実習を可能にするための特命教員を配置する等の措置をとっている。これらの点から、本学の教員組織は、教育理念・教育目的に応じて適切に編成され、運用されているものと判断される。

点検・評価項目③:教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に

関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2:規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用および昇任は、学部・研究科ともに基本的に同一の手続きに従って行われている。これらの教員採用等に係る根拠規程は、「京都薬科大学教員選考規程」および「京都薬科大学教員選考基準」である(根拠資料6-1、6-2)。「京都薬科大学教員選考基準」第2条に大学院担当教員の選考基準が、同第3条に基礎科学系担当教員の選考基準が規定されている。同第4条には、大学院担当および基礎科学系担当教員以外の教員の選考基準が規定されている。教員の募集にあたっては「教員公募要項」に基づき、原則として、全国の関連大学・研究機関への文書告知による公募、本学公式ウェブサイトでの公募、独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベース(JREC-IN)による公募等を行うこととしている(根拠資料6-8【ウェブ】)。

教授等の選考は、「教員選考規程」に基づいて行われる。学長が教授等の選考が必要と判断した場合、教授等候補者の推薦を担う「教授等候補者選考委員会」(以下、選考委員会とする)の設置について、教授会での審議、了承を経て決定される。その後、学長、学長を除く幹事会構成員、当該科学系長、当該分野等の分野主任・センター長、およびその他学長が指名するもの若干名から構成される選考委員会が設置され候補者選考を行う。助教を選考する選考委員会では、学長、学長を除く幹事会構成員、およびその他学長が指名するもの若干名で構成される。選考委員会は、選考対象者の履歴書、研究業績、教育・研究に対する抱負等について書類審査を行った後、必要と認めた候補者について面接等を行い、最も適任と認められた候補者1名を選出し教授会に推薦する。選考委員会からの推薦を受けた教授会での審議、了承を経た後、さらに常任理事会もしくは理事会での審議、承認を経て、教授等候補者の採用あるいは昇任が決定される(根拠資料6-1)。

大学院教員の採用においては、「教員選考規程」に則り大学院適合教員の基準を含めて学部教員としての審査を教授会で行い、その後、研究科教授会において大学院兼務について「教員選考基準」に基づいて審議、了承を経て決定される(根拠資料6-2)。

以上のとおり、教員を採用する場合は公募を原則としており、全国の関連大学・研究機関への告知やJREC-INへの登録等、多様な方法で募集を行っている。また採用・昇任に当たっては、選考委員会を設置して多様な観点からの審査を行うとともに教授会での審議を必須とする等、透明性・公正性を担保した手続きを実施しており、適切に運用されているものと判断される。

点検・評価項目④: ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施

評価の視点2:教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

大学全体として、教員の質的向上を目指す全学的な取り組みの推進や教育支援施策の企画・検討を行うためにFD委員会が設置され、本委員会を中心にFD活動が企画・検討されている(根拠資料4-44)。内容は年度によって異なるが、研究倫理に関する研修会やハラスメントに関する研修会等の活動は少なくとも年に1回は企画されている(根拠資料6-9)。また、講義方式等の教育内容の向上に関する講演会も企画され、特に近年はCOVID-19禍のなかでの教育効果の維持・強化を行うための遠隔学習法の研修に注力している。さらに、他大学で企画実施されるFD関連研修会への積極的参加を促し、教員のさらなる教育力向上を図っている。

これらFD活動とは別に、研究者行動規範教育を目的として一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) が提供するe-ラーニング講座の受講を学部および研究科所属教員全員に義務付け、研究倫理意識の徹底を図っている(根拠資料6-10)。

本学では2001年度より採用および昇任の際に任期制を導入した(根拠資料6-11)。教授の任期は10年(10年経過後は5年)、准教授・講師・助教の任期は5年である。現在、教員の85%に当たる83名が任期制教員である。任期更新時には直前の任期における業績が学長を長とする幹事会で審査され、面接を経て再任の可否が教授会に付議される。任期更新時に実施される審査は、直近数年間における教員の教育研究業績に基づくものであり、各教員の中長期的目標の設定と実施およびその成果を客観的に見直す機会となっている。また、大学全体にとっても中期的な教育研究活動の活性化や教員配置見直しの機会となっており、大学の将来の教育研究活動に関する戦略的方針決定に大きく資するところがある。

さらに、2020年度から教員評価制度として、教員全員を対象に到達度ポートフォリオ作成を義務化した(根拠資料6-12)。本制度では、本学の教員全員が各自の中期的目標を意識しつつ該当年度における教育研究目標を具体的に設定し、該当年度末にその到達度を数値化して自己評価する。ポートフォリオでは、(1)教育活動、(2)研究活動、(3)大学運営活動、(4)その他の活動(社会貢献活動等)について網羅的に記載することとなっている。教授の自己評価の結果は直接学長および副学長に報告され、准教授・講師・助教については、直接の上長である教授の評価を受けたうえで学長および副学長に報告される。学長はこれら報告内容に基づき、各教員の達成度および未達成点について講評し、そのコメントを各教員に示すことで次年度以降の指標とする。各教員が客観的に評価された課題を毎年度受け取ることができるようになり、年度ごとの具体的課題を把握し中期的な教育研究活動の目標設定を容易に行えるようになった。さらに、これらのPDCAサイクルを年度ごとに繰り返すことで、上記の5年あるいは10年の任期更新時の評価がより精緻になり教員の教育研究能力の向上に繋がっている。

以上のとおり、学内のFD活動は、FD委員会を中心に学内研修の企画・検討を行っており、他機関等の主催するFD研修への積極的参加も促している。また、研究者行動規範教育を目的に、全教員に対しe-ラーニング講座の受講を義務付ける等、研究倫理意識の徹底を図っている。さらに2020年度に導入した教員評価制度は、目標設定・実行・客観的評価・新たな目標設定といったPDCAサイクルを繰り返すことで、教員自身の各種活動の活性化や教育研究能力の向上に繋がっている。FD活動をはじめとするこれらの活動により、教員の資質向上ならびに教員組織の改善が適切に図られていると判断される。

点検・評価項目⑤:<u>教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、</u> その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

個々の教員については上述した到達度ポートフォリオにより年度ごとにきめ細やかな評価とフィードバックを行っている。教授等が主催する分野等については、年度ごとに研究業績(著書、原著、総説、プロシーディングス,講演、特許、学会発表等)をまとめ、「京都薬科大学教育研究業績」として、本学公式ウェブサイトの「京都薬科大学学術情報リポジトリ」に掲載している(根拠資料6-7、4-36【ウェブ】)。また、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究費の獲得状況について、年度ごとにまとめた個人集計表を学内に公表している。これらの資料は教員個人および分野等の研究状況の把握および課題抽出の重要な資料となっており、学長が大学全体の教育研究活動をバランスよく向上させる

上述のように、到達度ポートフォリオにより教員個人の評価を毎年実施し、教員組織の基本単位である分野等については、毎年度の教育研究業績録によって評価を実施しており、教員組織の改善・向上は適切に行われていると判断される。

さらに、2022年度より学内自己点検・評価スケジュールに則って点検・評価を行い、 外部評価受審に係る点検年度は、自己点検・評価報告書作成のなかで自己点検・評価を行 う予定である(根拠資料2-4)。

## (2)長所・特色

ための施策決定の一助となっている。

教員の採用や昇任にあたっての方針や規程が明確に規定されており、採用・昇任の基準が統一されている。さらに、教員ごとおよび分野等ごとの業績評価も明確な規程のもとに実施され、あいまいな点がない。このため、大学全体でバランスを取るべき教育研究活動に関する課題発見と対応が効率よく行えている。教員各自の教育研究業績の評価に関しては、年度ごとおよび任期ごとの評価が有機的な連携の下に実施される体制になっている。このため、各教員が年度ごとに課題を自覚することが可能になり、客観的講評に基づく対応が可能になっている。分野等ごとの業績評価も年度ごとに実施され公表されることから、各分野等での課題認識に大きく役立っている。これらの教育研究活動に関する客観

的評価に基づき、大学全体の方針に関する教員各自の認識が明確化されるとともに、大学 独自の教育・研究両面に亘る支援策の効率的実施が可能になっている。

## (3)問題点

学生の多様性や女子学生の高い比率等に応じた教員の多様性にやや欠けていると判断される。学生に直接向き合う教員、特に教授に占める女性教員が少ないことが問題点として挙げられる。公募による教員採用における審査等は直接の対応となるが、必ずしも常に効果を上げられるとは限らない。本学出身の女子学生の意識向上を通じて、本学教員としての職を目指す意欲を強めていく試みを継続して実施したいと考えている。また、2022年度から開始となる第4期中期計画において、学生、職員が活躍できる専門性・ジェンダー・年齢等に関するダイバーシティを備えたキャンパス環境の構築を目指しており、このなかで女性教員比率の向上についても取り組んでいく予定である(根拠資料1-16)。

## (4)全体のまとめ

教員およびその組織に関する規程・運営はおおむね良好に整備・実施されている。特に、2020年度から開始された到達度ポートフォリオはそれぞれの教員の自己評価に基づいており、教員自らの課題発見に効果的な評価方法である。さらに、到達度ポートフォリオは学長が大学全体の教育研究評価を把握するうえでも極めて有効であり、大学独自の各種教育研究支援策の実施に繋がっている。今後も継続して、個別課題に対応したFD活動を通じて教員各自の意識向上に努めるとともに、教員組織全体を対象として、長期的視野に立った組織改善に努めたい。

# 第7章 学生支援

## (1) 現状説明

点検・評価項目①: <u>学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。</u>

## 【評価の視点】

評価の視点 1: 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学 としての方針の適切な明示

本学では、建学の精神である「愛学躬行」を源泉とした本学の理念・目的を実現するための中期計画に基づいて、学内外の環境の変化にも対応した多面的な学生支援を展開している。第3期中期計画(2017~2021年度)においては、自立性・社会性・リーダーとしての素養を育む学生支援に重点を置いて学生支援を行ってきた(根拠資料1-12)。これに基づく具体的な学生支援の考え方やあり方は、学生便覧や本学公式ウェブサイトにより学内外に広く公開しているものの、「学生支援ポリシー」のように成文化されていないのが現状であるため、学生支援に関する大学としての方針の策定・明示を進める必要がある。

具体的な学生支援は、教務部委員会、学生部委員会、進路支援部委員会等の各種委員会ならびに教授会(学部および研究科)において審議・策定され、実施されている(根拠資料3-12、3-13、3-14)。

学部に関しては、学生が6年間の標準修業年限で卒業し、直ちに薬剤師国家試験に合格できるように、学生の修学、生活指導、奨学金、課外活動等の充実を目指して、学修支援や健康管理、また経済的支援や進路支援等、多面的に支援を行っている。支援に関する情報は学生便覧にまとめられており、学習支援システム(manaba)に掲載して学生に周知している。2020年度からは大学公式ウェブサイト上にも掲載して、学生のみならず学生の保証人や本学に関心を持つ受験関係者等に対しても支援の詳細を周知している(根拠資料7-1【ウェブ】)。また、manaba上に設定された各年次別のコースには、各種支援の募集や実施日程の案内等が掲示され、学生が適切な支援を受ける機会を逃さぬよう情報提供に努めている(根拠資料7-2)。

研究科に関しては、今後の医療・薬業界でのリーダーとなる博士学位取得者の輩出を目指した方針を研究科教授会で決定し、実りのある研究活動が円滑に行えるよう、研究面や生活面に対する支援を行っている。大学院生に対しても、学部生と同様に多面的な支援に関する情報はmanabaに掲載し周知している。

このように本学の学生支援の方針は、大学の理念・目的に基づき策定された中期計画のなかで示されるとともに、その内容は学生便覧、manaba、大学公式ウェブサイト等を通して適切に明示されていると判断される。

点検・評価項目②: <u>学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備さ</u>れているか。また、学生支援は適切に行われているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:学生支援体制の適切な整備

評価の視点2:学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- 正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3:学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止 のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4:学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの 設置等)の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5:学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6:その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

# 学生支援体制の適切な整備

学生支援には、主として教務部、学生部および進路支援部が互いに連携してあたっている。これら学生部、教務部および進路支援部にはそれぞれ学生部委員会、教務部委員会および進路支援部委員会が設置され、学生支援に関する検討や点検を月例で、また緊急性の高い事項については臨時で行っている(根拠資料3-12、3-13、3-14)。

学生支援の相談窓口となる事務局の教務課、学生課および進路支援課は学生がアクセスしやすい建物(愛学館1階)に集約されており、学生への支援や学生からの相談に速やかに対応できる連携体制を敷いている。また学生部所管として、保健師および看護師が対応する医務室、2名の臨床心理士が常勤する学生相談室(根拠資料7-3)が設置されており、学生の心身の健康状態に関して対応している。なお、学修に困難を感じる学生への支援には薬学教育研究センター(根拠資料3-1)が主として対応している。

学生支援における本学の特徴的な取り組みとして、学部における学生相談員制度が挙げられる。学生約10名に対して1名の教員が学生相談員として割り当てられており、学生相談員は入学時から卒業まで学生支援を行う。学生相談員は、担当学生から最も近く、最も

早期から長期間に亘り関わることから、学修や学生生活の様々な場面で重要な存在となる。なお、学生は3年次後期から分野等に配属されるが、それ以降は分野主任またはセンター長が主担当として、一方、学生相談員は副担当として学生支援に当たる(根拠資料7-4、7-5)。

COVID-19禍においては、従来は対面対応が原則であった支援に関しても、メールやオンライン、オンデマンド配信等、ICTを活用して対応の弾力化に努めている。

# 学生の修学に関する適切な支援の実施

【補習・補充教育に関する支援体制とその実施】

## ○入学前教育(高大接続)

学校推薦型選抜指定校制および一般公募制による入学予定者は、入学前年度の12月に確定することから、翌年の1月から3月の期間に、準備教育として入学前教育を実施している。具体的には、数学、物理および生物・化学・英語(3科目融合型)について課題を与えるほか、入学予定者同士の情報交換や交流を目的として、本学キャンパスにおいてスクーリングを1回実施している(根拠資料7-6)。なお、COVID-19禍においてはオンラインによるスクーリングを実施した(根拠資料7-7)。

#### ○実力確認試験と補講

第4章でも記したとおり、入学時に数学、物理および生物の3科目について実力確認試験を実施し、その結果によりそれぞれ1年次前期開講の「数学補講」、「物理学補講A」および「生命科学補講」の履修対象者(単位認定なし)を決定している(根拠資料4-14【ウェブ】)。各補講の受講は、対象者以外の希望者も担当教員が認めれば可能としている。また、この実力確認試験結果は学生相談員に担当学生分を通知し、入学直後から基礎学力に関する適切な指導の一助としている。

#### ○学修支援

各年次の授業で、授業内容等に関して質問や相談がある場合には、講義終了後に随時対応するとともに、教員のオフィスアワー、教員への連絡方法等をシラバスに記載し、教員とのコミュニケーションがとりやすい環境を構築している(根拠資料4-9【ウェブ】)。これに加え、学習方法も含めたより広い意味で学修支援が必要な学生への対応のために、薬学教育研究センターの教員による「学びコンシェルジュ」が開設されている(根拠資料4-14【ウェブ】)。「学びコンシェルジュ」の利用は、学生が自発的に思い立つ場合もあれば、学生相談員の助言による場合も少なくない。

#### 【正課外教育】

## ○クラブ・サークル活動

本学では、学生自治会を通じて推薦され大学に公認されたクラブ・サークルには教員を顧問として配置し、学内施設の利用を許可するほか、課外活動を行う上でのルール等をまとめた「課外活動におけるルールブック」を活用し、その学生の自主的・自立的活動を支

援している(根拠資料7-8)。また、「クラブ顧問のためのガイドブック」において、課外活動を支援するための大学としての対応と顧問の役割を明確に示している(根拠資料7-9)。各クラブ・サークルからの相談窓口は、クラブ顧問に加え学生課が担っており、緊急時を含めた必要時には学生課が主体となり、各クラブ・サークルの代表者および学生自治会との連絡会として「キャップ会」を開催し、協議の上で対応等を決定している(根拠資料7-10)。本学では大学公認クラブ・サークルには、学生自治会を介した予算請求に基づき活動補助金を支給している(根拠資料7-10)。本学の部活動加入率は、薬学系の学部、大学のなかでは極めて高い割合となっている(根拠資料7-11)。

COVID-19禍においては、国内の感染状況に応じた3段階の活動レベルを大学が設定し、各団体は設定レベルの範囲内で各団体の活動特性に応じた活動計画書を提出し、大学の承認を得た計画を遵守して活動している。計画書にはひな形等は示さず、各団体が自らの活動の特徴等を勘案しながら自主的に、創意工夫して計画を立案することを促している(根拠資料7-12)。

#### ○短期留学制度

学生がグローバルな視野を持つことを促す目的で、夏期休暇を利用した学生の海外への短期留学プログラムを実施している。ドイツのフライブルク大学が開催するサマープログラムには、主に2、3年次の希望者のなかで審査に合格した学生が参加している(根拠資料7-13、7-14)。この2つのサマープログラムについては、参加学生からの申請に基づき自由科目「海外語学研修」(3.0単位)として単位認定を行っており、また留学に伴う費用の一部を奨学金として補助している(根拠資料4-14【ウェブ】、7-15)。さらに、より専門性の高い短期留学プログラムとして、5年次の希望者を対象に2018年度からドイツ薬局研修を、本学とドイツの薬局の連携事業として開始した(根拠資料7-16)。

なお、COVID-19禍により、フライブルク大学およびMCPHS大学サマープログラムは2020 年度以降中止しており、ドイツ薬局研修についてはオンラインにより実施している。

#### $\bigcirc$ クリニカル・リサーチ・マネジメントプログラム (CRMP)

第9章に詳述するパレクセル・インターナショナル株式会社とのグローバル人材育成プログラムに関する包括協定に基づき、医薬品臨床開発業務を学ぶ共同教育プログラムとして「クリニカル・リサーチ・マネジメントプログラム (CRMP)」を学部生向けに開講している(根拠資料7-17)。

## ○多職種連携教育

第9章に詳述する医療法人社団都会(渡辺西賀茂診療所)と株式会社ゆうホールディングスとの学術交流等に関する包括協定に基づき、学部5年次生を対象にした「在宅研修アドバンストプログラム」および大学院生を対象とした「地域在宅医療プログラム」を実施している。医療に従事する職種と共に学び、患者の生活から看取りまでを含めた訪問診療に深く携わる内容となっており、医療における薬剤師の役割を深く知り、社会性を高める

機会となっている(根拠資料7-18)。

同様に、京都橘大学との教育研究協力に関する包括協定に基づき、合同多職種連携教育 (IPE) を展開し、薬学科、看護学科、理学療法学科および作業療法学科に所属する学生 が協働して1人の患者の支援を考えるプログラムを実施している。チームのなかで自らが 発揮すべき専門性の理解と同時に、他職種の強みを理解し、患者に最適な医療を提供できる薬剤師の育成に繋げている(根拠資料7-19)。

## 【留学生等の多様な学生に対する就学支援】

本学では、国際交流センターおよび事務組織として国際交流推進室を設置し、外国人留学生の受け入れや支援、海外の大学との協定締結等、国際交流の活性化を図っている。留学生の受け入れや海外大学との協定等は、学長を委員長とする国際交流推進委員会ならびに教授会(学部および研究科)が審議、検討を行っている(根拠資料3-9)。

## 【障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性】

本学では「京都薬科大学における障がい学生の支援に関する基本方針」を定め、本学の学生(入学志願者を含む)が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、ともに学びあうキャンパス環境の実現に向け、障がい学生の修学を支援している(根拠資料7-20【ウェブ】)。

本学は、全ての組織および職員が連携・協力して障がい学生に対する支援を実施することとし、障がい学生およびその保証人等からの総合相談窓口を、入学志願者およびその保護者からは入試課、学生およびその保証人からは学生課とし、内容に応じた具体的支援等の相談については、それぞれの部署(入試課・教務課・進路支援課・学生課)で対応している。また、障がいを持つ学生、配慮を要する学生への支援等に関するスタッフ・ディベロップメント(SD)研修を定期的に開催し、全職員が支援に対する理解を深める機会としている(根拠資料7-21)。

#### 【成績不振の学生、留年者および休学者、退学者の状況把握と指導】

成績不振の学生、留年者、休学者および退学者への対応は、学生相談員または分野主任・センター長が主として行っている。担当学生の留年が決定した場合は、学生、保証人および学生相談員または分野主任・センター長で三者面談を行い、留年に至った原因・経過等を踏まえて、留年中の学修、生活の計画やその先の方向を話し合うこととしている(根拠資料7-22、7-23)。その面談結果は学生相談員から学生部に報告され、情報が共有されている(根拠資料7-24)。前期終了時点で、あと1科目の必修講義科目未修得により留年が決定する学生に対しては、その旨の警告文を配付し、必要に応じて三者面談を実施している(根拠資料7-25)。6年次卒業留年生については、学生、保証人および学生相談員に薬学教育研究センターの教員を加えた四者面談を行い、留年中の生活指導、卒業に向けた学修および卒業後の国家試験に向けた学修指導を行っている(根拠資料4-27)。

休学や退学の異動の願い出については、学生相談員または分野主任・センター長との面談を必須としており、本人の意思や状況の確認を行っている。併せて、学則と修学の継続

に齟齬がないか等を、教務部や学生部と連携して検討・確認を行っている。また、メンタルヘルス上のケアの必要性が窺えるような場合は、学生相談室との連携も行っている。

#### 【奨学金等の経済的支援措置の適切性】

奨学金等の経済的支援は、日本学生支援機構奨学金と本学独自の奨学金・授業料減免制度から成り立っている。

各種奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口は、学生課に設けている。学生への広報については、学生に対してはmanaba上に「奨学金」専用のコースコンテンツを設け、情報提供や手続きの周知を行なっているほか、学生便覧や大学公式ウェブサイトに公開している(根拠資料1-2、7-26【ウェブ】)。

本学独自の奨学金制度として、「給付型」および「貸与型」奨学金の2種類の制度を設けている。給付型奨学金には、優秀な入学試験成績者への「特待生奨学金」および「成績優秀者奨学金」、近畿2府4県外出身学生を対象とする「遠隔地出身者奨学金」、学業成績外で他の学生の模範たりうる活動を示した学生を対象とする「研究・課外活動優秀者奨学金」、前述した海外短期留学への参加学生を対象とする「海外短期留学奨学金」を設けている(根拠資料7-27、7-28)。一方、本学独自の貸与型奨学金は無利子貸与としている(根拠資料7-27)。

また、2020年より開始された国による「高等教育の修学支援制度」採用者に対して、本学独自の追加的減免措置をとることで学費半期分90万円を年間で減免している。「授業料減免制度」は、授業料納付困難を申し出た学生に対して審査を経て適用を決定している(根拠資料7-29、7-30)。

#### 学生の生活に関する適切な支援の実施

【ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備】本学ではハラスメント防止等を目的として、「ハラスメントの防止措置等に関する規程」において、理事長、学長および監督者(分野主任・センター長、課長等)の責務、相談窓口、相談員等を定めている。また、「セクシュアルハラスメントの防止等に関する取扱について」において、セクシュアルハラスメントの防止等のために職員等が認識すべき事項、また相談を受けた場合に留意すべき事項を定めている。相談窓口に寄せられた学生等からの相談・申し立ては、学長を委員長とするハラスメント委員会に報告され、審議により対応が決められる。なお、学生を含めた相談者のプライバシーは厳重に守られる体制となっている(根拠資料7-31)。

このような相談体制を実質的に機能させるため、学生便覧において本体制について周知している(根拠資料1-2)。また、職員のハラスメントに対する意識を向上させるために、研修を継続的に実施している(根拠資料7-32)。

## 【学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮】

○学生相談室(学生カウンセリング)

多様化・複合化する学生の悩みへの対応強化として、学生相談室の充実に努めている。

学生相談室は、主として本学の学生が直面する諸問題(心の健康問題等)に関する相談に 応じ、心理臨床および学生相談の専門性に基づく心理的援助、心理教育等を行うことによ り、健全な学生生活への適応、人間的成長等を支援することを目的に設置している。

学生相談室では、毎月1回「学生相談室だより」を発行し、学生が学生相談室を身近に感じ、利用しやすいよう周知に努めている(根拠資料7-33)。また、面談は対面が原則であるが、COVID-19禍への対応として、電話やウェブ面談も取り入れており、学生のメンタルへルスの把握を目的とするアンケート調査(詳細は点検・評価項目③に記述)も実施している(根拠資料7-34)。

#### ○健康管理

本学では、学校保健安全法および「京都薬科大学学則」第58条に基づき、毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施している(根拠資料1-4)。4年次生については、5年次での実務実習に備えて4月に抗体検査(麻疹、風疹、水痘帯状へルペス、流行性耳下腺炎およびB型肝炎)、12月に胸部レントゲンも実施している。抗体検査において陰性または低抗体価(基準を満たしていない)の場合はワクチン接種を促している。なお、2021年度から4年次生の希望者に対して、大学負担でB型肝炎ワクチンを接種している(根拠資料7-35)。

また、研究や実習で放射性同位元素を取り扱う学生に対しては電離放射線健康診断を実施している(根拠資料7-36)。

一方、医務室では定期的に「学生保健だより」を発行し、インフルエンザや熱中症等、季節や状況に応じた注意喚起することによって、学生自身の健康管理の意識向上を図っている(根拠資料7-37)。

## ○安全教育

安全に関する事項については、学生便覧(学内での怪我、感染症、災害から身を守る、 学生実習について)において周知している(根拠資料1-2)。実験・実習および卒業研究 活動に必要な安全教育は、1年次前期に専門基礎科目「基礎化学」の学習項目「実験に臨 むにあたって」において、実験・実習が始まる後期に備えて基本的な安全教育を行い、各 実習においても随時指導している。動物実験に関しては、「京都薬科大学動物実験実施規 程」第35条に沿って、動物実験を始める2年次生全員を対象に教育訓練を行っている。3年 次後期から始まる卒業研究活動に必要な以下の4つの教育は、当該実験を行う学生に対し て実施するとともに、各分野等において継続して教育指導が行われている。

- 遺伝子組換え実験(関連規程条項:京都薬科大学遺伝子組換え実験管理規則第22 条)
- 病原体安全管理(関連規程条項:京都薬科大学病原体等安全管理規程第21条)
- 動物実験(関連規程条項:京都薬科大学動物実験実施規程第35条)
- ・ 放射性同位元素および放射線発生装置の取扱い (関連規程条項:京都薬科大学放射 線障害予防規程第38条)

また、廃棄物の取扱いに関しては、適宜各実習や分野等で指導するとともに「学生便 覧:廃棄物の取扱い、学内廃棄物の処理方法」に記載し、周知している(根拠資料7-38、 7-39、7-40、7-41、1-2)。

## ○事故等への保険

保険に関する基本情報の収集・管理は学生課が行っており、manabaおよび学生便覧で周知している(根拠資料1-2)。

本学では入学と同時に全員が「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、正課中・学校行事中・課外活動中・休憩中・通学中等に発生する傷害や事故等に備えている。「学生教育研究災害傷害保険」の適用外となる正課中・課外活動中に起こる怪我や事故については、学生の保証人等で構成される組織である教育後援会の支援により、初回の医療費を補助している。また病院・薬局実習において、実習に起因する感染症に罹って治療を受けた場合、実習中の事項で感染症予防措置を受けた場合や罹った疑いで治療を受けた場合に諸費用を支給する「実習感染症等に対する諸費用の支給制度」を整備している(根拠資料7-42)。

#### ○防災対策および防災教育

本学では「京都薬科大学防災規程」(根拠資料7-43)、「京都薬科大学消防計画」(根拠資料7-44)、「京都薬科大学危機管理基本方針」(根拠資料7-45)および「京都薬科大学危機管理規則」(根拠資料7-46)に基づき事故や災害時に備えて対応マニュアルを整備している。

防火防災訓練については、山科消防署の指導の下「防災訓練実施計画」に基づき避難訓練や消火器操作訓練を毎年実施している。この訓練には学生と職員が参加し、事故や災害に対する意識の向上や対応の周知を図っている(根拠資料7-47)。また本学の職員で組織する自衛消防隊は、山科自衛消防訓練大会にも参加している。さらに、手のひらサイズの「京都薬科大学防災カード」を作成し、全学生・職員に配布するとともに、災害時に備えて防災用品を備蓄している(根拠資料7-48)。なお、災害時の対応については学生便覧に記載し周知を図っている(根拠資料1-2)。

学生生活全般に係る安全教育として、学生便覧に基づいた周知に加え、入学時の導入オリエンテーションにおいて山科警察署の協力の下、SNS、カルト、交通ルール・マナー等についての教育・指導を行っている(根拠資料4-21)。また、2018年度には学生自治会を中心とした交通安全活動(春・秋の交通安全運動等への協力)が他の模範と認められ、京都府知事から京都府交通対策協議会交通安全功労等表彰を受賞した(根拠資料7-49【ウェブ】)。

#### 学生の進路に関する適切な支援の実施

【学生のキャリア支援を行うための体制の整備】

学生のキャリア支援は、進路支援部が担当しており、「進路支援部委員会要綱」に基づき定期開催される進路支援部委員会において検討・立案され、実施している(根拠資料3-14)。

## 【進路選択に関わる支援やガイダンスの実施】

本学のキャリア支援プログラムは、学年ごとに以下のようなステージを設定し、それぞれの目的に沿った各種プログラムを構築している。

- ○1~2年次【Stage 1:自分を知る】
- ○3~4年次【Stage 2:未来の自分に役立つ経験を積む】
- ○5~6年次【Stage 3:チカラをつける】

低学年次では、本学のキャリア教育科目である「医療の担い手としてのこころ構えA、B、C」(1~3年次に配当)を基軸に、進路の可能性を広い視野で捉えることができるような機会を設けている。高学年次では「学内合同説明会」や「選考対策セミナー」等、より実践的なプログラムを実施し、学生が自信をもって就職活動に臨めるような取り組みを行っている(根拠資料7-50)。また各プログラム実施後は、必ずアンケートを実施し、学生からの意見・感想・要望を進路支援部委員会で評価し、プログラムの改善・向上に活用している。

また、キャリア形成の動機づけや希望進路把握のために実務実習前の4年次生全員に対して個人面談を行う等、きめ細やかな支援を実践している。学生からの進路相談に当たる進路支援課員のほぼ全員がキャリアコンサルタントの国家資格を有し、進路相談から履歴書・エントリーシート記入のアドバイス、模擬面接等を日常的に行っている。学生の進路指導にあたっては、直接的な指導者である分野主任・センター長と緊密な連携をとり、学生の希望進路や決定状況等について情報を共有している。

大学院生に対しては、就職学年を控えた学生全員に、その他の学年の学生は希望者に対し、個人面談を行い希望進路の把握をするとともに、その内容に沿ったアドバイスや支援体制の紹介等を行っている(根拠資料7-51)。その内容については分野主任・センター長と共有し、連携を取りながら支援を行っている。

なお、COVID-19禍での支援体制としては、2020年3月の学内合同説明会をウェブ開催に切り替えて行った。また、学生からの個別相談にはオンライン形式で応じるとともに、就職活動のチュートリアル動画を作成しオンデマンドで配信する等、学生に不利益とならないような支援を実施している(根拠資料7-52)。

#### 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

本学では、クラブ・サークル活動を含めた正課外活動を奨励・支援する目的で、以下のような事業を行っている。

## ○研究·課外活動優秀者奨学金制度

本奨学金は、研究や課外活動において優れた取り組みを行った学生を対象としたものである。規程に基づき、申請された学生の活動を、学生部委員会が主体となって書類審査とそれに続く面接により評価する。評価結果の審議により、その学生の活動が他の学生の模範となるものであると判断された場合に、奨学金を支給するとともに、その活動内容を学内広報誌等で公開している(根拠資料7-53)。

#### ○「学生チャレンジ」事業

学生が自主的に立案した学生生活に係る活動計画に対して、その書類・面接による審査に基づき、学長裁量経費による「学生チャレンジ」事業によりその活動を援助している (根拠資料7-54)。

## ○学内ジョブプロジェクト

本プロジェクトは、学生が共同参画することで自主性や社会性の向上が期待できる学内 業務について学生を募集し、企画、準備、実行等の経験を積むことで成長を促すととも に、参加学生に対して活動費を支給するものである(根拠資料7-55)。

#### ○リーダーシップ育成プログラム

第3期中期計画において「第2章 2.自立性・社会性・リーダーとしての素養を育む学生支援」が目標設定されている。その取り組みの一環として、2018年度からクラブ・サークル代表者を対象とした研修会を開催している。COVID-19禍においては、オンラインで実施した(根拠資料7-56)。

## その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、後述する学生満足度調査等における学生からの要望のなかで、教育環境を含む大学生活の改善・向上等に繋がると判断されたものに対応している。例えば、本学では学生の自習スペースとして、自習室、図書館閲覧室等を整備しているが、それらは定期試験前等の需要が高い場合には十分ではない。これに関する学生からの要望に対して、学生課が中心となって試験期間に合わせて解放可能な教室を自習室として利用できるように対応している。

また、教務課によるウェブ講義視聴環境アンケートや、学生相談室によるメンタルヘルス・生活アンケート結果を、授業方針の策定や学生対応に反映させている。

COVID-19禍においては、企画・広報課がオンライン臨時相談窓口を設置し、学生のオフキャンパスからの問い合わせや要望に対応している。

以上より、本学の学生支援体制は、大学としての方針は現時点で成文化はされていないものの、修学、生活、進路、正課外活動等に関して整備され、学生が本学の理念・目的に基づいた教育研究活動や正課外活動に専念し、安定した生活を送ることができ、またCOVID-19禍を含め多様に変化する社会ニーズや学生からの要望にも適切に対応できる充実したものであると判断される。

# 点検・評価項目③: <u>学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。ま</u>た、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

## 【評価の視点】

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

教育や学生生活に関する学生の意見を収集するための主たる組織として、教務部委員

会、図書館運営委員会および学生部委員会があり、また教務課や学生課、企画・広報課等の事務組織もその役割を担っている。また、学生相談員や分野主任・センター長が学生の生の声を収集し、それを各種委員会や事務局の各課に提供している。さらに、学生の意見や要望等を収集する方法として、以下のようなアンケート・調査を定期的に実施している。

#### ○授業評価アンケート

半期ごとに全学生による「授業評価アンケート」を、各講義科目を担当する全教員に対して、教員ごとに担当授業の最終回に実施している。本学では2002年度から一部科目を対象にアンケートを試験的に開始し、2009年度以降は全科目、全学生を対象に実施している。アンケートの回答方法は、従来は専用用紙による記入としていたが、2018年度からはウェブによる記入に変更し、学生がより回答しやすいよう工夫している。また、設問項目についても2015年度に全面的に見直しを行い、「教員の授業に関する項目」と「学生自身の授業での学ぶ態度」について別々に評価をすることで学生自身の振り返りにも繋がる内容としている。本アンケートの回答率は平均31.87%(2021年度前期)と低いものの、教育環境の適切性の点検・評価のための根拠として非常に重要な情報源である(根拠資料7-57)。

# ○実習・実技、早期体験学習に関するアンケート

学生実習、体育実技および早期体験学習に関しては、学長、副学長、教務部長および学生実習支援センター長が、無作為抽出された数名の学生から対面方式で直接意見を聴く機会を設けることにより、学生からのヒアリング調査の結果を各関連教員にフィードバックして改善に努めてきた。本アンケートは、2020年度より全学生を対象としたオンライン方式に変更した(根拠資料7-58、7-59、7-60)。

## ○学生満足度調査

学長の下で組織されたプロジェクトチームが、学生の大学生活に関するアンケートである「学生満足度調査」を毎年実施している。なお、COVID-19禍の2020年度および2021年度は、従来の設問にCOVID-19禍関連の設問を加えて実施し、満足度への影響等に注意を払っている。学生からの要望や意見には事務局各課が対応し、支援や学内環境の改善に繋げるとともに、意見・要望および回答状況は全学生に対して公表している(根拠資料7-61)。

## ○心身の状態や生活状況等に関するアンケート

本アンケートは、学生の過去30日間の心理状態および生活状況を調査するものであり、2020年度から前期試験直後にオンライン回答形式で実施している。本アンケートは、COVID-19禍において学生の心身の状態や生活状況を把握し、対応策を考案するための有用な情報となっている(根拠資料7-34)。

上述のアンケート・調査の結果に基づき、学生の要望や意見に対応した例は、本章点 検・評価項目②に記述した。なお、実施したアンケート・調査の回答率が低い点や、回答 結果から抽出された一部の課題について対応できていない事項に関しては今後の課題であると認識している。

以上より、本学の学生支援制度は、その点検・評価の結果に基づき、一部対応が不十分である事項はあるものの、おおむね改善・向上に繋げられていることから、その体制は適切なものであると判断される。なお、学生支援制度の点検・評価に関して、これまでに本学の自己点検・評価運営委員会による点検・評価の定期的な実施の実績はないが、2022年度より学内自己点検・評価スケジュールに則って点検・評価を行い、外部評価受審に係る点検年度は、点検・評価報告書作成のなかで自己点検・評価を行う予定である(根拠資料2-4)。

## (2) 長所・特色

本学は薬系単科大学という小規模の大学であることを活かし、学生相談員による少人数の学生を対象とした学生生活全般に係るきめ細やかな支援体制を整えている。

奨学金や授業料減免措置等による学生への経済的支援は、必要に応じた見直しを経て、 特徴的でかつ充実したものとなっている。そのなかで本学の特色としては、給付額が大き い「特待生奨学金」に加え、「遠隔地出身者奨学金」や「研究・課外活動優秀者奨学金」 が挙げられ、「学生チャレンジ」という独自の事業も実施している。

進路支援に関しては、進路相談を担当する進路支援課職員のほぼ全員がキャリアコンサルタントの国家資格を取得する等、相談や指導の質の向上にも努めている。

#### (3)問題点

本学の学生支援の考え方やあり方は確立されており、有効に実施されているものの、 学生支援の方針は成文化されていないため、その策定は喫緊の課題である。

本学奨学金制度においては、観点が異なる複数の特徴的な奨学金を設定しているが、これらのなかで入学前に採用が決定する「特待生奨学金」と「遠隔地出身者奨学金」の給付を受ける学生数が少ないため、その広報や応募方式、さらに採用人数枠等の見直しが必要である。

また、学生支援の適切性を評価するための根拠として重要な位置づけにある授業評価アンケートと学生満足度調査の低い回答率は、その分析の信頼度に影響するため、その対応が今後の課題である。

# (4)全体のまとめ

本学の学生支援制度は、小規模大学である特徴を活かした綿密なものとなっており、学生からの要望・意見にも可能な限り対応し、学生からの評価も高いものである。学生支援の方針の成文化やアンケート・調査の質の向上等の課題はあるものの、本学の学生支援はおおむね良好であると考える。

#### 第8章 教育研究等環境

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①: <u>学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備する</u> ための方針を明示しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点 1: 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境 に関する方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針は、2007年から5年ごとに策定されている中期計画に明示されている。以下、第1期中期計画(2007~2011 年度)、第2期中期計画(2012~2016年度)および第3期中期計画(2017~2021 年度)における教育研究等環境の整備について詳細を示す。

#### 1) 第1期中期計画(2007~2011年度)(根拠資料1-9)

本学のあるべき姿として「時代が要求する医療薬学を切り拓く人材を育成する大学」および「小さいながらも先端的で高度な研究を行える大学」が設定され、(1) 大学運営の機能強化、(2) 理念・目的に沿った教育・研究の推進、(3) 薬剤師国家試験の合格率向上、(4) 学生にとって学びよい安心・快適な環境の提供、および(5) 安定した財務基盤の構築について、計画が策定され、実行された。(1) においては、PDCAサイクルを円滑に機能させるために新たに経営推進会議が設置され、計画の進捗確認を行うとともに、重要事項の審議を担うことで、迅速な意思決定が行われるようになった。その他、組織・制度の改革や見直しが計画された。また、(4) においては、躬行館(本校地)の建築が計画・実施された。図書館、食堂(兼多目的室)、実習室、研究室および講義室(大・中・小講義室およびセミナー室)を有する躬行館の完成により、学生および教員の授業に伴うキャンパス間移動等が解消された。

#### 2) 第2期中期計画(2012~2016年度)(根拠資料1-10)

第2期中期計画は、具体的な目標を「薬学領域で力強く活躍できる幅広い人材育成を行うための教育力の構築」として策定された。教育研究等環境の整備の具体的内容は、第1章 中期計画の推進、第2章 自立した学生の育成、第3章 幅広い人材育成のための教育活動、第4章 研究を通した教育活動、第5章 教育・研究活動を支える組織・制度、第6章 財務計画、および第7章 施設・設備の整備としてまとめられ、推進担当者の下で円滑に実行・完了された。主な整備を以下に示す。

- ・バイオサイエンス研究センター建設 (老朽化した動物研究センターの代替設備)
- ・130周年記念館の建設(老朽化した中央講堂兼体育館の建替)
- ・南校地の整備計画 (学生のためのアメニティ施設、部室棟、実験棟等)
- ・学生実習用施設である薬用植物園(補助園)の整備(温室工事設置等)

- ・太陽光パネル設置工事 (中央講堂兼体育館建築付帯工事)
- ・グラウンド全面人工芝設置

# 3) 第3期中期計画(2017~2021年度)(根拠資料1-12)

第3期中期計画の策定に当たっては、本学の理念・目的の達成に向けて「薬学のプロフェッショナルの育成」と「先端的で高度な研究を行う大学」というビジョンが掲げられ、また長期的ビジョンを描いたマスタープラン(根拠資料1-11)が策定された後、これらのビジョン達成のための意見集約から第3期中期計画が立案された。教育研究等環境の整備の具体的内容は、「第1章 先端的研究の展開と教育への反映」、「第2章 医療界の各領域でリーダーとなる人材を輩出する大学へ」、「第3章 盤石な経営・財務基盤の構築」、「第4章 教職協働による大学運営」としてまとめられ、2021年度で完了した。主な整備を以下に示す。

- ・学習支援システム (manaba) の導入
- · 学内無線LAN整備、Adobe包括契約、Office365導入
- ・統合薬科学系、臨床薬剤疫学分野の設置
- ・愛学館、躬行館1階自動ドア設置等、バリアフリー化の推進
- 新校舎建築に向けた計画立案

以上、本学では学生の学修や教員による教育研究活動に関して、大学の理念・目的を踏まえた環境や条件を整備するための方針を5年ごとの中期計画として策定し、適切に明示・共有され、実行されている。

点検・評価項目②:<u>教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、</u>かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

# 【評価の視点】

評価の視点1:施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境 整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2:教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

#### 施設および設備等の概要

校地には「本校地」および「南校地」があり、校地面積は合わせて 56,431 ㎡ (借用地面積 1,015 ㎡を含む)である。また、校舎面積は 44,764 ㎡、講義室・演習室・学生自習室 (図書館の自習席含む)の総数は 72 室である。大学設置基準に定められた校地面積 21,600 ㎡および校舎面積 14,510 ㎡を充足している (大学基礎データ表 1、根拠資料 1-2)。

本学の6年制薬学教育を達成するために、第1~3期の中期計画に示された方針に従い、 次のように各校地に施設や設備が整備・拡充されてきた。いずれの施設も耐震強度の基準 を満たしている。

#### 1) 本校地 (根拠資料 1-2)

愛学館(2005年度竣工)は、2~4階に中講義室4室、小講義室2室、実習室3室が設置され、主に1、2年次の講義が実施されている。5、6階には研究室6分野が配置されている。1階には主に教学系の事務室(学生課、教務課、進路支援課、実務・生涯教育課、国際交流推進室および調達検収室)、2階と7階には法人系の事務室(庶務課、企画・広報課、会計課、入試課、施設課、研究・産学連携推進室および情報管理推進室)が、それぞれ配置されている。

臨床薬学教育研究センター(2007年度竣工)は、模擬薬局カウンター、無菌室、病棟・保険薬局実習室等、実際の臨床現場に対応した最新の設備を備え、実務実習の見学型から参加型への施設として、薬学共用試験(OSCE)および学内での実務事前実習が可能な施設である。

躬行館(2010年度竣工)は、図書館棟および講義棟で構成され、講義棟の1~3階に大講義室1室、中講義室5室、小講義室8室、実習室1室、およびセミナー室16室が配置されており、主に1、2年次以外の講義が実施されている。4、5階には研究室6分野が配置されている。

図書館棟は、地下1階〜地上2階の3層で構成され、約10万冊の蔵書と303席を有する 閲覧室が整備されている。

2010年度に改修された育心館には、4分野等と一般教育分野の研究室に加えて、学生実習支援センター、学生相談室および京薬会(同窓会組織)等が配置されているほか、一部のクラブの部室および学生用ロッカー室が設置されている。

教育研究総合センターには、1、2 階に情報処理教育研究センターが配置されており、 K21 演習室に 220 台および K11 演習室に 100 台の PC がそれぞれ設置されている。両演習室は内壁が可変式であるため、PC を利用した SGD にも対応が可能である。また、K21 演習室は、薬学共用試験(CBT)を 180 人×2 回×2 日間で実施できることから、整備前と比較して効率的な実施に寄与している。地階には、学生用ロッカー室が整備されている。

本校地には、上述の施設のほか、創立 130 周年記念館 (講堂兼体育館)、自転車収容のための立体駐輪場 (計 688 台を収容可能:1階 432 台、2階 256 台)、キャンパスの緑化を意識した中央庭園、学生の憩いの場となる 2 つのテラス (プラクティテラスおよびソフィアテラス) が整備されている。

#### 2) 南校地(根拠資料 1-2)

南校地には、創薬科学フロンティア研究センターに研究室 4 分野、S 棟に研究室 5 分野および放射性同位元素研究センターが配置されている。2013 年度には、南校舎を解体した跡地に、先端的な設備を有する動物実験施設として地下 1 階、地上 3 階で構成される「バイオサイエンス研究センター」が建設された。地階には、大型動物実験室、飼育室、感染動物実験室、洗浄室等、1 階には、一般研究室、検疫実験室、飼育室、管理事務室等、2 階には、SPF 研究室(6 室)および飼育室(9 室)、3 階には、機械室がそれぞれ配置されている。研究室および飼育室には、24 時間保守点検、バックアップが可能な ISS(設備点検スペース)が確保されている。

#### 3) 薬用植物園 (根拠資料 1-2)

薬用植物園は、本園として京都市伏見区日野に 13,016 ㎡を所有している。この本園はキャンパスから遠隔地にあり、関連実習の際に移動することが非常に困難であるため、キャンパス近隣に補助園として薬用植物園御陵園を設置し、関連実習に必要な薬用植物等を一部移設した。このことにより植物園本園への移動の負担が軽減され、円滑な実習運営に寄与している。

# 4) グラウンド (根拠資料 1-2)

全面に人工芝を施しており、「体育実技」の授業、クラブ・サークル活動等に利用されている。野球、サッカー、ラグビー、陸上競技等の設備が整備されていることに加えて、クラブ部室と練習場からなる学生会館および奏楽館が併設されている。

# 5) COVID-19 感染症への対応 (根拠資料 8-1)

COVID-19感染症に係る病原体核酸検査を行うための衛生検査所として、2021年1月18日 に京都市より認可を受け、学内に「学校法人京都薬科大学 PCR 検査室」が開設され、 2021年2月15日から運用が開始された。

#### 教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学では「学校法人京都薬科大学特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、「学校法人京都薬科大学個人情報保護規程」に基づき「個人情報保護委員会」を置いて、大学における個人情報や特定個人情報等の適正な取り扱いを確保している(根拠資料8-2、8-3)。また、組織における「情報資産」を安全に運用するために「学校法人京都薬科大学情報セキュリティ基本方針」を定め、情報システムの信頼性・安全性の向上やインシデント対応等に取り組んでいる(根拠資料8-4)。具体的には、以下の教育等を実施して、情報セキュリティの徹底に努めている。

職員に対しては、「情報セキュリティeラーニング」を原則1年に1回受講するよう通知している(根拠資料8-5)。また、標的型攻撃メールへの対応を強化するために「標的型攻撃メール訓練」を1年に2回抜き打ちで実施し、標的型攻撃メールに対する職員の意識を高めるようにしている(根拠資料8-6、8-7)。

学生に対しては、第7章に記述したように、入学者に対する導入オリエンテーションの一環として、SNSの利用に伴う犯罪事例やトラブルに巻き込まれないポイント等について、山科警察署の協力を得て現役警察官による講習を実施している。また、初年次教育の一環として行われる「情報科学」のなかで「情報倫理とセキュリティ」に関する講義を実施している(根拠資料8-8)。講義終了後には、確認テストを実施して理解度を確認している。なお高学年次では、3年次後期に分野等に配属された後、専門科目の授業や総合薬学研究のなかで情報倫理や情報リテラシー等について継続的に教育指導している。

# 施設、設備等の維持および管理、安全及び衛生の確保

本学では、中期計画および各種法令に基づき施設、設備等の維持および管理のための調査・点検を計画的に進めている。代表的事項を以下に示す。

- 1) 建築設備調査 (毎年)、建築物調査 (3年に1回)、外壁調査 (10年に1回)
- 2) 空調設備熱源保守点検 (年2回)、GHP空調機・ジェネライト保守点検 (5年に1回)

- 3) フロン排出抑制法定期点検(3年に1回)、簡易点検(年4回)
- 4) 消防用設備機器点検(年2回)、電気設備保安点検(停電3年に1回、非停電年6回)
- 5) 中央監視システム保守点検(年2回)、入退館管理システム保守点検(年2回)
- 6) エレベータ保守点検 (年4回)、自動ドア保守点検 (年3回)
- 7) 局所排気装置点検 (毎年)、化学物質管理システム保守 (毎年)
- 8) 井水ろ過装置 (毎月)、上下水等ポンプ保守点検 (毎年)、実験排水処理施設 (年6 回)
- 9) 講義室等AVシステム保守点検(年2回)、体育館等床フローリング調査(毎年)
- 10) グラウンド・テニスコート人工芝保守 (毎年)、トレーニング機器 (毎年)

また、本学の安全および衛生の確保は、衛生委員会(委員長は学長)を設置し、学内の安全衛生に関わる事項を審議するほか、衛生委員による毎週の学内巡視や以下の取り組みにより実施されている(根拠資料8-9)。

- 1) 清掃(毎日)、定期清掃・ワックスがけ(年3回)、一般・産業廃棄物の搬出(定期)
- 2) 学校環境衛生管理点檢(毎日)、建築物環境衛生管理(毎月)
- 3) 害虫点検(毎月)、薬剤散布(年2回)、厨房薬剤散布(年4回)
- 4) 空気環境測定(年6回)、水質検査(毎年)、残留塩素濃度測定(毎月)
- 5) 受水槽、高架水槽清掃(毎年)、簡易専用水道検査(毎年)
- 6) 空調換気設備点検(年2回)、フィルター清掃(毎年)、汚水・雑排水槽清掃(年2 回)
- 7) 水素・酸素検知警報装置保守点検(毎年)、セアカゴケグモ駆除(年4回)
- 8) 作業環境測定(毎年)、防災管理点検(毎年)

なお、COVID-19への対応として、安全および衛生の確保の観点から講義室机・椅子・手摺、建屋入口ドア等の消毒等が実施された(根拠資料8-10)。

# バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

以下に主な事例を示すように、バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス整備を推進している。

- 1) 愛学館および躬行館玄関自動ドア設置
- 2) 愛学館東出入口自動ドア設置
- 3) 躬行館2および3階多目的トイレ増設(予定)
- 4) S棟エレベータ・自動ドア・多目的トイレ設置、創薬科学フロンティア研究センター・臨床薬学教育研究センター・創立130周年記念館玄関自動ドア設置(予定)

#### 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学には学生の自習スペースとして、愛学館には自習室2室を設置し124名を収容可能である。また、南校地にも自習室2室を設置し32名を収容可能である。さらに図書館には、303名を収容できる閲覧席を備えており、自習のためにも使用することが可能である。試験期間前・試験期間中は適宜、一部の講義室を臨時の自習室として開放している。自習室とは別に、学生の自由な使用が可能な情報処理演習室が3室(1室は授業で使用していない

時のみ) 用意されている。また、自習や休憩に使用可能なオープンスペースも4か所配置 されている。これら自習室等を設置し、学生の自主的な学習を促進するための環境整備に 努めている(根拠資料1-2)。

COVID-19への対応として、図書館の閲覧席、A23およびA24自習室については、ソーシャルディスタンスを考慮した座席間隔がとられるとともに、完全予約制を導入した運用に変更している(根拠資料8-11)。

# ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

第3期中期計画「第4章 教職協働による大学運営」において「1. 大学の機能強化と業務改善」として「(3) 効率的かつ強靭な一元的情報管理基盤の整備」の方針が明示されている(根拠資料1-12)。2019年に「京都薬科大学情報セキュリティ基本方針」が制定され、リモートワークや業務のペーパーレス化推進の観点も踏まえてネットワーク環境や機器類が整備されるとともに、ソフト面でも充実が図られてきた(根拠資料8-4)。これらを計画的に進めてきたことで、COVID-19禍におけるオンデマンド型講義やオンライン型講義に迅速に対応することが可能であった(根拠資料8-12、8-13、8-14、8-15、8-16)。以下、主な整備内容を示す。

- 1) 全学に学生や職員が利用可能な学内無線LANを敷設し、学生1人1台PC必携に向けた通信環境を整備(2019~2021年度)
- 講義動画の録画システム(SpiderRec) および配信システム(CLEVAS) を導入し、講義のオンデマンド配信体制を整備(2019年度)
- 3) 職員の協働体制を推進すべくグループウェア「Garoon」を導入(2019年度)
- 4) 学生・職員向けにOffice365サービスを提供(2019年度)
- 5) 職員・学生向けにAdobe Creative Cloudサービスを提供 (2019年度)
- 6) リモートワーク・ペーパーレス化推進のため、ワークフローシステム「コラボフロー」を導入(2020年度)
- 7) 遺伝子・動物実験・研究倫理等のウェブ申請システム「レビサポ」を導入(2020年度)
- 8) 学生や職員向けにセキュリティ対策ソフト(ESET)を提供(2021年度)
- 9) COVID-19への対応として、対面・オンラインの併用によるハイブリッド講義体制を 充実させるべく、本校地・南校地全域に10 GB対応のネットワークを敷設 (2021年 度)

以上、学生の学修や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針は中期計画を介して適切に明示されており、必要な校地や校舎を有するとともに教育研究活動に必要な施設および設備の整備に努めている。また、大学における個人情報および特定個人情報等の適正な取り扱いを確保するための方針や規程を定めるとともに、情報システムの信頼性・安全性の向上やインシデントへの対応等に適切に取り組んでいると判断される。

点検・評価項目③: 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

# 【評価の視点】

評価の視点1:図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネット ワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点2:図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の

配置

# 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

2021年5月1日現在、図書蔵書数は104,635冊で、過去5年間の状況を見るとおよそ一定している【表8-1、8-2】。また、電子ジャーナルは4,131種を数えている【表8-3】。

【表8-1】蔵書、視聴覚資料数(2021年5月1日現在)

|         | 国内出版物   | 海外出版物  | 計        |
|---------|---------|--------|----------|
| 図 書(冊)  | 56, 812 | 47,823 | 104, 635 |
| 雑 誌 (種) | 523     | 671    | 1, 194   |
| 学位論文    | 459     |        |          |
| 視聴覚     | 784     |        |          |

<sup>※</sup>図書には製本雑誌を含む

#### 【表8-2】過去5年間の図書館蔵書数

| 年度         | 2016     | 2017     | 2018     | 2019     | 2020     |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 図書館蔵書数 (冊) | 121, 496 | 104, 237 | 103, 568 | 104, 551 | 104, 635 |

#### 【表8-3】過去5年間の利用可能な電子ジャーナル数の推移

| 年度                 | 2016  | 2017   | 2018   | 2019  | 2020   |
|--------------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 電子ジャーナルタイトル(累計)(種) | 3,360 | 3, 453 | 3, 453 | 3,422 | 4, 131 |

専門図書に関しては、年2回、各分野等の教員および非常勤講師に依頼し、図書の推薦を募るほか、改訂や改版に留意して最新版の購入を進める等、継続的な選書を行い、化学系、医療薬学系、生命科学系等の図書の充実を図っている。また、学生保証人による組織である本学教育後援会からの支援により、知的好奇心を刺激し、学生の読書意欲を高める図書を毎年、受け入れている【表8-4】。学生、職員からの購入希望リクエストも随時受け付けしている。いずれの場合も選書は、図書館運営委員会にて学部等の専攻に関わる教育・研究のみならず一般教育も含めた各領域等のバランスに配慮し、不必要な重複を避けることを念頭において整備している(根拠資料8-17)。刊行から相当の年数が経過した資料や新版、改訂版等を購入したため不要となった旧版の資料等は定期的に

除籍を実施し、利用の効率化および管理の適正化に努めている。

【表8-4】過去5年間の教育後援会からの支援による図書受入れ数

| 年度     | 2016   | 2017   | 2018  | 2019  | 2020  |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 累積所蔵冊数 | 1, 166 | 1, 338 | 1,519 | 1,689 | 1,849 |

# 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

本学図書館は、私立大学図書館協会および日本薬学図書館協議会に加盟し、加盟館との情報交換や相互協力等を行う体制が整備されている。国内の他機関との相互協力サービス(文献複写のみ)を実施しており、過去5年間の実施件数は【表8-5】に示すとおりである。依頼件数を受付件数が上回る年が多く、他機関への学術情報の提供に貢献している。また、JAIRO Cloudを利用した「京都薬科大学学術情報機関リポジトリ」を構築し、学位論文や大学紀要等を広く公開している(根拠資料4-36【ウェブ】)。

【表8-5】ILL (文献複写) 過去5年間の実施件数 (単位:件)

| 年度           | 2016  | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 他機関からの受付     | 491   | 520   | 380   | 365   | 280   |
| (下段は大学図書館内数) | (426) | (465) | (318) | (310) | (211) |
| 他機関への本館からの依頼 | 300   | 286   | 413   | 243   | 172   |
| (下段は大学図書館内数) | (270) | (266) | (403) | (222) | (160) |

<sup>\*</sup>海外機関への文献複写依頼および国内他機関との図書等の現物貸借は行われていない。

#### 学術情報へのアクセスに関する対応

本学公式ウェブサイトの図書館ページには学内および学外からアクセスが可能である。学内のネットワーク環境からは、契約している電子ジャーナル、データベースおよび電子ブックにアクセスが可能である。また、出版社が提供するリモートアクセスサービスにより、一部の電子ジャーナルおよび電子ブックに対して学外からの利用も可能となっている。マイライブラリ機能により学内外からオンラインで貸出期間延長や予約、文献複写申込等が可能である(根拠資料8-18【ウェブ】)。

# 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

現在の図書館は2010年にリニューアルされたもので、閲覧室座席数は303席(地階69席、1階118席、2階116席)、現在の学部および研究科収容定員数2,216名の約14.0%に相当している。学生等からの要望に基づき、以前は9:00~20:00としていた平日開館時間を2014年4月から8:30~21:00に延長した。

2013年秋季より「マイライブラリ」等ウェブサイトによる利用サービスを開始した。なお、図書館に関連する概要をまとめると次のとおりである。

- · 延床面積: 1,554.28 ㎡ (1階519.23 ㎡、2階347.60 ㎡、地階687.45 ㎡)
- · 蔵書冊数:104,635冊 (2021年5月1日現在)
- ・閲覧室等:座席数303席(地階69席、1階118席、2階116席)

・開館時間:8:30~21:00 (土曜日は10:00~17:00) \*休館日は、日祝、創立記念日、夏季/冬季休暇中の指定日、館内整理日等 ・利用状況:

#### 【表8-6】図書館利用状況

| 年度        | 2016     | 2017     | 2018    | 2019    | 2020   |
|-----------|----------|----------|---------|---------|--------|
| 開館日数      | 253      | 253      | 252     | 236     | 184    |
| 入館者数 (延べ) | 104, 691 | 100, 355 | 93, 799 | 84, 531 | 3,947  |
| 貸出冊数 (延べ) | 8,585    | 8,714    | 7, 258  | 6, 468  | 2, 259 |

・地域への開放等:卒業生、相互利用協定に基づく学外の研究者や学生および医薬分野で従事する方へは、所蔵資料の閲覧やセルフコピーを許可している。

# 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

職員人数は委託職員10名(フルタイム4名、パートタイム6名)であり、丸善雄松堂株式会社を委託先としている。委託職員のうち8名が図書館司書の資格を有している。

COVID-19への対応として、入館人数や館内滞在時間に制限を設ける等、2020年7月に制定した「新型コロナウイルス感染防止対策のための図書館利用ガイドライン」(根拠資料8-19)に基づいて開館、運用している。

以上、十分な規模の図書館および蔵書や電子ジャーナル等を装備しており、学生および教員が教育研究活動を行うための学術情報サービス提供体制が整えられている。また委託職員による運用であるが、10名中8名が有資格者であるとともに、すべての事項は図書館長(教授職兼務)を長とする教員の委員から構成される図書館運営委員会において決定されており、適切に機能していると判断される。

点検・評価項目④:<u>教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促</u>進を図っているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:研究活動を促進させるための条件の整備

- 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- 外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

#### 大学としての研究に対する基本的な考え方

本学は、建学の精神である「愛学躬行」に則り、永年に亘り基礎から臨床までの幅広い 薬学領域において常に先端的な研究を推進し多くの実績を上げてきた。これまでの本学の 研究業績と特色を踏まえ、高等学術機関としての矜持をもって、より一層の全学的研究成果を生み出し、教育へ反映させることを目指した大学としての研究に対する基本的な考え方は、「京都薬科大学研究ポリシー」に明示されている(根拠資料8-20)。「京都薬科大学研究ポリシー」は、「研究理念」、「研究の自由の確保」、「研究プロジェクトの推進」、「研究の教育への反映」、「研究成果の社会還元」、「研究者の責務」、「研究環境の確保」、および「軍事関連研究の不実施」にて構成されている。

#### 教育研究活動を支援する環境や条件

本学の研究費総額のうち学内経費から約50%が支給されており、残りの約50%を学外の競争的資金等から獲得している(大学基礎データ表8)。学内経費として支給されている研究用経費の内訳は、実験系分野の場合、①人数割配当(1分野当たり40万円、講師以上40万円/人、助教・助手20万円/人)、②研究用機器分配当(1分野当たり186万円)、および③電話料分配当(1分野当たり8万円)にて構成されている。また学部3~6年次生が所属する分野等には、卒業研究・演習費助成に加えて研究業績費等が配当される。さらに実験用経費(教育用経費)として、大学院生の場合博士前期課程は30万円/人、博士課程・博士後期課程は40万円/人、学部生(学年に応じて)の場合1.5~4.5万円/人が配当され、学生の研究費用が手当されている。加えて、教員1人あたり10万円の旅費交通費(国内)が配当され、学部学生の学会活動についても奨励されており、分野等に配属される学生数に応じた旅費が支給されている(根拠資料8-21)。

また、若手研究者への支援および先端的研究課題に対する助成を行うことにより、建学の精神に基づく教育研究の振興を目的として、京都薬科大学科学振興基金が設置されている。本振興基金の対象にできる事業として、①教員の研究活動に対する研究助成金の交付、②教員の海外学会等出張および留学に係る助成金の交付、③本学大学院生の海外研究留学に対する助成金の交付等がある(根拠資料8-22)。

外部資金の獲得においては、研究・産学連携推進室が中心となり教員の支援にあたっている。科学研究費補助金の申請については、研究・産学連携推進室が教員に公募スケジュールを通知、公募に関する説明会を実施したうえで、申請書類を確認して修正提案等を行っている(根拠資料8-23)。また、AMED事業はメールにより、研究助成等の募集情報はグループウェアを利用して、教員に周知している(根拠資料8-24、8-25)。

外部資金の獲得状況については、下表のとおりである。

| THE SUPPLIES OF THE STATE OF TH |         |         |          |         |         |
|--|---------|---------|----------|---------|---------|
|  | 2016年度  | 2017年度  | 2018年度   | 2019年度  | 2020年度  |
| 科学研究費補助金   | 87, 800 | 80,615  | 116, 524 | 84, 590 | 100,778 |
| 受託研究費<br>(共同研究費含む)   | 35, 541 | 10,863  | 29, 234  | 28, 237 | 33, 641 |
| 研究助成寄付金  | 20, 900 | 33, 566 | 40, 301  | 25, 864 | 33, 021 |

※間接経費を含む

単位 (千円)

各分野等の床面積は、290~454㎡と異なるが、おおむね1分野等あたり290㎡である。ま

た、設備に関しては各分野等とも遜色なく充実している。さらに遺伝子組換え実験や遺伝子改変動物実験を行う分野等には、相当する拡散防止措置レベルやバイオセーフティー・レベルに認定された研究室が整備されている。さらに、複数の分野等が共同で機器を使用するための共測室(28室)が整備され、高額な機器を多くの分野等による円滑な共同利用が大学全体で実施されており、研究の推進に寄与している。なお個々の機器は管理担当分野等によって管理されており、学内での機器の導入状況や新規導入管理については、共同利用機器運営委員会で行われている(根拠資料3-7、3-19)。

ティーチング・アシスタント制度は、大学院薬科学専攻博士前期課程に在学する学生に 学部の講義、実習、演習等に関する教育補助業務を行わせるものである。またリサーチ・ アシスタント制度は、大学院薬学専攻博士課程および薬科学専攻博士後期課程に在学する 学生に、所属分野等または協力分野等の研究活動に関する研究補助業務を行わせるもので ある(根拠資料8-26、8-27)。

分野等においては、研究補助職員および事務補助職員を雇用することができる。これは、教員の研究時間の確保および教育研究活動を活性化させるための環境整備の一環に位置付けることができる。研究補助職員は外部資金による研究課題を円滑に遂行するため、研究代表者(研究代表者が本学以外の研究者である場合で、本学に分担金が配分されている研究分担者を含む)からの申し出に基づき、学長が当該研究課題の遂行に補助者が必要と認めた場合において、当該補助金等を原資として雇用する臨時職員である。また事務補助職員は、①各分野等の教員配置が標準数以下である場合において、当該分野等の事務的業務および当該分野主任・センター長から指示された教育研究に関する補助的業務に従事させるために雇用する臨時職員、②本学の部局における事務を円滑に遂行するため、事務局長が特に必要と認める場合に雇用する臨時職員である。さらに、教員が海外留学する場合において、その期間中における代替要員である特別教員として臨時職員を雇用する制度が整備されている(根拠資料6-5)。

なおCOVID-19への対応として、政府や地方自治体からの要請も踏まえて、感染状況に応じた各施設の使用制限が実施された(根拠資料8-28、8-29、8-30)。

以上、大学としての研究に対する基本的な考え方が研究ポリシーとして明示されているとともに、研究ポリシーに従う教育研究活動を推進するために、研究費の支給、外部資金獲得のための支援、研究室や機器の整備、人的支援等、教育研究活動を適切に支援する体制が整備されており、学生および教員による教育研究活動の促進が図られていると判断される。

点検・評価項目⑤:<u>研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。</u>

#### 【評価の視点】

評価の視点1:研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- 規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、2015年に「京都薬科大学における研究活動に関わる行動規範」(根拠資料8-31)が制定され、2020年には「京都薬科大学研究ポリシー」における「研究者の責務」として「本学のすべての研究者は、科学者としての倫理規範を遵守し誠実に研究活動を行う。研究に関する法令等を遵守し公正かつ責任ある研究活動を行う」が明示された(根拠資料8-20)。これらに関連する規程等を整備し、研究倫理の遵守と研究活動の不正防止に努めている(根拠資料8-32、8-33、8-34、8-35、8-36)。

毎年、科学研究費助成事業の応募申請時期に合わせて本学に所属する教員および研究者を対象とした説明会が実施され、研究費不正使用防止の観点から執行の留意点等が説明されている。また研究者にはAPRINの研究倫理教育受講が義務付けられ、グリーンブック

れている。また研究者にはAPRINの研究倫理教育受講が義務付けられ、グリーンブック(「科学の健全な発展のために」日本学術振興会編)が配布されるとともに、精読の推進が行われている(根拠資料6-10、8-37)。さらに「人を対象とする研究」倫理審査を申請する研究者にはICRWebの受講が義務付けられている(根拠資料8-38)。関連する講演会や説明会等は不定期ではあるが実施されており、2020年度には研究公正説明会(2020年8月28日)や研究倫理講演会(2020年10月21日)が実施された(根拠資料8-39、8-40)。大学院生に対しては、研究倫理に関する講義(研究倫理特論)が開講され、必修とされている(根拠資料1-6)。また学部生に対しては、分野等配属時(3年次後期)において、研究倫理に関する講義(1コマ/90分)の受講とともに、研究内容に応じて遺伝子組換え実験、病原体安全管理、動物実験および放射性同位元素の取扱いに関する講習の受講が義務付けられている(根拠資料8-41、8-42)。

コンプライアンスに係る教育に関しては、「学校法人京都薬科大学改訂コンプライアンス・ハンドブック」が配布され、研究者への啓発およびルールの周知・徹底が行われている(根拠資料8-43)。

研究活動の不正行為を防止するために不正行為防止委員会が設置され、(1) 研究倫理についての研修および教育の企画および実施に関する事項、(2) 研究倫理についての国内外における情報の収集および周知に関する事項、(3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項、ならびに(4) その他学術研究倫理に関する事項が実施されている(根拠資料8-34)。また、研究費の不正使用を防止するために不正使用防止委員会が設置され、(1) 研究費等の適正使用に係る研修および教育の企画ならびに実施に関する事項、(2) 研究費等の適正使用に係る国内外における情報の収集および周知に関する事項、(3) 不正使用の調査に関する事項、(4) 研究費等の不正使用防止計画の策定、ならびに(5) その他研究費等の不正使用に関する事項が実施されている(根拠資料8-35)。

また、学校法人京都薬科大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会規程に基づき、人を対象とする研究倫理審査委員会が設置され、本学において実施される人を対象とする研究等に関して、研究責任者から申請された研究計画書の内容、実施状況および成果の公表計画について審査されている。委員には学外の有識者および一般市民が含まれており、適切性が担保されている。なお、令和3年3月23日付で「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和三年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号)が制定されたことに伴い、「京都薬科大学『人を対象とする研究』倫理審査委員会規程」を一部改正した(根拠資料8-36)。

以上、研究倫理および研究活動の不正防止に関する規程は適正に整備されており、コンプライアンス教育および研究倫理教育が定期的に実施されている。また、研究倫理に関する学内審査機関は適正に整備されていることから、研究倫理を遵守するために必要な措置が講じられており、適切に対応できているものと判断される。

点検・評価項目⑥:教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教育研究等環境の整備に関する方針については、中期計画に明示されている。その各期の初めには中期計画策定委員会等が設置され、教育研究等環境の適切性等の改善・向上に向けた中期計画が策定されてきた。策定された中期計画に基づく年度ごとのアクションプランが計画・実施され、進捗状況を踏まえて適宜修正されてきた。

その実例として、前述したようにバリアフリーへの対応、グラウンド・自習室等の整備、講義配信システムの整備、リモートワーク・ペーパーレス化への対応などが挙げられる。

これまで教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を実施する組織、点検・評価の観点、および点検・評価のプロセスは不明瞭であったため、2022年度以降は自己点検・評価運営委員会の学内自己点検・評価スケジュールに則って点検・評価を行う予定である(根拠資料2-4)。

# (2)長所・特色

本学では、学生および教員が充実した教育研究活動を実施するために、計画的に教育研究等環境を整備する目的で、2007年から5年ごとに中期計画を策定し、教育研究等環境の改善・整備に努めている。また、最新の機器や設備を学内で共同して円滑に導入するための仕組みを備えており、研究活動の推進に寄与している。

#### (3)問題点

教員が研究活動に専念できる時間を確保するために、各種委員会の統廃合・見直し等を 検討し、管理運営に係る教員の負担軽減に努めるとともに、会議時間の短縮等を検討する 必要がある。

# (4)全体のまとめ

本学では、5年ごとに中期計画を策定し、大学の理念・目的を実現するために教育研究等の環境を整備してきた。2007年の第1期中期計画の開始から第3期に至っており、老朽化した多くの施設が一新される等、学生および職員が快適に活動するための教育研究環境の整備に繋がっている。

図書館の運営には、図書館長および領域の異なる教員によって構成された図書館運営委員会が携わっており、電子ジャーナルおよび各種データベースの選定、選書方針、除籍資料の選定等を介して、学生・職員に充実した学術情報サービスを実施するとともに、快適な教育研究活動を支援している。また、京都薬科大学学術情報リポジトリや大学紀要の発行等による学術情報の発信強化に寄与している。

本学は、永年に亘って基礎から臨床まで幅広い薬学領域において常に先端的な研究を推進しており、積み重ねられた実績に相応しい研究環境の整備を進めている。共同研究施設として、放射性同位元素研究センターや国内有数の実験動物施設等を維持・整備している。それぞれの施設には専任教員を配置して安全性を確保した上で、学生・教員の利用を実施している。また多くの共同利用機器を有しており、共同利用機器センターが統括して管理する体制が構築されており、先端的研究を推進するための環境が確保されている。

研究費については、大学から分野等ごとに潤沢な費用の配分が行われており、財政面で教育研究活動が支援されている。また、外部資金獲得のために事務局に担当部署を設けて教員の申請に対する手厚い支援が行われている。さらに、研究倫理、研究活動の不正防止に関連する規程や体制を整備し、研究倫理を遵守するために必要な措置を適切に講じている。

今後、中期計画で示された計画が適正に実施され、教育研究活動の促進に寄与する支援に繋がっていることを自己点検・評価運営委員会にて定期的に検証し、より充実した環境整備に取り組むことが必要である。

# 第9章 社会連携・社会貢献

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①: <u>大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢</u>献に関する方針を明示しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点 1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会 連携に関する方針の適切な明示

#### 社会連携・社会貢献に関する大学としての方針

本学の私立大学としての行動規範を示した学校法人京都薬科大学ガバナンス・コード (根拠資料 1-1)を 2020年に制定、大学公式ウェブサイトにて公表している。そのなかで社会貢献・地域連携に関する方針として、①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めること、②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能すること、③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供すること、④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組むこと、ならびに⑤環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応すること、の5項目が明示されている。

産学連携、生涯教育および国際交流に関する具体的方針は以下のとおりである。

# ・産学連携に関する方針

本学では、基礎から臨床までの幅広い薬学領域において最先端研究を推進し、その研究成果の蓄積を広く社会に還元し、教育および研究に次ぐ大学の第三の使命である社会貢献を実現するため、「京都薬科大学産学官連携ポリシー」(根拠資料 9-1)を定めている。そのなかで、1. 基本方針、2. 共同研究・受託研究等の推進、3. 知的財産の活用、4. 管理体制、5. 人材育成、6. 業績評価、7. 情報公開、8. 自己評価、9. 説明責任、についての各方針が明示されている。

加えて、以下に示すように合計 5 つのポリシー、規則および規程を定めて、産学連携を推進している。すなわち、研究成果の活用による社会貢献を促進するとともに学術研究の進展に資するために「知的財産ポリシー」(根拠資料 9-2)が、発明等を本学の学術研究の振興および社会貢献に資することを目的として「発明等取扱規則」(根拠資料 9-3)が、成果有体物の適正な管理、本学の研究促進および外部機関との円滑な研究協力を図ることを目的として「成果有体物取扱規則」(根拠資料 9-4)が、企業との連携の推進によって大学が行う教育研究活動への信頼が損なわれることのないよう、また、産学官連携活動が公正かつ円滑に推進されることを目的として「利益相反ポリシー」(根拠資料 9-5)が、産学官連携活動における広義の利益相反を適正に管理することを目的として「利益相反マネジメント規則」(根拠資料 9-6)が、それぞれ制定されている。また本学の研究シ

ーズと学外シーズとの連携を推進し、本学の教育研究活動の進展に資するとともに、知的 財産の創出ならびに地域社会における学術研究の振興および発展に寄与することを目的と して、知的財産・産学官連携センターおよび事務組織として研究・産学連携推進室が設置 され、その組織や運営に関し「知的財産・産学官連携センター規則」(根拠資料 9-7)が 制定されている。

#### 生涯教育に関する方針

本学は、「大学教育から生涯に亘る薬剤師研鑽」すなわち、在学生から卒業生、さらには全ての薬剤師を対象とした生涯研修認定薬剤師制度を展開しており、公益社団法人薬剤師認定認証機構(CPC)から認定薬剤師認証機関(G24)として認証されている(根拠資料9-8)。生涯教育に係る事業計画および実施等の推進を目的として生涯教育センターおよび事務組織として実務・生涯教育課が設置されている。薬剤師の実務面および研究面を支援する生涯教育プログラムや本学の教育研究の成果を広く地域社会に公開する公開講座等の生涯教育に関する方針が、生涯教育センター規程(根拠資料9-9)に明示されている。

#### ・国際交流に関する方針

京都薬科大学国際化ビジョン(根拠資料 3-8)において、大学の国際化および国際的に活躍できる人材の育成を目的として、1. 外国語教育の充実に向けたカリキュラム作りの推進、2. 海外からの留学生の受入推進、3. 学部学生の海外派遣推進、4. 4 年制博士課程の大学院学生の海外派遣推進、5. 職員の海外留学・研修制度の整備推進、6. 海外の大学との協定締結推進、7. 英語版ホームページの整備推進、8. 在籍する外国人留学生と日本人学生との積極的な相互交流推進、ならびに9. 地域活性化に向けた国際交流機会の推進、の9項目を施策として明示している。なおこれら施策の実行のため、本学の国際化について企画・立案するとともに、外国人留学生および海外留学を希望する学生に対し必要な支援を行う国際交流センター(根拠資料 3-9)および事務組織として国際交流推進室を設置している。

以上のように、社会連携・社会貢献に関する大学としての方針は、学校法人京都薬科大学ガバナンス・コードに明示・公開され、産学連携、生涯教育および国際交流に関する方針も、京都薬科大学産学官連携ポリシー、生涯教育センター規程および京都薬科大学国際化ビジョンにそれぞれ明示・公開されていることから、社会貢献・社会連携に関する方針が適切に明示され、大学内で共有されていると判断できる。

点検・評価項目②:<u>社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する</u>取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:学外組織との適切な連携体制

評価の視点2:社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3:地域交流、国際交流事業への参加

# 教育研究機関との連携

1) 京都府立医科大学との学術交流等に関する包括協定

本学と京都府立医科大学は、両大学間の交流と協力を促進し、教育・研究の充実および発展を図ることを目的として、学術交流協定および研究交流協定を締結している (根拠資料 9-10)。

2) 滋賀医科大学との教育研究協力に関する包括協定

本学と滋賀医科大学は、医学および薬学の教育研究の充実および発展のため、両大学がより交流・連携を深め、創出する成果により社会に貢献していくことを目標にした教育研究協力に関する包括協定を締結している(根拠資料 9-11)。

3) 京都橘大学との教育研究協力に関する包括協定

本学と京都橘大学は、合同多職種連携教育(IPE)の充実・発展による医療専門職の養成や京都市山科区を中心とした地域連携を目的とした教育研究協力に関する包括協定を締結している(根拠資料 9-12)。2016 年度から毎年、両大学において、異なる医療教育を受けている学生たちが垣根を越えて学び、話し合うことを通して、薬剤師、看護師、理学療法士および作業療法士のそれぞれの職種の特徴を知り、チーム医療への貢献を理解することを目的とした合同多職種連携教育を開催している(根拠資料 7-19)。また両大学は、京都市「学まち連携大学」促進事業の一環として、共同市民公開講座(根拠資料 9-13)を 2021 年に開催しているほか、共同学生団体を発足し、学生主体で山科・醍醐地域の活性化を目指し活動を行っている。

4) 星薬科大学および明治薬科大学との薬学領域の教育研究の連携に関する協定(3大学連携 SCRUM プロジェクト)

本学と星薬科大学および明治薬科大学の3大学は、卓越した科学的思考を基盤として医療の課題に挑む薬剤師の養成を目指す目的で、薬学領域の教育研究の連携に関する協定書を締結し(根拠資料9-14)、推進体制として3大学連携推進会議ならびに薬学教育検討部会、薬剤師キャリア部会および研究・人材育成・交流検討部会の3部会を設置している。現在、3大学において共同リカレントプログラムの開発や研究者交流の可能性を検討している。

5) 京都 4 大学間でのヘルスサイエンス系の教育研究の連携に関する協定

本学と京都工芸繊維大学、京都府立医科大学および京都府立大学の4大学は、ヘルスサイエンス系の教育研究を充実させるとともに、地域社会に一層の貢献を行うこと

を目的として、ヘルスサイエンス系の教育研究の連携に関する協定を締結し、京都 4 大学連携機構を設置している(根拠資料 9-15)。毎年、4 大学連携研究フォーラムを 開催しているが、2020 年度および 2021 年度は COVID-19 への対応として、ウェブ開催 で実施した(根拠資料 9-16)。

#### 行政機関等との連携

本学と医薬品医療機器総合機構 (PMDA) は、本学薬学研究科薬学専攻博士課程における教育研究の一層の充実を図り、レギュラトリーサイエンス領域での活発な研究活動と同領域における人材を育成する目的で、教育研究についての連携・協力に関する協定を締結し、「レギュラトリーサイエンスプログラム」を実施している(根拠資料 9-17)。

地域行政機関との連携に関しては、本学の教育研究の成果や学生の力を活かした連携事業の実施を目的とした地域連携に関する協定を山科区役所と締結している(根拠資料 9-18)。また、学生の人材育成をはじめとした各種就職支援を通じて京都府内企業等への就職を促進するために、京都府と就職支援に関する協定書を締結している(根拠資料 9-19)。

#### 医療機関および企業との連携

本学では、臨床薬学教育研究センターおよび臨床系分野が中心となり、医療機関との連携事業を実施している。

1) 国立病院機構京都医療センターおよび洛和会音羽病院との学術交流等に関する包括協定

本学と国立病院機構京都医療センターおよび洛和会音羽病院は、それぞれ教育・研究面における連携を目的とした学術交流等に関する包括協定を締結している(根拠資料 9-20、9-21)。この協定に基づき、相互の教育・研究および医療技術等の一層の進展と地域社会の発展に寄与することを目的としたカンファレンスを定期的に開催している。2019年度からは次項に挙げた日本赤十字社 京都第二赤十字病院も加わり「京都臨床医薬カンファレンス」(根拠資料 9-22【ウェブ】)として実施しているが、COVID-19 への対応として、2020年度および 2021年度は開催を見合わせた。

- 2) 日本赤十字社 京都第二赤十字病院との学術交流等に関する包括協定 本学と日本赤十字社 京都第二赤十字病院は、両者の包括的な連携のもと、疫学研究の推進および研究成果の地域医療への還元、相互の学術交流、医療活動および教育研究活動における人的交流を図ることを目的として、学術交流等に関する包括協定を締結している(根拠資料 9-23)。
- 3) 医療法人社団都会(渡辺西賀茂診療所)および株式会社ゆうホールディングスとの学術交流等に関する包括協定

本学と医療法人社団都会(渡辺西賀茂診療所)および株式会社ゆうホールディングスは、相互の学術交流、疫学研究の推進および研究成果の地域医療への還元ならびに医療活動・教育研究活動に資する人材育成を図ることを目的として、学術交流等に関する包括協定を締結している(根拠資料 9-24、9-25)。またこの協定に基づいて、渡

辺西賀茂診療所の在宅チーム医療研修に学部 5 年次生および大学院生が参加している。

4) 京都大学医学部附属病院との学術交流等に関する包括協定

本学と京都大学医学部附属病院は、医療および教育・研究活動等の全般における交流・連携を推進し、相互の医療技術、教育・研究活動等の一層の進展と社会の発展に寄与することを目的として、学術交流等に関する包括協定を締結している(根拠資料9-26)。

5) パレクセル・インターナショナル株式会社とのグローバル人材育成プログラムに関する包括協定

本学とパレクセル・インターナショナル株式会社はグローバル人材育成プログラムに関する包括協定を締結しており(根拠資料 9-27)、世界を舞台に活躍する薬学人材の育成・輩出を目指してグローバルな医薬品臨床開発業務を学ぶ共同教育プログラムを学部生向けに開講している(根拠資料 7-17)。本プログラムでは、全ての授業、ディスカッションおよびプレゼンテーションが英語で行われている。COVID-19 への対応として、2020 年度は対面ではなくオンラインを活用した5日間のプログラムを実施し、2021 年度はオンラインと対面を組み合わせた10日間のプログラムを実施した。

#### 市民公開講座および薬剤師生涯教育・リカレント教育

本学では、生涯教育センターおよび実務・生涯教育課が中心となり、市民公開講座や薬 剤師生涯教育・リカレント教育プログラムを実施している。

1) 公開講座および市民公開講座

公開講座は、地域に開かれた大学として、地域社会への貢献と交流を図ることを目的に、講演のほか、薬用植物園御陵園の見学を実施してきた(根拠資料 9-28)。2021年度は、前述した京都橘大学との京都市「学まち連携大学」促進事業の一環として共同公開講座を開催している(根拠資料 9-13)。また、文部科学省の補助事業である多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン事業として、市民公開講座や在宅医療推進セミナーを実施している(根拠資料 9-29【ウェブ】)。

2) 生涯学習プログラム

本学生涯教育センターでは、薬剤師が継続的に自己研鑽を積めるよう、社会ニーズに沿った医療薬学専門知識と技能の両面の修得を支援する生涯学習プログラムを提供している。本プログラムは講義形式の「卒後教育講座」の開催だけでなく、臨床研究のための演習や薬剤師の技能向上を目指した実技実習である「実務支援セミナー」および「フィジカルアセスメント講座」を含むのが特徴である。また「生涯教育 e ラーニング講座」では、本学で開催された「卒後教育講座」および「漢方講座」を著作権・プライバシー等に配慮してウェブ公開している(根拠資料 9-30【ウェブ】)。2021 年度の「フィジカルアセスメント講座〈実践コース〉」および「漢方講座」については、COVID-19 禍により開催を中止した。なお、本学は公益社団法人薬剤師認定認証

機構 (CPC) から認証されている認定薬剤師認証機関 (G24)として、要件を満たした 研修認定薬剤師に研修認定薬剤師証を交付している(根拠資料 9-31【ウェブ】)。

3) リカレント教育プログラム「Lehmann プログラム」

新たなリカレント教育として、国内教育機関初の履修証明プログラムである「Lehmann プログラム」を 2020 年度から開始している(根拠資料 9-32【ウェブ】)。このプログラムでは、論文作成能力や症例報告書作成能力のほか、リーダーに必要な素養を身に付けることで、専門・認定薬剤師資格の取得をサポートするとともに、将来の薬学領域におけるリーダーを育成することを目的としている。 2020 年度は第1期生 12名の修了認定を行った。

# 地域貢献・地域交流事業

地域交流・地域貢献に関する取り組みは、企画・広報課、実務・生涯教育課および学生課が主な窓口となり実施している。

本学では、がん治療薬、がん薬物療法等、がんに関する研究活動を行っていることから、リレー・フォー・ライフ・ジャパン主催のがん征圧・患者支援チャリティーイベントの趣旨に賛同し、会場・施設の提供と学生ボランティアの運営参加等に協力している(根拠資料 9-33)。また、本学では京都市が中心となって実施している薬物乱用防止啓発活動に協力、参加しており、近隣小学校での薬物乱用防止教室の開催や地下鉄駅前での啓発グッズ(カイロ)の配付、小学校教員を対象にした薬物乱用防止セミナーの実施等を行っている(根拠資料 9-34)。

COVID-19 への対応に関する地域貢献としては、京都府からの要請を受け、COVID-19 に係る病原体核酸検査を行うため 2021 年 1 月に PCR 検査室を開設し、2 月より運用を開始している(根拠資料 8-1)。なおこの PCR 検査室は、臨床検査技師等に関する法律施行規則附則第 4 条に基づき衛生検査所の登録を京都市長から受けている。また COVID-19 を予防する観点から、本学の特徴を生かした内容による「感染予防に関する動画」や「健康維持・増進に関する動画」を制作し、公開している(根拠資料 9-35【ウェブ】)。

地域交流としては、京都市山科区が主催する地域交流イベントである「山科健康フェスタ」において身体機能チェック測定を実施し、地域住民への保健衛生に対する啓発活動を実施している(根拠資料 9-36)。なお、2020 年度以降は COVID-19 禍により本イベントは中止となっている。また、山科区の市民団体である「はぐくみ」ネットワーク実行委員会と連携し、山科地区の小学生を対象とした理科実験講座「身近な夏の不思議体験イン山科」を、学生実習支援センターの教員が中心となり毎年夏に本学にて開催している。COVID-19 への対応として 2020 年度は開催を中止したが、2021 年度は参加定員を制限し感染防止対策をとった上で開催した(根拠資料 9-37)。このほか、約 320 種の薬草等を栽培している薬用植物園御陵園は前述した公開講座の一環として、2019 年度には初夏(5月)と晩秋(10月)に地域住民に一般公開していたが、2020 年度は COVID-19 により見学会の実施が困難であったことから、薬用植物を紹介する動画を制作し、大学公式 YouTube チャネルにて公開している(根拠資料 9-38【ウェブ】)。

山科区の各種会議への教員や学生の参画としては、2020年度の実績として、やましな輝きプロジェクト(学長)、山科区民まちづくり会議(学生課長、学生2名)、山科区推進協議会(学生課長)等が挙げられる(根拠資料9-39)。

# 国際交流事業

本学の国際交流に関する施策は、国際交流センターおよび国際交流推進室が中心となって企画・実施している。国際交流の活性化および大学の国際化を目的とした大学間での国際学術交流協定の締結を積極的に進めており、2021年度での実績では、瀋陽薬科大学(中華人民共和国)、マヒドール大学(タイ王国)、アレキサンドリア大学(エジプト・アラブ共和国)、国立台湾大学(台湾)、MCPHS大学(米国)、University of California, San Francisco, School of Pharmacy(米国)、国立成功大学(台湾)、ハノイ薬科大学(ベトナム)およびヴュルツブルク大学(ドイツ)の9件に及んでいる(根拠資料9-40、9-41、9-42、9-43、9-44、9-45、9-46、9-47、9-48)。また2017年度には、イタリア学長会議(CRUI)39大学と京都4大学連携機構(本学、京都工芸繊維大学、京都府立医科大学および京都府立大学)との間で教育研究活動促進のための協力に関する協定が締結されている(根拠資料9-49)。

海外の大学からの留学生受入れを促進する目的で、留学生の授業料や奨学金等に関する支援制度を定めており(根拠資料 9-50、9-51)、英文によるホームページを整備することで、国内のみならず海外にも情報を発信している(根拠資料 9-52【ウェブ】)。学部生を対象とした海外留学制度として、夏季休暇期間を活用し、学部 2、3 年次生を対象としたドイツ・フライブルク大学サマープログラム(根拠資料 7-13)および米国・MCPHS大学サマープログラム(根拠資料 7-14)を実施しており、参加者には京都薬科大学海外短期留学奨学金(根拠資料 7-15)を給付している。また学部 5 年次生を対象に、グローバルに活躍するファーマシスト・サイエンティストの育成を目指したドイツ薬局研修(根拠資料 7-16)を実施している。2020年度および 2021年度は COVID-19 への対応として、フライブルク大学および MCPHS 大学サマープログラムは中止したが、ドイツ薬局研修はオンラインにて実施している。今後も、オンラインによる海外協定校との継続的な国際交流を計画している。

以上のように本学は、医療系を中心とした教育研究機関との連携による医学・薬学領域での教育研究の推進、生涯教育・リカレント教育プログラムの提供による薬剤師生涯教育への貢献、行政機関や地域医療機関、企業との連携による医療活動・教育活動に資する人材の育成、さらには海外大学との国際学術交流によるグローバル人材育成教育等を着実に進めており、社会連携・社会貢献の方針に沿った教育研究成果を有益に社会や地域に還元できていると判断される。

点検・評価項目③:<u>社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行って</u>いるか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の重要性が第3期中期計画の「第1章1(3) 臨床を意識した教育研究の推進」、「第2章2(2)学生の社会性を高めるためのプログラムの充実」、「第3章2(1)教育研究の向上に資する質保証システムの構築と社会連携」、「第3章2(2)薬剤師リカレントと地域貢献の推進」(根拠資料1-12)のなかで掲げられ、各項目のアクションプランに従って個々の取り組みが適切に遂行されており、PDCAサイクルに

#### 地域連携・地域交流・国際交流事業の自己点検・評価

従う毎年の点検評価により改善が図られている。

京都 4 大学連携機構による 4 大学連携研究フォーラム、洛和会音羽病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院との京都臨床医薬カンファレンス、京都橘大学との合同多職種連携教育、国際交流に係るプログラム等の地域連携・地域交流・国際交流事業は、第 3 期中期計画でのアクションプランに基づいて進捗状況の確認および評価を行っている。

#### 生涯教育・リカレント教育の自己点検・評価

生涯教育およびリカレント教育プログラムの推進・運営に関しては、それぞれ生涯教育センター運営委員会(根拠資料 9-53)およびリカレント教育推進委員会(根拠資料 9-54)にて実施状況を確認、振り返りを毎年行い、次年度での改善へ反映させるとともに、第3期中期計画でのアクションプランに基づいて進捗状況の確認および評価を行っている。

改善・向上に取り組んだ実例として、第3期中期計画において、地域との連携プログラムの推進を掲げており、京都橘大学との連携に関しては、学生が参加する多職種連携教育の共同実施のみであったが、さらなる連携強化を目指して、京都市「学まち連携大学」促進事業の推進を掲げ、2021年度から前述の多職種連携教育に加えて、一般向けの共同公開講座の実施や共同学生団体による地域活性化に向けた各種取り組みを実施し、地域交流の促進および社会貢献に繋がっている(根拠資料 9-13)。

社会連携・社会貢献に関する個々の取り組みにおける PDCA サイクルは、第3期中期計画での各項目のアクションプランの進捗状況の管理・確認のなかで実施できている。一方、自己点検・評価運営委員会による点検・評価の定期的な実施については、これまでの実績はないが、2022 年度から学内自己点検・評価スケジュールに則って点検・評価を行

い、外部評価受審に係る点検年度は、点検・評価報告書作成のなかで自己点検・評価を行 う予定である(根拠資料 2-4)。

#### (2) 長所・特色

・医療系を中心とした教育研究機関との連携

京都府立医科大学および滋賀医科大学との学術交流・教育研究協力に関する包括協定、 京都橘大学との教育研究協力に関する包括協定、本学・星薬科大学・明治薬科大学の3大 学間での薬学領域の教育研究の連携に関する協定、本学と京都工芸繊維大学、京都府立医 科大学および京都府立大学の京都4大学間でのヘルスサイエンス系の教育研究の連携に関 する協定、と多くの医療系を中心とした教育研究機関と協定を締結し連携することで、医 学・薬学領域での教育研究の充実・発展を図っている。

#### ・薬剤師生涯教育およびリカレント教育

生涯教育に関して、生涯教育センターが中心となって社会ニーズに沿った医療薬学専門知識と技能の両面を修得支援する生涯研修プログラムを提供しており、2018年2月には公益社団法人薬剤師認定認証機構(CPC)から認定薬剤師認証機関(G24)として認証されている。また、リカレント教育に関して、専門・認定薬剤師資格の取得をサポートするとともに、将来の薬学領域におけるリーダーを育成することを目的とした国内教育機関初の履修証明プログラム「Lehmann プログラム」を開講している。本プログラムは、全国の薬系大学、薬学部において類を見ないプログラムであり、2021年度に開講している「症例報告書作成コース」、「研究計画・実践コース」に加え、さらに発展的なコースとして、わかりやすい論文を執筆できる技能を学ぶ「論文作成コース」の開講も予定している。

## ・地域交流および国際交流による人材育成

多くの地域医療機関と学術交流等に関する包括協定を締結しており、相互の学術交流、研究成果の地域医療への還元ならびに医療活動・教育研究活動に資する人材育成を図っている。また、京都市山科区が主催する健康フェスタへの出展や薬物乱用防止啓発活動への協力・参加、理科実験講座、薬用植物園公開等の多くの地域連携への取り組みを行っている。さらに、海外大学との国際学術交流協定の締結を積極的に進めており、学部生や大学院生の短期留学支援制度を整備することで、海外との活発な交流を実施している。

#### (3)問題点

国際交流に関して、毎年夏および春に短期の海外留学プログラムを実施しているが、COVID-19 の影響で 2020 年度以降は中止となっている。一部オンラインで実施しているプログラムもあるが、海外留学のプログラムの再開に向けて、受け入れ先との継続的な協議や調整が必要となる。

#### (4)全体のまとめ

本学では、社会貢献・地域連携に関する方針に基づき、産官学における連携事業や国際 交流事業、生涯教育・リカレント教育、地域連携・地域交流事業等の社会連携・社会貢献 に関する取り組み等を積極的に展開しており、その点検・評価に関しては第3期中期計画 でのアクションプランにより適切に行われ、改善・向上に活かされている。今後はさら に、自己点検・評価運営委員会による点検・評価も実施することで、さらなる改善・向上 に繋げていきたいと考えている。

# 第10章 大学運営·財務 第1節 大学運営

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①: <u>大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため</u>に必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点 1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現する ための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2:学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

# 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営 に関する方針の明示

本学の理念・目的は本学の建学の精神である「愛学躬行」を源泉としてそれぞれ設定されており、多様に変化する社会ニーズに応え安定した経営を行うことができるよう、これまで2007年から5年ごとの中期計画を策定し大学運営を行っている。

2017年度には、創立150周年を迎える2034年度に向けた長期的ビジョンを描くマスタープラン (根拠資料1-11) を策定し、「先端的な研究に支えられ、建学の精神に根差したファーマシスト・サイエンティストの育成を追求する大学 (京薬ブランド) への新たなる展開」を目指すことを学内外に明示している。

同時に当該マスタープランには、大学の方針として「6年制薬学教育の更なる発展に尽くすこと」および「これまでの成果を"京薬ブランド"として実質化すること」を目的として取り組むことを明示している。

さらに2020年4月には、本学構成員が医療界、地域社会等に対して有する本学の使命を 具現化する存在であるために、「学校法人京都薬科大学ガバナンス・コード」(根拠資料 1-1)を規範にして、適切なガバナンスを確保して、今後も時代の変化に対応した大学づ くりを進めていくことを公表している。

#### 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

前述のとおり本学では、中期計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究および社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指すという方針を明らかにしている。

なお第3期中期計画の策定に当たっては、前述のマスタープランが示され、全職員参加による「ワールド・カフェ」開催により意見集約を行っており、これを基に第3期中期計画策定委員会において重点項目が検討され、理事長および学長との協議を経て第3期中期計画が策定された(根拠資料10-1)。このように第3期中期計画は策定段階から、いわば学内構成員の総意を受けて策定されるとともに、各項目におけるアクションプランは「教

職協働」を共通理念として推進され、進捗管理については各アクションプランの推進を主導する担当課・室および推進担当者が選任され、その任務に当たっている。また、中期目標・中期計画進捗管理システムの導入により学内全構成員が常時閲覧可能な環境を整えている。

以上のことから、学内構成員に対して大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針が明示されるとともに周知・共有され、事業報告書(根拠資料2-22【ウェブ】)に記載のとおり、第3期中期計画を着実に推進しており、適切なガバナンスを確保して、適正な大学運営が行われていると判断される。

点検・評価項目②:<u>方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設</u>け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

# 【評価の視点】

評価の視点1:適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- 学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
- 教授会の役割の明確化
- 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織 (大学) と法人組織 (理事会等) の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2:適切な危機管理対策の実施

#### 適切な大学運営のための組織の整備

本学の管理運営体制は、学校法人においては「学校法人京都薬科大学寄附行為」(根拠資料1-20)およびその他「学校法人諸規程」の定めに依っている(根拠資料10-2)。

大学においては、「京都薬科大学学則」(根拠資料1-4)、「京都薬科大学大学院学 則」(根拠資料1-5)、その他「学内諸規則」等の定めにより適切に運営している(根拠 資料10-2)。

# (1) 学長の選任方法と権限の明示

学長の選任は、「京都薬科大学学長選考規則」(根拠資料10-3)で規定され、理事長が設置した学長選考会議は、その資格を有する「学長候補者(1名)」を選考のうえ、①理事長に推薦することを任務とし、②理事長は、推薦を受けた「学長候補者(1名)」に対し、就任の同意を得たうえ、理事会の承認を得て学長に任命する、とされている。

学長は、学校教育法第92条第3項の規定に基づき、大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有している。「京都薬科大学学則」第7条に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表する」と規定している(根拠資料1-4)。したがって学長は、学外的には大学を代表し、学内的には教育研究に関わる大学の総括的執

行・管理を行う教学上の最高責任者であると同時に、自己点検・評価運営委員会等の20の各種委員会(根拠資料10-4)の委員長となっている。また学長は、法人の理事および評議員としてそれぞれ理事会および評議員会の構成員となり、大学において計画・立案・審議された事項を理事会に提出する立場と法人の理事としての意思決定に加わり、法人と大学との間で合意形成の役割を果たす立場にあり、極めて重い責任を負っている。

以上のことから、本学は学長の選任方法を適切に定め、その権限を明示しているものと 判断される。

#### (2) 役職者の選任方法と権限の明示

#### 1) 副学長

副学長は、「京都薬科大学学則」第8条第2項で「学長は、必要に応じて副学長を置くことができる」(根拠資料1-4)と規定されたうえで、「京都薬科大学副学長に関する規程」(根拠資料10-5)により、選任方法と権限が明示されている。選任については、同規程第3条に、副学長は、本学の専任教員のうち教授として2年以上在籍している者もしくは、かつて副学長相当職以上の職にあった者のうちから学長が指名し、理事会の承認を得て任命するとされている。副学長は2名以内とされ、同規程に定める職務(日常的業務について学長を補佐し、重要事項に関し学長と協議のうえ学内調整を行うとともに、学長の命を受けて校務をつかさどる)を行うことが規定されている。

# 2) 研究科長

研究科長は、「京都薬科大学部長等選任規程」(根拠資料10-6)により、学長が専任の教員のうち教授として2年以上在職している者のうちから指名し、理事会の承認を得て任命している。研究科長の権限は「京都薬科大学大学院学則」第8条に「大学院の学事を統括する」と規定しており、研究科長は学長の委任を受け大学院の運営に当たっている(根拠資料1-5)。重要事項は事前に学長と協議し、幹事会の意見を聴いている。

#### 3) 教務部長、学生部長および進路支援部長

「学校法人京都薬科大学事務組織規則」(根拠資料10-7)に基づき、大学の事務を適正かつ効率的に処理するため「教務部」、「学生部」および「進路支援部」を置き、教務部長、学生部長および進路支援部長は学長の命を受け、当該部の方針および施策を総括し所管業務を掌理する。その選任については、「京都薬科大学部長等選任規程」(根拠資料10-6)により、学長が専任の教員のうち教授として2年以上在職している者のうちから指名し、理事会の承認を得て任命されている。

#### 4) 図書館長

「京都薬科大学図書館規則」(根拠資料10-8)に基づき、京都薬科大学図書館に図書館長を置く。図書館長は、学長の命を受け図書館を代表し業務を総括する。その選任は、専任の教員のうち、教授として2年以上在職している者のうちから指名し、理事会の承認を得て任命される。

#### 5) 事務局長

「学校法人京都薬科大学事務組織規則」(根拠資料10-7)に基づき、事務局に事務局 長を置く。事務局長は、理事長および学長の命を受け本学の事務を総括掌理する。事務局 長は理事会の議を経て理事長が任命する。

以上のことから、役職者の選任は規程に則り適正に行われ、その権限は適切に明示されている。

### (3) 学長の意思決定およびそれに基づく執行等の整備

学長は、学長の下に置かれる教授会(学部および研究科)に対し、教育研究に係る重要事項について諮問・意見聴取したうえで最終決定を学長が行っている。教授会の審議事項の事前審議機関である幹事会は、学長、副学長、研究科長、各部長および図書館長で構成され、学長が毎月1回招集するとともに議長となって、教学に関する大学運営方針を協議・調整しており、学長の円滑な意思決定を援けている。

また、教授会(学部および研究科)での承認事項は報告事項としてまとめられ、全職員にグループウェアを利用して周知される。執行については、学長決裁に基づいた運用(根拠資料10-9)が行われている。

以上のことから、学長の意思決定およびそれに基づく執行等の整備は適正である。

### (4) 教授会の役割の明確化

教授会について、「京都薬科大学学則」第9条、第10条第1項各号および「京都薬科大学 教授会規程」第3条の規定により、教授会を設置することと、その役割について明確に定 めている(根拠資料1-4、3-11)。

研究科教授会は、「京都薬科大学大学院学則」第10条、第11条および「京都薬科大学研究科教授会規程」第3条の規定により、研究科教授会を設置することと、その役割について明確に定めている。(根拠資料1-5、3-16)。

以上のことから、教授会の役割は規程により明確化されている。

#### (5) 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

学長は(3)項に記述したとおり、幹事会では教授会で審議する大学運営方針に係る重要事項について、事前に協議・調整を行ない、教授会(学部および研究科)では学長から諮問のあった教育研究に係る重要事項について審議し、または学長の求めに応じて意見を述べることができるとされ、学長が最終決定している。

なお教授会は、学校教育法第93条の規定に従い、定められた事項について学長が決定を 行うに当たっての意見を述べる機関であり、学長の最終判断は教授会の審議結果に拘束さ れるものではない。

以上のことから、学長の意思決定は規程に則り適正に行われ、教授会の役割との関係は 明確化されている。

#### (6) 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

教学組織(大学)における権限と責任については前述の(1)~(5)項に記載のとおりである。

学校法人の最高意思決定機関は理事会であり、運営についての責任を負っている。法人

組織に関することはもとより、教学組織に関する事項についても、学長の下に置かれる教授会(学部および研究科)で審議の後、理事会(根拠資料1-20)で最終決定している。

理事長は、理事総数の過半数の議決により選任されこの法人を代表し、その業務を総理している。理事会は原則毎月1回第3金曜日に開催され、学校法人の経営強化を念頭に置き業務を決する。審議事項は予算、事業計画等の経営や人事に関する一切の法人業務の執行について決定権限を有するとともに、理事の職務の執行を監督する機能を果たしている。法人運営に係る諮問機関として設置する評議員会は、定例会を毎年3月と5月に、その他必要に応じて臨時会を開催している。理事会は寄附行為で定める事項を評議員会に諮問し、評議員会の審議結果を理事会に反映させており、評議員会は諮問機関としての機能を発揮している。

常任理事会(「学校法人京都薬科大学寄附行為」(根拠資料1-20)第19条、「学校法人京都薬科大学寄附行為施行細則」(根拠資料10-10)第6条~10条)は、理事長、常務理事および常任理事で構成し、理事会に付議する事項に関して予め審議するとともに、理事会から委任された事項について決議している。

さらに本学には、理事長、学長、副学長および事務局長で組織される経営推進会議(根拠資料10-11)を置き、理事長が中心となり、本学の予算を伴う重要案件ならびに政策的および戦略的に判断すべき案件について審議または協議している。経営推進会議は法人および大学を取り巻く環境が刻々と変化する現状に鑑み、規程上原則月1回開催を、現在、週1回開催している。当該会議では、法人の統括者である理事長と教学の責任者である学長が常に連携を図っており、円滑かつ効果的な大学運営に資する機能を果たしている。

法人組織および教学組織(大学)を支える事務組織は、「学校法人京都薬科大学事務組織規則」(根拠資料10-7)第2条の規定に基づき、大学の事務を適正かつ効率的に処理するため、事務局、教務部、学生部および進路支援部の3部を置き、事務局には事務局長を、各部には部長を置いている。

事務局には9課4室(企画・広報課、庶務課、会計課、施設課、教務課、入試課、学生課、進路支援課、実務・生涯教育課、研究・産学連携推進室、国際交流推進室、情報管理推進室および調達検収室)を置き、事務局長は理事長および学長の命を受け本学の事務を総括掌理している。

近時、事務局では多様化、専門化する業務への対応のため、適時適切な改編等を行って 即応体制を整えている。

各部には部長を置き、教務部には教務課を、学生部には学生課を、進路支援部には進路 支援課を置き、各部長は学長の命を受け、当該部の方針および施策を総括し所管業務を掌 理する。

各部に置かれる課は事務局に置くものと同一組織であり、事務局組織において教学部門と密接に連携・協力関係にあるのが、教務課、学生課および進路支援課の3課である。これら3課では教育・厚生補導・キャリア支援関係に関わる企画・立案に関する事項等多岐に亘る業務を担っており、多様化する業務に即応した大学運営支援のために事務職員を比較的厚く配置している。

本法人の意思決定は理事会で最終の決定となるが、その諮問機関である評議員会には副

学長、事務局長および本学の職員が評議員として選任されており、審議過程において教学 関係者および事務局の意見等が十分に反映される仕組みとなっている。

以上のように、法人組織(理事会等)と教学組織(大学)の権限と責任は明確化されている。

#### (7) 学生、職員からの意見への対応

学生については、第7章に詳述したとおり、全学年を対象に毎年「学生満足度調査」を 実施し、学生の学修行動や時間、能力に関する自己評価、学生満足度等を把握・分析する ことにより、課題・問題点、今後の取り組み等を検証している。

職員に対しては、「職員満足度・意識調査」を実施し、本学職員の満足度や意欲、問題意識等を把握し、課題を抽出、改善することで大学の質向上に繋げる取り組みを行っている(根拠資料10-12)。

事務職員については、事務局長が議長として毎月1回開催する課長会議において、全学的な課題について共有し、意見交換等を行っている(根拠資料10-13)。

教員については、教授会、研究科教授会のほか関係する委員会で検討される。

また、2022年度から開始となる第4期中期計画の策定にあたっては、策定主体である第4期中期計画策定ワーキング・グループの審議を経て二度に亘る学内パブリック・コメントを実施した(根拠資料10-14)。

以上から、学長、役職者等の権限・役割、意思決定過程が規程に基づき明示され、審議 事項や決定権限も重複することなく、大学運営の組織整備がなされている。

# 適切な危機管理対策の実施

本法人では「学校法人京都薬科大学危機管理基本方針」として、1.管理体制、2.行動原理、3.大学機能の早期回復を定め、「学校法人京都薬科大学危機管理規則」(根拠資料7-46)に基づき、危機や事故等によってもたらされる事態を想定し、本学の学生および職員の生命、身体、または本学の組織、財産もしくは名誉への被害を最小限にとどめるため、組織的に対応することを基本的な考え方としている。

常設の危機管理委員会では、不測の事態においても迅速な初動対応を行うために「危機管理基本マニュアル」を作成のうえ職員に共有している(根拠資料10-15)。

「危機管理基本マニュアル」は大学全体の危機管理の枠組みを定めたものであり、そのなかで「個別マニュアル」として、原則当該危機に関する対応を担当する委員会組織等が策定することを定めている。なお、双方のマニュアルは最新のリスクに対応したものとなるよう定期的に見直している。具体的な例として、リスク分類「情報管理・IT」関連で、情報セキュリティ委員会では、組織としての「情報資産」を安全に運用するため、「情報セキュリティ基本方針」(根拠資料8-4)、「情報セキュリティ規則」(根拠資料10-16)および「情報セキュリティ基準」(根拠資料10-17)を総称する「情報セキュリティポリシー」を定め、情報システムの信頼性・安全性の向上やインシデント対応等に取り組むとともに、「学校法人京都薬科大学特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」(根拠資料8-2)を定め、「学校法人京都薬科大学個人情報保護規程」(根拠資料8-3)に基づ

き「個人情報保護委員会」を置いて、大学における個人情報、特定個人情報等の適正な取り扱いを確保していること等が挙げられる。

また2019年度の全学防災訓練実施時からは、緊急事態発生時の学生および職員の安否確認システムを導入して運用している(根拠資料10-18)。

2020年初めに発生したCOVID-19対策では、迅速に危機管理対策本部を設置(2020年2月 19日)し、2019年度卒業式・学位記授与式および2020年度入学式の中止を決定したほか、 学生および職員への注意喚起、学生への緊急支援金の支給等、その他必要な対策を講じて いる(根拠資料9-35【ウェブ】)。教育環境面では、いち早く学内の情報管理基盤を整備 したことにより、2020年度前期講義科目に係る原則全て収録講義のオンデマンド配信を進 めることができた。後期においては、学生および職員の徹底した感染防止対策を施したう えで、対面とオンラインを併用するハイブリッド授業を展開する等、危機管理基本方針に 則った対策を講じたことが挙げられる。職員の勤務環境面においても、情報管理基盤の整 備により在宅勤務を可能とするなど、機動的に取り組むことができた。これらの危機管理 対策の際には、職員全体会議を3回開催し、当該方針とその意図を明確に職員に伝えたほ か、学生への迅速な周知および利害関係者への大学の態勢と対応状況について公表等を行 ったことは、COVID-19対策と大学の運営方針の兼ね合いの明確化を図るという点で、在学 生や関係者の不安軽減の一助となる等、真に時宜に適った対応といえる。2021年度には、 政府の「新型コロナワクチンの職域接種」の呼びかけに応じて、学生および職員をはじめ とした大学構成員のみならず、地域の小・中学校の教員等も対象にして、希望者への接種 機会の提供に取り組んだ(根拠資料10-19)。この際にも職員全体会議を開催し、実施の 意図を明確にして職員が一丸となった「大学拠点ワクチン接種」を実現する等、全学を挙 げての危機管理措置を講じている。

以上から、大学の運営方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き教授会等の組織を設け審議事項や決定権限も重複することなく、規程に基づきこれらの権限等を明示するとともに大学運営の組織整備がなされ、適切な大学運営を担保するものとなっており、危機管理面からも時宜に適った対策の実施等適切な大学運用が行われているものと判断される。

# 点検・評価項目③:<u>予算編成および予算執行を適切に行っているか。</u>

#### 【評価の視点】

評価の視点1:予算執行プロセスの明確性および透明性

• 内部統制等

・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

# (1) 予算執行プロセスの明確性および透明性

予算編成は、毎年9月下旬~10月初旬に次年度の予算編成方針を理事長・学長連名で学内に通知し、各部局(分野等を含む)はこの方針を踏まえて、10月下旬~11月初旬に予算要求調書を提出する(根拠資料10-20)。提出に当たり、各部局(予算単位・予算執行単位)では、予算編成方針に基づき、スクラップ&ビルドを念頭に第3期中期計画に基づく

事業ごとの予算を立案するとともに、毎年度の経常的経費について支出内容の合理化・効率化等経費節減・抑制を積極的に推し進め、優先順位の選択と限られた財源を教育研究活動へより一層効果的に支出することに重点を置いて、予算要求調書を作成している。なお、中期計画に基づく事業や中長期的に必要となる教育研究機器等の整備に関して、実効性あるものとなるよう中期計画と連動した予算要求調書の作成を求めている。これら各部局からの予算要求を踏まえ、12月初旬に予算委員会を開催し、その審議を通じて学校法人と大学との意見調整を行いつつ、1月に予算原案作成といった手順ですすめ、2月に開催する常任理事会および理事会で原案を審議した後、3月の評議員会での意見聴取を経て理事会で最終決定する。このように予算編成は必要な審議を経ており適切に行っている。

また各部局では事業計画の遂行にあたり、「学校法人京都薬科大学経理規則」(根拠資料10-21)および「同施行細則」(根拠資料10-22)ならびに「学校法人京都薬科大学経理事務に係る部局等の名称を定める要綱」(根拠資料10-23)、さらに、全部局に共有している「会計の手引き」(根拠資料10-24)等の定められた手順を遵守しながら、効率的に予算を執行している。これら会計関係規則は、学内構成員がグループウェアからのアクセスにより常時確認できる体制を構築している。また予算の執行管理については、予算執行システムを活用することにより、各部局(予算単位・予算執行単位)において予算の執行状況をリアルタイムで確認できるほか、会計課において執行状況や会計処理の適正性等を精査している。

#### (2) モニタリング (監視活動)

前述の予算執行プロセスのなかで、予算管理、執行等に関する監査については、法人監事、公認会計士および内部監査員がそれぞれ定期的、あるいは必要に応じて連携を図りながら役割分担しつつ、効率的かつ効果的に行っている。法人監事の職務は、私立学校法第37条第3項および「学校法人京都薬科大学寄附行為」第15条に基づき、業務および財産の状況についての監査およびこれらの状況について理事会に出席して意見を述べること等であり、適正に実施されている(根拠資料1-20)。

外部監査としては、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士による会計監査を実施している。

経理業務等の内部監査は、「学校法人京都薬科大学内部監査規程」(根拠資料10-25)を制定し、同規程において監査の対象事項や実施部門、実施方法等を定め実効性を確保している。なお内部監査の実施部門は、理事長の直轄機関として設置し、独立性を確保している。

# (3) 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

新年度に向けて新たに発生する事業経費や当該年度に増額となる経常的経費については、提出された予算要求調書に基づき、予算委員会において事業別予算の妥当性、第3期中期計画との連携や年度計画のアクションプランに基づく必要性、優先度、効果等について十分審議のうえ決定しており、予算執行後の効果分析・検証については決算時の中期計画に係る予算の執行状況報告により、検証・確認を行っている。

しかし、今後さらなる教育研究の充実に必要な予算を確保するためには、収入の増加策に加えて、個別の事業の見直しや経常的経費の削減が不可欠である。こうした観点から、例年の役務契約等について取引の健全性をも視野に入れた経費削減計画を立て、2020年度には一定程度の経費削減を図ったところである(根拠資料10-26)。今後も継続的に実施することを通じて、より一層のコストパフォーマンス向上と予算執行の効果の検証を行う仕組みを確立していく。

以上のことから、学内における明確で透明性のある予算編成手続きを行うとともに、適 正な手続きによる予算執行を行い、これらに対して内部統制も含め詳細な監査を実施して いる。

点検・評価項目④:<u>法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運</u>営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

#### 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

事務局は、法人事務局と大学事務局が一体化しており、事務局長が理事長および学長の下で統括している。大学の事務組織は、点検・評価項目②(6)項で記載したとおりである。人員構成はそれぞれの課・室に必要な人員と員数で構成しており、適材適所の方針で人員配置している。

#### (1)職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

事務職員の採用は、「学校法人京都薬科大学職員就業規則」(根拠資料10-27)に基づき実施しており、定年退職者の補充、新規組織の設置等に伴う人員配置等の必要に応じて募集し、1次および2次面接を経て職制に応じて常任理事会あるいは理事会の承認によって決定する。また事務職員の昇格については、「学校法人京都薬科大学事務職員評価実施要綱」(根拠資料10-28)および「学校法人京都薬科大学事務職員給与規程」(根拠資料10-29)による業務評価(点検評価項目④(4)項に詳述する)に基づいて、所属長の推薦により行っている。なお異動については、毎年12月頃に徴取する個人調書を参考にしながら、各課の業務と内容、あるいは管理職と一般職員とのバランス、勤続年数や年齢等から総合的に判断しており、近時、業務の複雑化・高度化を考慮して、適材適所の観点から組織の活性化を促し、業務のマンネリ化を防ぐため、長期同一部署勤務者を優先して、可能な限り積極的な異動を行っている。

以上のように、職員の採用、昇格等に関する諸規程が整備され適切に運用している。

# (2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

第3期中期計画においては、第4章2(1)において「大学の発展に繋がるSD活動の充実と事務職員の高度化」を掲げ、大学経営を巡る課題が高度化、複雑化するなか、業務内容の多様化、専門化に対応する事務機能の改善のための逐次体制整備を図ってきている(根拠資料1-12)。

- 1) 大学運営の高度化を目指し、ICT活用による教学関係への展開や事務の効率化を推進するため、2017年4月には「情報管理推進室」を設置した。
- 2) 調達業務および検収業務に係る企画、立案および連絡調整を行い、教育研究用機器備品、管理用機器備品、管理ソフトウェア、消耗品、保守業務、業務委託等の役務等の業務を一元化することにより、業務遂行を効率的かつ効果的に行うことを目指すため、2017年7月には「調達検収室」を設置した。
- 3) 2020年4月「実務・生涯教育課」を設置し、繁忙を極める実務実習の実施に係る業務 (実習施設調整、訪問指導管理、成績評価事務処理、施設との契約、実習費の支払い 等)の効率的な処理(実務実習システム構築)、および社会に巣立った薬剤師等の薬 学関係者への、いわば学び直しの機会(生涯教育、リカレント教育)の提供といった 業務に取り組んでいる。なお、実務・生涯教育課の設置は、第3期中期計画の第4章 「教職協働による大学運営」において掲げる「教育効果を高める実務実習体制の確 立」の一環でもある。

以上のような累次の事務組織体制の整備により、職員には日常的な業務のなかで日々研鑽を積むことを督励しつつ、その資質の向上と職務遂行能力の向上を図っている。その例として、キャリアコンサルタント、ITスキルの向上等は資格取得を奨励、支援することを通じて業務内容の多様化、専門化に対応している。また、特定の技術・資格等を有する専門業務である、学生相談を担う臨床心理士、IT関係の技術者、電気技術者等の専門的な資質能力を要する職の補充については、その都度募集し、1次および2次面接を経て職制に応じて常任理事会あるいは理事会の承認を得て採用している。

#### (3)教学運営その他の大学運営における教育職員と事務職員の連携関係(教職協働)

教学部門の多様化する業務に即応するため、教務部委員会、学生部委員会、進路支援部委員会等(根拠資料3-12、3-13、3-14)の教学面の運営に係る重要な会議には、各部長および各担当課長が参画し、様々な課題に取り組む等実効性ある連携関係を構築している。

入試課ではアドミッション・ポリシーに基づき、入学試験に関わる企画・立案に関する 事項等多岐に亘る業務を担っており、入学試験委員会、入試広報委員会等の重要な会議で は、入試課長が参画し、教学部門と同様、実効性ある連携関係を構築している(根拠資料 5-9、10-30)。

また、その他、各種委員会を置き、教員と事務職員の連携関係により、諸課題に取り組んでいる(根拠資料10-4)。

他方、単科大学であるために、大学を挙げて実施する必要がある入学試験、薬学共用試

験 (OSCE)、オープンキャンパス、高等学校訪問等のイベントには、教員と事務職員が正に一体となって取り組んでいる。COVID-19禍の2021年7月~9月には、「大学拠点ワクチン接種」についても、教員と事務職員がそれぞれの役割に応じて、大学一体となって実施することができた(根拠資料10-19)。

そのほか、第3期中期計画では、第4章1(3)において「効率的かつ強靭な一元的情報管理基盤の整備」を掲げ、2019年度に全学的にOffice365を導入し職員および学生の情報環境の向上を図る等、ICTを活用した教育環境の実現とともに、分野等における学内無線LANの運用を開始した。

また、旅費申請、物品購入および就業管理をウェブ化し、ペーパーレス化を図り、電子 決裁を推進したことにより、無理のない形での在宅勤務推進を可能にするとともに、教員 が教育研究活動を遂行しやすい環境を整備する一助となった。このようにICTを活用して 事務組織の機能を活かした教職協働の取り組みにより、効率的かつ効果的な大学運営を実 現している。

以上のように、COVID-19禍のような突発的な環境下でも、第3期中期計画により進めてきたことが功を奏していることから明らかなように、教員と事務職員は教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保している。

# (4) 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務職員については、2008年度から目標管理制度を実施してきたが、2014年からは評価結果が給与に反映される人事・給与制度を導入した。具体的には、「学校法人京都薬科大学事務職員評価実施要綱」および「学校法人京都薬科大学事務職員給与規程」を2013年度に制定し、2014年1月からスタートした。2019年度~2020年度にかけて評価実施内容および評価対象期間の変更を行ったため、2021年4月から改定後の制度を運用している。従来の国家公務員給与体系に基づく年功序列型給与制度からメリハリある人事・評価制度に基づく給与制度に移行し、評価、処遇および育成を循環させる制度改革を行っており、将来に亘って効果が期待できる。

事務職員の業務評価制度は、業績目標達成評価および考動力評価の2つの形態で評価者が被評価者に対するヒアリングを行いながら評価を行い、全評価者が出席する評定者会議を経て評価の最終結果を本人にフィードバックし、職務遂行能力の向上を図るものである。また、評価結果を基に昇格・昇給等のインセンティブを付与しており、職員のモチベーション向上を図っている(資料10-28、10-29)。

以上のことから、本学の事務組織は、第3期中期計画に基づき、教育研究活動の支援 等、高度化・複雑化する法人や大学の運営に対応する体制を整備し、事務職員個々人に対 しては、時宜に適ったSD・FDの場や多様な機会を活用することで、事務組織機能の強化を 図り教職協働を促進するといった効果的な大学運営を実現しており、適切に機能してい る。 点検・評価項目⑤: <u>大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲お</u>よび資質の向上を図るための方策を講じているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点1:大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

# 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD)の組織的な実施

本学では、2016年度からSD推進委員会を設置のうえ、「京都薬科大学SD実施方針」(根拠資料10-31)および「京都薬科大学SD実施計画」(根拠資料10-32)を策定し、組織的な実施を企図してきたところ、2017年4月施行の「大学設置基準等の一部を改正する省令」により、SD活動が義務化された。

これに伴い、対象とする職員を事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部も含まれることを明確にするとともに、 SD (FD) 活動を体系化することでこれまで以上に効果的かつ効率的な推進を目指すこととした(根拠資料10-33)。

そのほか、全職員の資質向上のため、学内研修と学外研修を定期的に実施している。学内での研修としては、コンプライアンス研修の一環として、「研究公正説明会」、「研究倫理講演会」、「ハラスメント防止研修」、「ハラスメント相談員研修」、「学生との関わり方勉強会」等を実施している(根拠資料6-9)。学外での主なSD活動としては、大学コンソーシアム京都が実施している「SDフォーラム」および大学職員共同研修事業として実施されている「大学職員共同研修プログラム」の積極的な受講を奨励している。

事務職員に特化したSD活動としては、大学職員に求められる「情報を収集し、分析する能力」、「企画・提案する能力」、「課題を認識し、解決する能力」等を獲得できるワークショップ形式のグループ研修を階層別に実施する等の自己研鑽の機会を増やしている。また、導入している評価制度の適正な運用に資する観点から、評価者研修を実施し、より公平・公正な観点からの評価制度の実効性を高めるよう工夫している。

これらの取り組みを通して、研修直後のアンケート調査結果(根拠資料10-34)や職員満足度・意識調査結果(根拠資料10-35)からは、大学組織としてのコンプライアンス意識の高まりや、自己の職務遂行能力の客観的把握による研鑽意欲の高まり等の有意な効果が示唆されるとともに、学生との日々の関わりに潜むリスクの捉え方やその向き合い方等の職員の意識啓発や行動変容に少なからず影響を及ぼしているものと考えられ、今後も全学的な課題意識の醸成に繋げることを期待している。

以上のように、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員および教員の意欲および資質の向上を図るための方策を適切に講じる等、SD活動を組織的に行っている。

点検・評価項目⑥: <u>大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、</u> その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

### 【評価の視点】

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:監査プロセスの適切性

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

大学運営については、全学内部質保証推進組織として「京都薬科大学自己点検・評価運営委員会」を置き全学内部質保証システムが有効に機能するよう定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けて取り組むべく計画しており、このことについては第2章に記載のとおりである。

学校法人における大学運営の適切性に関する点検・評価に当たり、本学校法人では法人監事が本法人の業務状況および財産状況を監査している(根拠資料10-36)。業務状況の監査としては、理事会に出席して意見を述べるとともに評議員会、教授会、研究科教授会等の重要な会議に出席して運営状況等を確認するほか、理事等から業務状況および内部統制状況についての報告を受けている。なお2021年度からは、主に中期計画の推進状況等のうち教学関係事項について、自己点検・評価運営委員会から中間的(11月)および年度末決算時点(5月)に様々な施策の実施状況等について報告を受ける際、大学運営が適切に、かつ定期的に点検・評価されているか確認を行うことを計画し、中間的(11月)には計画のとおり実施したところである(根拠資料10-37)。また財産状況の監査としては、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく会計監査人の監査について法人監事が立会いを行い、監査結果の報告を受けており、その他、財産目録・資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・収支決算書・事業報告書等の適切な根拠資料を確認することで毎年定期的な点検・評価を実施している(根拠資料10-38)。

# 監査プロセスの適切性

監査プロセスの適切性は、点検・評価項目③ (2) 項に示したように、法人監事、公認会計士および内部監査員により評価されている。法人監事は学外者2名で、理事会および評議員会の審議、報告事項を通じて学校法人の業務状況を把握するとともに、教授会に出席して審議、報告事項を通じて教学関係の主要な事項について業務状況を把握している。また決算の際には、主要な決算書類の監査を実施している。

公認会計士による外部監査は、理事会および評議員会の議事録による確認や内部統制を 含め詳細な監査を実施している。そのうえで改善すべき事項について指導助言が行われて おり、本学はそれらに基づき厳正で効率的な大学運営に努めている。

内部監査部門では、毎年度「内部監査実施計画」(根拠資料10-39)を策定し、コンプライアンスの遵守、業務活動、会計処理等について客観的に調査・検証を実施している。これらの監査結果は、「内部監査報告書」(根拠資料10-40)として理事長に提出、報告

されている。理事長は、内部監査報告により指摘および改善を要する事項として報告を受けた場合、当該部局に対し適切な措置および改善を指示するとともに、その顛末を理事会に報告している。なお改善勧告を受けた部局長は、改善実施計画書を理事長に提出しなければならない(根拠資料10-25)。

なお法人監事、公認会計士および内部監査員は、それぞれ定期的、あるいは必要に応じて連携を図りながら役割分担しつつ監査を実施しているが、「三様監査」(法人監事、公認会計士、内部監査員が出席)および「法人監事監査」(法人監事、公認会計士が出席)として、年に2回、情報共有、意見交換等を行うことで相互の効果的な連携を図り、監査の効率性・有用性を深めている(根拠資料10-37、10-41)。

#### 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では法人監事監査および内部監査を通じて業務の改善・合理化・効率化を図り、内部質保証体制の一環としている。

監査における指摘・改善事項については、理事長から被監査部門に向け発出される改善・修正要望に対し、実現可能な改善・修正策について意見交換のうえ、改善ならびに修正措置を実施するとともに措置内容を報告している(根拠資料10-40)。

本学では、前述したとおり、第3期中期計画に基づく事業の推進によって、COVID-19禍での大学運営に取り組んできており、定期的な点検を実施し、経営推進会議の頻繁な開催による経営幹部の情報共有や意思決定の迅速化といった大学運営方法の改善をすすめ、事務組織等をこれに呼応するように機能強化を図る等、適切な組織により大学運営を行っている。

今後は、常設の自己点検・評価運営委員会において、中・長期計画に照らして、年度ごとの事業実施等大学運営に関して、①認証評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努め、②組織目標の実現に向け、目標の達成状況、各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を中期的な計画と連動させ実行(PDCAサイクル)するとともに、③自己点検や改善・改革に係る情報および保有する各種情報資源を、刊行物や大学公式ウェブサイト等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者および社会に対する説明責任を果たすべく制度を運用し、監事監査および内部監査等と相俟って、本学の管理運営組織が大学の理念・目的に沿って最大限の効果を発揮できるよう、適切な運営に資する役割を担っていくことになる。

点検・評価結果に基づく改善・向上の実例としては、前述したように、予算執行状況を リアルタイムに把握するための予算執行システムの導入、ICT化の推進によるリモートワ ーク実施・ペーパーレス化などが挙げられる。

#### (2) 長所・特色

本法人および本学の運営に関する基本的事項については、寄附行為、学則はじめ関係規程・規則を整備し適正な管理運営に努めている。

また、「学校法人京都薬科大学ガバナンス・コード」を定め、これを規範とし適切なガ

バナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めること等を明らかにしている。

近時の国の各種審議会等の検討結果や答申等を踏まえて、学校教育法、私立学校法をは じめ大学運営にかかわる関係法令の改正に迅速に対応するとともに、「京都薬科大学マス タープラン」や累次の「中期計画」に基づく本学改革の動きに呼応して、迅速な意思決定 により、関係規程・規則等の適切な整備および運用を図っている。また予算編成・予算執 行に関しては、事業別予算を2019年度から導入しており、中期計画との関連性を明確に し、次年度の予算執行目的の把握が容易となっている。

2020年2月危機管理対策本部を設置し、COVID-19感染拡大防止に当たっての職員全体会議の開催や、2021年度の大学拠点ワクチン接種の実施に当たっての職員全体会議の開催等、小規模大学の利点を活かし、常に構成員間の丁寧な意思疎通を疎かにすることなく、正に大学一丸となった対応を基本としているところに本学の特色がある。

また第3期中期計画では、大学の機能強化と業務の改善を図る一方策として、一元的情報基盤の整備を進めている。近年、組織における「情報資産」の安全な運用に資する取り組みとして、全学を挙げて迅速かつ適切に協働できる環境を整えたことは、危機管理面からも有用である。このように全学での協働態勢を基礎として、早くから教育研究環境を整備・充実したことが、COVID-19禍にあっても、他の大学に先んじ2020年4月6日から遠隔授業(オンデマンド型)を開始し、柔軟かつ継続的な修学環境の維持・向上および提供に繋がった。

併せて、遠隔地からの会議参加や在宅勤務の実施等、COVID-19禍での意思疎通の円滑化を図るため、学内デジタル化を一層促進し、ICTを活用した遠隔会議、電子申請や電子決裁等の大学の機能強化と業務改善を図ったことが特色として挙げられる。

#### (3)問題点

今後、さらに厳しさを増す経営環境にあって、スピード感のある経営改革が求められており、高度化・多様化する業務に対する不断の見直しや合理化を図り、さらなる教育研究の充実に必要な予算の確保のために、収入の増加策に加えて経常的経費の削減が不可欠である。こうした観点から、経費削減計画を立て、2020年度には一定程度の経費削減を図ったところであるが、より一層のコストパフォーマンス向上と事業に係る予算執行の効果検証を行う仕組みの確立が課題である。こうした点について、自己点検・評価運営委員会での課題整理を受けて、全学的な観点から優先順位を付す等して課題解決に取り組む必要がある。

また、本学のような小規模の大学においては、人的リソースの活用は大変重要であり、全職員の新たな職務能力の獲得・向上を奨励し、研鑽を督励することは必須であるが、第3期中期計画にも掲げ、SD実施方針や研修体系に基づき促進してきたSDおよびFD活動が、COVID-19禍で不十分な形での実施に留まったことは不本意であり、今後何らかの解決策を講じるべき課題として捉えている。

併せて、大学業務の高度化・多様化の進展やウィズコロナ、ポストコロナ時代のニューノーマルな環境に適した、職員の執務方法の変革や機動的な執務場所の確保等が課題であ

#### (4)全体のまとめ

本学は、建学の精神「愛学躬行」を源泉として設定された、教育理念・目的等大学の将来を見据えた「マスタープラン」や「中期計画」を実現するための大学運営に関する方針を定め、これを公表するとともに、ガバナンス・コードを規範とし適切なガバナンスを確保して時代の変化に対応した大学づくりを進めることを明らかにしている。

本学では、学長の選任方法と権限および役職者の選任方法と権限を学則等で明文化し、適切に運用できている。また、学長の意思決定と教授会との関係および教授会の役割についても、学則等諸規則に明確化しており、学長の意思決定およびそれに基づく執行体制を整備できている。加えて、本法人および本学では、法人組織(理事会等)と教学組織(大学)の権限と責任が明確になっているが、一方で経営推進会議を設置しており、当該会議では、法人の統括者である理事長と教学の責任者である学長が常に連携を図ることで、円滑かつ効果的な大学運営に資する機能を果たしている。事務組織は大学と法人の機能が一体化しており、教学部門との連携も円滑である。このように法人と教学の良好な連携を保ちながら、従来にも増して教職協働を深化させつつ、小回りの利く迅速な意思決定と優良な財政基盤に基づく大学運営を適切に行っている。

本学では、職員の採用および昇格に関する規程類や研修制度、人事評価制度を備え、人 的資源の資質向上を常に図りながら、大学運営に関わる組織を整備している。また、SD義 務化の趣旨を踏まえたSD推進体制を構築し、これを実施している。

危機管理体制としては、危機管理基本マニュアルを定める等、情報に関わるものも含め、大学と法人の一体的整備を行い、COVID-19禍においても十分に機能している。

監査体制についても、教学面については、自己点検・評価運営委員会により、点検・改善を行っており、法人監事への報告を行う等の業務監査との有機的連携を図っている。法人監事による監事監査と会計監査人による監査、さらには、内部監査部門による三様監査を着実に実施して不断の点検を行っている。

なお、ニューノーマルな社会状況のなかで大学を運営するにあたり、ガバナンス・コードを実践し、適切な内部質保証システムに基づくサスティナブルな改革を実現するために、さらなるコストパフォーマンス向上と検証を行う仕組みを確立させ、多くの課題を克服していく。このため、トップと学内構成員らが目的意識を常に共有し、迅速な意思疎通の下に不断の改革を一層進めていく必要がある。

# 第2節 財務

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①:<u>教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定</u> しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点 1:大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画 の策定

評価の視点2:当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

#### 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本章第1節点検・評価項目①に記述したように、本学では多様に変化する社会ニーズに応え、安定した経営を行うことを目的に、2007年度から中期計画を策定し、大学運営を行っている。第3期中期計画(2017~2021年度)においては、中期計画の各項目と予算を紐づけ、より実質的に計画を推進できる仕組みとしている(根拠資料10-42)。

現在本学は、老朽化した教育研究総合センター(1983年竣工)および育心館(1973年竣工)の建替えを計画しており、その資金として2号基本金を計画的に積み立てている(根拠資料10-43)。

今回の計画は、教育研究総合センターおよび育心館に分散している教育・研究機能および学生厚生機能をそれぞれD棟およびC棟に集約することを目指しており(根拠資料10-44)、創立140周年の2024年度中に1棟、第4期中期計画中に残りの1棟を竣工する予定で進めている。

#### 大学の財務関係比率に関する指標または目標の設定

本学は「京薬ブランド」の確立を目指し、「大学の価値を高める」ために必要な原資や設備投資を安定的に確保することが重要な課題となることから、事業活動収支差額比率 (事業活動収入に占める基本金組入前当年度収支差額の割合)は、10%程度を指標としている。

財務関係比率においては、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政」を引用し、全国平均、単一学部平均(薬学部)等との財務比率の比較を行っている(根拠資料10-45)。これによれば、全国平均や単一学部平均(薬学部)に比し、本学が高い水準を保っていることがわかる。

また、日本私立学校振興・共済事業団が公表している「経営判断指標」に基づく分析を行っており、同指標によると経営状態の区分は、2020年度以外、最高位のA1(正常状態)を維持している。2020年度のみ経常収支差額が10%未満となったため、区分はA3(正常状態)となったが、これはCOVID-19禍で学生に対し、1人あたり10万円の緊急支援金を給付したことに起因し、一時的なものである。

なお、外部評価指標として格付投資情報センターの格付評価を受けており、本学は、

2004年8月以降、16年に亘り「AA-(ダブルAマイナス)」(格付けの方向性・安定的)を維持している(根拠資料10-46)。

以上のように、大学の将来を見据えた中・長期の計画に即して、教育研究活動を安定して遂行するため、具体的かつ妥当な中・長期の財政計画を適切に策定している。

# 点検・評価項目②:<u>教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立</u>しているか。

#### 【評価の視点】

評価の視点 1:大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現する

ために必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点2:教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3:外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同

研究費等)の獲得状況、資産運用等

# 大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

本学は、創立150周年を目標とした「京都薬科大学マスタープラン」に掲げられている「先端的な研究に支えられ、建学の精神に根差したファーマシスト・サイエンティストの育成を追究する大学」を京薬ブランドとして展開するために、2017年度から始まった第3期中期計画の確実な達成を通じ「大学の価値を高める」ことに重点的に取り組むことを基本としている(根拠資料1-11)。

第3期中期計画を実現するための財務基盤は様式7-1「5ヵ年連続財務計算書類2-1」 (根拠資料10-47)に示すとおり、事業活動収支の基本金組入前当年度収支差額は約5億 ~8億の間で、翌年度繰越収支差額も約7億~12億の間で推移している。また、自己資金 の充実を示す事業活動収支差額比率(事業活動収入に占める基本金組入前の当期収支差 額を占める割合)は5年連続10%を超えており、教育研究活動を遂行するための財源は十 分確保できている(大学基礎データ表9、表10)。

さらには、純資産の総資産に占める構成割合(純資産構成比率)は約95%と非常に高く、短期的な支払能力を判断する流動比率についても約400%と、長期的にも短期的にも 財政状態は安定しているといえる(大学基礎データ表11)。

特に第3期中期計画では、本学の独自色を大きく打ち出す研究を推進するための費用 (研究ブランディング事業費) や研究力強化・活性化のための事業費、また講義収録システムの導入、AIを使用したチャットボットの構築、学習支援システム「manaba」の導入、認定・専門薬剤師資格取得をサポートする履修証明プログラム「Lehmannプログラム」等、教育研究等の質を向上させるための取り組みに重点を置いた予算配分を行っている (根拠資料10-42)。

# 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

教育研究活動を遂行するための財源は、前述のとおり収支均衡しており、適切な財政 を確保できている。

財政確保の取り組みとして、2019年度から事業別予算制度を導入し、事業の計画、執行、検証および改善を通じ、業務改善・業務効率化の向上に取り組んでいる。

具体的には、経費の削減を企図して、太陽光発電設備やガスコージェネレーション設備の設置や、学内照明のLED化の推進により、光熱水費を削減し、経常的経費についても経費節減プロジェクトチームを立ち上げ、外部コンサルタントの助言を受けながら、役務契約等を中心に経常的経費の削減に取り組んだところである(根拠資料10-26)。

他方、収入面においては、学生生徒等納付金に大きく依存する現状の収入構造を見直 し、外部資金獲得支援、寄附事業の推進、資産運用体制の構築等、多様な収入による持続 的かつ安定的な財政基盤の整備を行っている。

# 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、 資産運用等

#### (1) 外部資金の獲得

科学研究費補助金、受託研究費および共同研究費においては、研究・産学連携推進室が 中心となり教育職員の支援にあたっている。

外部資金の獲得状況等については、第8章点検・評価項目④に詳述した。

#### (2) 寄附事業の推進

教育研究等の充実・発展を目的にした寄附事業を推進するため、寄附事業の支援内容、 寄附の方法等に関するリーフレットを作成し、2019年10月から新たに恒常的な寄附事業を 開始した(根拠資料10-48)。寄附の方法等については、これまでの金融機関への振込に 加え、クレジットカード決済、コンビニ決済およびペイジー決済を利用できるよう、寄附 者の利便性に配慮している。現在のところ、大学基礎データ表9、10に示す経常寄付金比 率に変化はないが、中長期的な取り組みとして本事業を継続的に推進していく(大学基礎 データ表9、表10)。

#### (3) 資産運用の状況

2016年1月に導入された日銀のマイナス金利政策により、これまでの国債・定期預金のみの運用を見直し、資産運用体制の整備に向けて、「学校法人京都薬科大学資産運用規則」を新たに制定した(根拠資料10-49)。

またガバナンスの強化を図るため、「資産の運用方針」、「運用委託機関の選定」、「資産配分」、「運用委託機関の評価」、「有価証券の取得又は売却に関する事項」等を審議する資産運用委員会を設置し(根拠資料10-50)、専門家の知見も得ながら、資産運用を行っている。

現在、国債、定期預金のほか、事業債、投資信託、特定金銭信託まで運用対象を広げ、 収入の確保に努めている。

以上のように本学は、大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画等を実

現するために必要な財務基盤と、安定した教育研究活動の継続と財政確保の両立を図るための仕組みを有し、外部資金の獲得と資産運用を行う等、適切な財務基盤を備えている。

# (2) 長所・特色

本学は、他大学の財務比率の平均値に比し、評価が高いという特徴を有しており、いわば、収支が良好で財務が健全であり、教育研究活動を遂行するための財源は十分確保できている。その下で、第3期中期計画を通じ、教育研究等の質を向上させるための取り組みを着実に実施している。

また、短期的な支払能力(現金預金)も非常に高く、2020年度にあってはCOVID-19の拡大防止と学生の学修機会の確保とを両立する観点から、学生がオンデマンド型講義を受講するための環境整備を目的とした「緊急支援金」の給付に当たり、他大学に比し充実した額となるよう配慮することができた。

他方、安定した財務に頼るだけでなく、事務職員の高いコスト意識の下、文部科学省や京都市、京都府からの補助金事業にも積極的に申請し、2020年度は経常費補助金、施設整備費等も合わせ約576百万円の補助金を獲得し、収入の確保に努めている。

# (3)問題点

事業活動収支差額比率は5年連続10%を超え、翌年度繰越収支差額も黒字が続いているものの、これまで研究ブランディング事業、第3期中期計画の推進等、教育研究活動に必要な経費を充実させてきたこと等により、当年度収支差額は2019年度、2020年度と2年続けてマイナスとなった。第2号基本金の組入れが2022年度をもって終了することにより、一旦、当年度収支差額の赤字は解消されるものと考えるが、今後の教育研究経費、管理経費等の増加率にも注視が必要である。

また、私立大学薬学部の志願者数が年々減少していることに加え、薬剤師について今後 10年間の需要と供給は同程度で推移(バランス)するが、将来的には供給が需要を上回る との予測も出ている。少子化や需給バランス等の社会的要因も視野に適正な入学定員数予 測に基づく財務計画をたてる必要がある。

#### (4)全体のまとめ

本学の財務状況は収支が良好で健全といえ、安定した教育研究活動を遂行するための財源は十分確保できている。今後、「京薬ブランド」の確立を目指し、「大学の価値を高める」ために必要な原資の確保や設備投資を一層安定的に推進していくことが重要な課題となることから、事業活動収支差額比率10%程度の水準維持を目標としつつ、教育研究等の質の一層の維持・向上のための取り組みや、事業別予算制度のPDCAサイクルの確立による業務改善・業務効率化をさらに推し進める。

他方、保有資産の安全かつ効率的な運用を行い、関係業界、卒業生といったステークホルダーに対する大学広報を通じて大学の目指す教育研究活動等についての理解を得ながら、公的補助金、研究助成金や寄附金といった外部資金獲得のさらなる拡大に繋げる等、安定した財務基盤の維持向上に取り組んでいく。

本学は、建学から今日まで130余年の歴史を刻んできた日本で最も古い薬学教育・研究機関のひとつであり、これまで綿々と建学の精神である「愛学躬行」を学生、教員および事務職員が共有し、実行し続けることにより、多くの優れた卒業生を輩出し社会に貢献してきた。2034年の創立150周年に向けて「先端的な研究に支えられ、建学の精神に根差したファーマシスト・サイエンティストの育成を追求する大学」への新展開を目指し、「京都薬科大学 マスタープラン 創立150周年への飛躍」を掲げ、中期計画の推進によりその実現に向けた取り組みを進めている。

2019 年度末から拡大した COVID-19 により世界の状況は一変し、本学においてもその影響は多大なものであった。このような状況下において、「学生の安心・安全を守るとともに、学びを止めないこと」を第一として、ICT を活用した講義形態への変更、新たな学生支援とその手法の確立、教育研究環境の整備等、全職員が一丸となり迅速に対応できたのは、これまでの教育研究活動、大学運営のなかで「教職協働」を共通理念に取り組んできた基盤によるものと考える。

こうした未曽有の危機への緊急的対応から、2021 年度においては、次の段階として、ポストコロナ時代を見据えたニューノーマルの確立を目指し、さらなる改善や方針の転換・見直しを進めてきた。そのようななか今回、自己点検・評価を行い、本学の現状を真摯に見つめ直し、本学の長所や特色、そして今後に向けた課題を明確に浮き彫りにできたことは、これから本学がさらなる発展を遂げるために非常に良い機会であったと考える。2021 年度で第3期中期計画が終了し、新たに2022 年度から第4期中期計画が開始となるが、今回の自己点検・評価において抽出された課題はこの第4期中期計画のなかでも改善に取り組んでいく。

今後も本学は、常に現状を見つめ直し、改善・改革に取り組むことによって、より良い教育研究活動を実践し、医療界を含めた多様な社会で貢献できる有為な人材を輩出し続ける。

# 1. 理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況

本学の理念・目的、教育目標の主旨は、一般的な教育のみならず、研究活動を通じた教育を行うことによって、「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成することにある。学長のリーダーシップの下、「ファーマシスト・サイエンティスト」を育成するために、6年に亘る体系的な教育プログラムを編成し、Science(科学)、Art(技術)、Humanity(人間性)のバランスのとれた人材育成を進めている。薬学の専門知識に加えて、豊かな人間性を育みながら、高度な専門的能力と研究能力を有する薬剤師、すなわちファーマシスト・サイエンティストの育成を目標とすることにより、薬剤師国家試験の高い合格率を継続的に維持し、かつ薬系単科大学としては比較的多い大学院の定員数を確保できている。また、進路に関しても100%に近い就職率で、医療機関のみならず、企業、行政等、多様な業種にも多数の卒業生を輩出している。以上のことから判断しても、理念・目的、教育目標は充分に達成できていると考えることができる。

# 2. 優先的に取り組むべき課題

今回の自己点検・評価により、本学が取り組むべき課題が明確となった。そのなかで も早急に取り組まなければならない課題を列挙する。

#### ①内部質保証

全学内部質保証推進組織である自己点検・評価運営委員会による定期的な自己点検・評価については、これまでの実績はない。これについては、2021年度に外部評価受審に係る点検年度は、点検・評価報告書作成のなかで自己点検・評価を行うこと、また点検年度以外の年度についても学内自己点検・評価スケジュールを策定した。今後はこれらのスケジュールおよび方針に則って定期的に自己点検を実施していく予定である。

#### ②教育課程·学習成果

「薬学教育モデル・コアカリキュラム (平成25年度改訂版)」に記載されている到達目標は非常に多岐に亘っていることから、未到達者が少なからず存在する。具体的には、6年間で卒業し、薬剤師国家試験に合格できる学生は全体の約75% (2014年度入学生実績)であり、全国私立大学で57大学中6位であるものの、100%には遠く及ばない。この差異を埋めるために、学生個々の学修能力に応じた教育システムの構築が急務である。

#### ③学生の受入れ

学部において、学力の3要素の1つである「主体性を持って多様な人々と協働して 学ぶ態度」に関する適性に関して、入学後の評価ができていないため、入学者選抜時 の評価の適切性を完全には検証できているとはいえない。それゆえ、入学後の評価に 関してもカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーとの連関性を考慮しなが ら、さらなる検討を要すると考える。

研究科においては、薬科学専攻博士前期課程(定員5名)および博士後期課程(定員2名)について、2016年度以降、毎年定員を大きく下回っている。今後、他学部卒業者あるいは大学院修士課程修了者、外国人および社会人の入学者を増やすための制度設計や入学試験広報等の検討、さらには将来的な入学定員の再検討が必要と考えられ、大学院教育検討委員会が中心となり、全学的に検討を進める必要がある。

# ④学生支援

本学の学生支援の考え方やあり方は確立されており、各種支援が有効に実施されているものの、学生支援の方針は成文化されていない。一貫した支援を継続的に行うために、確たる方針の策定が喫緊の課題である。

#### 3. 今後の展望

優先的に取り組むべき課題に関しては、各種委員会等によってその改善に向けた取り組みを既に始めている課題もあるが、未着手の課題については 2022 年度から開始する第4期中期計画において検討し、対応を進めていく予定である。これらの結果については、各種委員会等と連携しながら、全学内部質保証推進組織である自己点検・評価運営委員会において検証を行い、さらなる改善を図っていく必要がある。自己点検・評価を自主的かつ恒常的に行っていかなければ、真の改善・改革を達成していくことはできない。このよ

うに全学的な PDCA サイクルを有効に機能させることにより、今後も継続して改善・改革 を進め、本学のさらなる発展に繋げていきたいと考えている。